

二級	一級	等	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	等
同	同	乙	同	同	同	同	同	同	同	甲
同	同	號驗訖證	同	同	同	同	同	同	同	號驗訖證
同	同		同	同	同	同	同	同	同	
同	同	寸法	同	同	同	同	同	同	同	寸法
同	同	模	同	同	同	同	同	同	同	模
同	同	樣	同	同	同	同	同	同	同	樣
同	同	刷色	同	同	同	同	同	同	同	刷色
淡黃色	濃紅色		淡紫色	綠色	藍色	黑藍色	棕色	淺黃色	濃紅色	

六級	五級	四級	三級	二級	一級	等	七級	六級	五級	四級	三級
同	同	同	同	同	同	丙	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	號驗訖證	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	寸法	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	模	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	樣	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	刷色	同	同	同	同	同
綠色	藍色	黑藍色	棕色	淡黃色	濃紅色		淡紫色	綠色	藍色	黑藍色	棕色

ちなみに、紙捲菸に付き捲菸税を納付したる者は、其の最小容器又は色裏の一箇に甲號驗訖證を貼付して鮮明に

消印し、且つ當該紙捲菸の外装に乙號驗訖證を貼付し、之に所轄稅捐局の消印を受くべく、但し紙捲菸の本數五千本未滿なるときは、其の外装に乙號驗訖證の貼付を要せず、又雪茄菸に付き捲菸稅を納付したるものは、同く丙號驗訖證を貼付するのである。

現大洋票

hsien' ta' yang' p'iao'

舊奉天政權下の不換紙幣奉天票が慘落し一般經濟界より驅逐せらるるや、之れに代はる兌換券として發行されしものにて、すなはち十八年五月公布の遼寧省四行號聯合發行準備庫暫行章程に根據し、目的は幣制の改善にあり。四行號とは東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行、交通銀行の四にて、うち主として發行せるは東三省官銀號及び邊業銀行にて、中國、交通兩行は前二者の新票發行に利用されしかたむきあり。準備庫の準備は現銀七割保證三割といふ確實なるものにて、仍一部分の兌換及び爲替取扱を行ひしため信用を維持した。種類は銀行の多い爲非常に多く聯合準備庫發行のものは官銀號、中國、交通銀行號共壹圓、五圓、拾圓の三種にて、官銀號の單獨發行に係るものは壹角、貳角、五角の小額券と壹百圓券もあり。邊業銀行のものには壹圓、五圓、拾圓の外に五拾圓、壹百圓のもの及壹角、貳角、五角の五種。中國、交通兩行の天津票は壹圓、五圓、拾圓の三種である。奉天省並に熱河省内に於て廣く流通し、一般に法貨と看做され、單位は十進法にて圓、角、分である。發行額は判明せず約壹千五百萬元と稱せられた。(奉天票參照)

(一) (二)

五金

wu' chin'

金、銀、銅、鐵及錫を指稱すれども必ずしも五種に限定せず、一般金屬の總稱。

五中。五内。五臟。

五方

wu' fang'

東、西、南、北、中央或は東夷、西戎、中國、北狄、南蠻を謂ふ。

五音。宮、商、角、徵、羽。

五刑

wu' hsing'

墨、劓、剕、宮(せいを割る)大辟(死罪)。

五畜。牛、羊、豕、鷄、犬

五保

wu' pao'

唐制の地方自治法、すなはち四家を隣、さし五家を保、さし、保に長を置き互に禁約せしめたのである。(保甲參照)

五色、五彩。青、黃、赤、白、黑。

五量

wu' liang'

量に命、合、升、斗、斛の五量あるを稱す。

五度_二度に分、寸、尺、丈、引の五度あるを稱す。

五行 *wu² hsing²* 陰陽 *yin¹ yang²*

支那古來、彼等が事物森羅萬象に對し、或る理論的解釋を試みんと欲するに適用する迷信的な二大思想がある。五行竝に陰陽これにて、哲學的方面、科學的方面はもとより、普通生活上の諸現象に之等の説を適應せしめんとする。即ち日と月、男と女、影と日向、大と小、冷と熱のごとき極めて簡單なる自然現象を觀察して、相反する現象をとり陰陽とする——例へば日を陽、月を陰とするのである。かく、陰陽は相對立する而も相互に表裏を爲しつつ交互に作用して、宇宙を支配し萬象を生成せしめる。

五行とは木火土金水のごとき、人間が最も手近に知る五大物質を標準として、之を有象的には元素のごとき考へ無象的には性狀と考へ、宇宙萬物の變化、人事百般の盛衰等は之等の循環的現象或は變化に依り解説し得と爲すも、自然の現象を極めて簡單に觀察して萬般の事物に適用し、以て動すべからざる真理と爲さんとする。かくて、土を中性と見做し、恰も土に依りて穀物が生育し得ること、火水木金を調和すと考へ、これに陰陽二氣を併せ、陽氣増加すれば燥、陰氣増加すれば寒、陰陽二氣相觸れて風を生ずと稱し、凡そ陰陽、五行の調節が適度ならば草木は繁茂し、生物は生活の適處を得、人類は長生不老もつて幸福に暮し得と爲す。

陰陽説は易の「繫辭傳」下易に太極あり、これ兩儀(陰陽)を生ず、兩儀四象を生ず——より出で、五行は詩經の洪範

に基く。(五氣、洪範参照)

五行八作 *wu² hang² pai¹ tso¹*

各種の工匠及び小商人の總稱。

五氣 *wu² chi²* 五味 *wu² wei²*

古來の陰陽五行説は攝生或は養生の根元を爲し、古俗、天は人を養ふに五氣を以てし地は五味をもつてすと稱す。すなはち五氣は鼻腔より心肺に藏し、五味は口に入りて腸胃に藏し、以て五氣を養ひ茲に生氣を生ず。その關係如左。

- 五氣_二腥、臊、香、臭、焦、_二陽氣
 - 人體_二節、骨、肉、氣、脉、_二生氣
 - 五味_二辛、酸、甘、苦、鹹、_二陰氣
- かくて長生不老は、五氣、五味の調和に根元し、凡そ支那に於ける飲食物の調理は這裡の調和を以て其理想とす

(五行陰陽参照)

五行 *wu² tai¹ hang²*

日常必需品たる糧、布(吳服物)、菸(煙草)、茶、酒の五種商業の總稱にして、又銀、酒、茶、糧、布を稱す。
五代錢||後梁の開通元寶、後唐の天成元寶、後晋の天福元寶、後漢の漢通元寶、後周の周通元寶を謂ふ。

五路財神

wu³ lu¹ ts'au² shen²

福の神たる趙玄壇、招財、拓寶、利市、納珍等の五神の總稱。

伍田地

wu³ tien² ti⁴

當年從龍入關即ち清朝の滿洲より山海關を突破して北京に入れる際の王族の麾下に、分配せし土地の義。

股

ku³

共同出資の持株。株式會社の株の義。

股東||共同出資者、株主。

股友||共同出資の組合員。

股票||株券。

股份||株、株式。

股本存儲||株式資本の現存。

股東年會||株式總會。

股利||拂込資本に對する利子、即ち株主に對し議單(定款)に依る官利(利益の有無に抱らず株主に對する起業配當金)及紅利(利益配當金)等を包含せる意味にて、これ等の配當金は凡て股利なる勘定科目内に處理される。
股長||係主任。
(合股、合夥參照)

顧炎武

ku⁴ yen³ wu³

明末清初の大儒。清朝考證學の始祖にして、世、清代學術を通覽すれば顧炎武に始まりて顧炎武に終るを稱す。明末崑山に生る、字は寧人、號は亭林、山中に屏居して經史に潛心し、後、四方を周遊す、經世の才學を持ちつつも道に仕へず、華陰に卒す。その學朱子に依り考證に長ず、著述するところ多く、就中、日知錄三十卷は終身精詣の書である。その學風は博きを主とし、身を持するには廉恥を尊ぶ、博學なるため考證の學となり、廉恥を尊ぶは宋學の義理とす。かくて嘉道以來、その學風は復活して大いなる影響をもたらした、すなはち(一)は博學にして廉恥心に富みし點より侃諤の議論をする清流黨となり、(二)は眞實なる心を汲みて漢族支那の恢復を謀るの一大思想となつたのである。(考證學參照)

古謝夫

ku³ hsieh⁴ fu¹

北滿に於ける通關業者にして其の手數料を俗に紅字兒ホンフウルと呼ぶ。

扣 *keou⁴*

差し引く、割引く、差し押えるの義。例ば九扣は九掛すなほち一割引を謂ふ。

折扣、扣利 || 主とし高利貸の行ふ天引の義。

明 扣 || 表面上の割引。

扣用 || 代理經營報酬たる手数料。

扣 尅 || 經費中當局がその一部を着腹することを謂ふ。

扣暗 || 裏面の割引。

扣成色 || 錢莊にて銀塊を兩替するとき、錢莊は其の純分を鑑定しその價にて兩換すること。成色は純分の義。

扣追缺租 || 租税の滞納又は不足分を追徴するの義。

公行 *kung¹ hang¹*

コオホン

阿片戦争以前は、所謂廣東貿易時代で、あらゆる外國人との貿易は、凡て公行(コオホン)によりて行はれてゐた。公行とは當時支那政府より、廣東に於て、外國人との通商を許されたる、支那商人の團體なるが、この一種のギルドに屬するものは、行商(Hong Merchants)と稱せられ、これ等は十三ありて、俗に十三行(Thirteen Factories)と謂ひ、當時の外商の對支貿易は、必ずこれ等の特許商の手を経て、行はれてゐたのである。即ち彼等は官憲に對しては、關稅の納付、並に在留外人の行爲に就き全責任を擔ひ、一方外人側には買辦(Compradors)銀師(Shroffs)

通事(Interpreters)その他使用人の周旋、外人の支那官憲に對する交渉の仲介、取引に關する紛議の仲裁をなしてゐたのである。

さらば支那と諸外國との通商は廣東に於ける彼等公行を通じて行はれ居りしなれば、其の關稅則とても準據すべきものとはなく、輕重は一にかかりて稅關吏の手中に在り舞弊甚かつたのである。而して英國は南京條約に依つて、公平正確なる輸出入關稅の制定並に一般に告示すべき旨を約せしめ、更にその追加條約に據り、從價五分を原則とせる協定稅率を採用せしめ、以て支那海關制度發達の端を發せしめたのである。(海關參照)

行家 *hung¹ chiu¹*

本職、玄人、その道の人の義。

外行 || 素人。 内行 || 玄人。

行話 || 商賣人仲間の專用語、符徴。

行作 || 粗惡なる質造り。

行市 *hang¹ shih¹*

相場。 行市表、行情單 || 相場表。

行市飛漲 || 相場の騰貴。行情緊 || 金融逼迫。行情鬆、銀市鬆 || 金融緩漫。

行用、行備 *hang¹ yung¹*

問屋の口銭。

行接行 || 同業者間の取引。

工潮

kung' ch'ao'

勞工風潮の略語にして労働運動、労働争議の義。

工會法

kung' hui' fa'

工會は近代的意味の労働組合、工會法は同く組合法である。

考ふるに、支那國に於て近代的産業の基礎の上に、工會コンホイでふ、近代的労働者の組織を作り出すやうになりたるは大正八年前後、即ち歐洲大戰以後のことに屬する。抑、此の國に於ける労働組合發達の跡を遡れば、前清の末年、在香港の華僑機械工人間に研機書塾ケンキショジュクと稱する一種の俱樂部ありて、會員相互の教育並に社會的利益に注重する機關となれるが、當時、該地理髮工間にも小規模ながらこれに類似する組織があつた様である、亦、廣東沙面に於ける外商雇員八百有餘名によりて惠群工社ヱンケンコウシャなるものもあつた。民國に入りては、元年の春、華北の唐山炭坑に於て唐山工黨の組織あり、武漢地方には印刷工會が組織されし、亦、民國五年五月、國民黨員と稱する華某が莫斯科モスクワ大學より上海に歸來し、上海にて中華農工聯合會なるものを組織して、資本主義の推戴を呼號したる、續いて民國六年廣東にて工、商、軍、政、學界有志によりて華僑工業聯合會が產生、後中華工會と改稱し、一面週報の刊行に

よりて労働者教育に資し、他面、五一節メイイチセツの遊街行を指導して大衆の喚醒に努めし等の如き、徐々ながらその發達は認められるも、所謂る近代的労働組合の結成運動は歐洲大戰以後に發する。

殊に、改元以後の文化運動による改造思潮の、纒く、所謂る政治問題より離れて寧ろ政治を従として獨立したる思想の存在をその社會意識に構成せるため、歐洲戰後の世界思潮は容易に、此の社會に受入れられ、こゝに德漢克テクハンク拉西的新思想の擡頭を促し、もつてその運動に理論と精神とを吹きこんだのであつた。而して大戰中、約十四萬の労働者を僑工グイコウ出洋條例に依りて西部佛白戰線に人夫として供給派遣せるが、彼等の東歸は、これ等の運動にサンチカリズムの影響を多量に附與した。

斯かる内に、當時、政治的に北、中支軍閥と對抗せる、南支國、民黨並にその政府の政治工作方面に、彼等の衆團的力の利用、而して戰後中國に於ける生活程度の向上、新式工業の發達に伴ふ彼等勞工階級自體の衆團的勢力の勃興とは相俟つて、こゝに労働争議の發生を滋くした。さとも所在に労働組合が產生した。民國八年には、唐山一帶並に京漢鐵路に労働組合が結成され、民國十年には廣東、上海、香港には百有餘の工會即ち労働組合が存在したと稱せられる。しかし、これ等は各地個々の工場、家内手工業者の、その自然に發生せる各闘争裡に獲得せる職業別的なものであつた。而して此の結成には幾多の辛酸が伴つて居る。

蓋し、組合結成の前には、彼等はこの國の家族制度に依るその社會習慣に於て、その固有の經濟組織の上に於て、なほ、その國法上の制限に依りて、即ち、彼等はその國法の範圍内に於て、言論、著作、出版、集會、結社の自由

を保證されつゝあるに係はらず、彼等は一面治安警察條例、豫戒條例、暫行新刑律に於ける罷工禁止法等、各種の刑罰法令等のために二重三重の桎梏に直面し、ために前途種々の障礙がある。さらばそれを突破するが爲には勢ひ彼等の工作進行が、争闘的ならざるを得ぬ。

民國十一年(大正十一年)三月廣東國民政府は、工會條例二十箇條を公布して罷業をもつて非法行爲と爲す中國暫行新刑律第二百二十四條及其の附帶諸項の取消しを行ひ、當時、すでに廣東に組織されし百有餘の工會に對し、労働團體たる法律上の資格を認められた。本法は支那に於ける最初の労働組合法である。

民國十三年六月、廣東國民政府は更に工會條例二十一箇條を公布した。當時の國民黨は孫總理の聯俄容共政策を確立し、中國共產黨が正式に國民黨に加入し、こゝに三民主義の國民黨員と共產主義を信奉せる一派が相共に孫文の傘下に握手し、ために一は共產黨の加入に依りその組織を構成し生氣を新たにす、且つは共產黨の背援を農俄國の利用を獲り得、一は多年の革命戦に、人の和を隱然たる社會的勢力を負へる、國民黨の招牌を利用することに依りて、その目的の遂行に資したるものにして、當時の國民黨は只管なる階級闘争による社會革命を高唱し、極めて急進的に、且つ反動的に華々しく跳躍して居る秋とて、本法も餘りに急進的直譯的に、即ち團體の力に據る勞資雙方の對等的地位を確保し、労働者の重要な武器としての罷業を合法的に認め、且つ工會の組織を産業組織をもつて主とせしめ、進んで支那他省並外國に於ける同性質の團體と聯合結合を認めたるがこゝき、尤に第二十條に於て凡そ刑律、違刑律中に於て制限するところの聚集、集合等の條文は本條例に適用せずとして、工人の集合、結社、

聚集、講演並罷業に關する諸刑律との交渉に、將來に於ける適用上のその煩雜遺漏を慮り、條文中列擧の方式を避けて概括的に本條例に適用せずと規定せるが如き、まことにこれ等工會の活動に、自由なる立場を與へたのである。民國十五年國民黨が共產黨と分離して南京國民政府を樹立すると共にその十一月、前項工會條例に修正して工會組織條例二十七箇條を公布した。これを前條例と比較するに、工會の産業組織並外國の労働團體との聯合を認めたる條項を削除し、工會に對する監督規程を新にして、曾ての直譯的の一面を取除いた。

民國十八年十月、南京國民政府は新工會法五十三箇條を公布した。大要次の如く、その目的とするところは労働條件及生活の維持改善、智識技能の増進、生産の發達にあり。その設立は現在從業中の労働者が組織するもの、然らざるもの、二者あり、一は滿十六歳以上の男女労働者が同一産業又は同一職業従事者百人以上の場合、一は同一職業労働者五十人(年齢制限は同様)以上の集合によつて之を組織することが出来る。但し第三條には國家の行政、交通、軍事、軍事工業、國營産業、教育事業、公用事業等に於ける各機關の職員及役員は、本法を援用して工會を組織することを得ず、而して第三條に列擧する各種事業の労働者が組織するところの工會は、團體協約を締結する權利を有せず(十六條)とあり、又、第三條に列擧する各種労働者の組織する工會は罷工を宣言することを得ず(第二十三條)と規定し、之等各種事業に於ける高級職員の組合組織を禁じて居る。工會の職務中最も主なるものは、團體協約の締結修正又は廢止等にあるが、之は官廳の認可を経て始めて始めてその效力を發生する。工會の行動として最も重大なることは罷工であるが、工會が罷工を決行する場合は、争議が調解、仲裁の順序を経たる後、會員大會に於

て無記名投票に依り全體會員の三分の二以上の同意を得るの必要があり(第二十三條)而して罷工の際、公けの秩序を亂し、雇主又は他人の生命財産に危害を加ふることは許されない(第二十三條)又工會は標準賃銀を超過して賃銀の増額を要求し以て罷工を宣言することを得ず(第二十三條)の規定がある。而して組合に對する國家の保護と共に、その監督に關する規定が目立つ、尤に解散命令に依るの制裁は嚴として人の意表に出でたるも、考ふるに、現國民政府の實際的政策は、新興資産階級によりて嚮導されつゝあるの點に於て、亦、國民黨が各階級の利益を代表するものたることを標榜することに於て、立法の主旨見るべきである。

工團主義

kung' t'um' chu' ai'

歐洲大戦中、僑工出洋條例に依りて佛白西部戦線に派出されし支那労働者の歸來して、民國五六年頃より漸次醗酵せる労働風潮に投ずるや、辛開主義(サンデカリズム)の影響を多分に附與した。彼等の口號(スロオカン)を、工團主義と謂ひ、佛蘭西労働總聯合會(Confederation General du Travail)の系統に屬す。民國十三年上海工團聯合會の組織あり、國民黨右派に支持され、國民黨左派に依りて支持さる上海總工會と相對立す。兩者には労働運動の指導上根本的に背反するものあり、一は労働運動を藉りて國民革命に次で社會革命に進まんとする。一は労働組合の實力をもちて労働者階級の完全なる解放てふ純労働運動に立脚する。茲來兩者互に鎗を削り、その背援たる國民黨左右兩派の消長に依り一進一退を見たるが、民國十六年、南京國民政府に依りて統一組合の組織さるや、双方共に解

散せるも、事實上支那に於ける労働組合にはこの二潮流が存在しつゝある。

工廠法

kung' ch'ang' fa'

現行工廠法は民國十八年十二月二十七日公布、爾來一載を経て、二十年二月一日よりこれが施行を命ぜられたるものにして七十七箇條よりなる、遂に民國十二年三月二十九日、北方政府が農商部々令をもつて暫行工廠通則三十八箇條を制定せしより民國政情と共に幾變遷を重ね、遂に中央政府の手による新工場法が公布施行せらるゝに至れるものにて、全七十七箇條を十三章に分ち、第一章總則中に於て、本法の適用範圍を蒸氣力、電力、水力發動機を使用する工場にして平時工人三十人以上を雇備するものとせざる外、工人名簿、工人の就退職の狀況、工人の傷病並に災害事項等の届出義務を負はしむることによる主管官署の監督の一般に付規定を設く。第二章は幼年及び女工の保護規定とし、第三章は作業時間に関し八時間労働の原則を定め例外規定を詳定す。第四章休息及び休暇規定。第五章賃銀規定中原則として工人の最低賃銀を工場所在地に於ける生活狀況を標準として定められる點(第二十條)並に男女工同様の作業に従事し能率同等なるものには同等の賃銀を支拂ふべき旨の規定は(第二十四條)注目に價す。第六章雇備契約の終止規定に於ても、無定期雇備契約の解除即ち工人の解雇にあつては各々情事に依り相當の豫告期間を設立することにより、工人に轉職の猶餘を與へ、身分關係上に能ふる限りの安固を得しめんとの用意見るべきものあり。第七章工人の福利規定中に於ては、工人の教育補育施設、工人相互の利益を眼目とする協助機關の設置

等を中心とし、又女工の母性保護の見地より、女工分娩前後に於て通算八週間の休暇を與へこれに對して平常の賃銀の支拂を要せざる異色ある規定を含む。第八章は工場内の安全と衛生設備に關する規定。第九章は工人手當及び撫恤金規定にして、職務のため傷病又は死亡したる場合に、工場はその醫率補助及撫恤費を支給するを原則とする立前のもとに各場合の情事に應じ支給限度額を明示す。第十章工場會議の規定に於ては第五十條第一項より第七項に該會議の職務事項を示してこの範圍内に關する限り工場代表と同数の工人代表を選出、發言をなさしむるの工人權限の擴大を得しめ、工人の人格地位上に拂はれたる配慮の顯著なるを見る。第十一章に徒弟制度に關する詳定あり。第十二章工場法違犯に對する工場に對する罰金制度並びに工人の不法行為に對する罰金體刑の制度を規定す。以上の外附則三箇條を附し全七十七箇條をもつて組立てられたるものなり。

如上本法は商工各界の具申を參照し、民國十三年以來既に公布せられし幾多の舊法を研究、慎重にこれが採擇にあたるものにて、勞工の保護、工人の福利の増進等に於て多くの有效適切なる規定を見る。而しながら本法適用範圍即ち本法によつて恩惠を享け得る勞工人の範圍は第一章の規定の如く依然狹少、舊法の一片の具文たるに過ぎずして終れる弊を蟬脱し得ざる點、可惜の感あらざるにあらず。

工商同業公會法

king' shang' tung' yeh' king' hui' fa'

本法は民國十八年八月十七日公布即日施行(同法第十五條)に係り、同業の公共利益の維持増進及び營業の弊害矯

正の目的(同法第二條)を以つてする同一地域内の各種正當工商業を經營するものを範圍として、同業公會の設立を認め(第一條)全十五條を布きてこれが準據を明示せり。本法施行前既に存在するの各種工商同業團體中、本法第三條の宗旨に合するものと認めらるるものに對しては一年の猶餘期間を假して本法に據りて統一せんす。(第十四條)主管行政官廳の公會に對する監督は、平時は主として會計事務に對する届出の義務を負はしむるのみに於て現はれおるも、(第十三條)公會がその本來の目的を逸脱し違法、越權、公益の妨害等の情事ありたるときは解散を命ぜらるることを規定す。(第十二條)

公會の設立には會社商店七家以上の發起をもつて、本法第四條に明示せる事項明記せる章程に發起者の姓名表冊を添附、主管官廳に對し設立認可申請を要することとせり。(第三條)その他會員、及び會員代表たり得るもの、會員代表たり得ざるものに關する規定(第七條、第八條)職員及び職員の選任解任に關する規定(第九條、第十條、第十一條)等公會組織上の重要規定を含む。

以上全十五條を通覽するに何れも即實の規定にして、この國社會意識の普遍的存在たる、自治的精神を基調としつゝ、國家的統制の實果を收めんことを點、立法技術上の苦心の跡顯著なるものあり。

合夥

ho' huo'

合股

ho' ku'

二人乃至數名の共同出資に依り一の字號(屋號)を定めて營業を爲す組織にて組合に類す。古來、支那に行はれ單

に商業のみならず。工業その他の營利事業に用ひられ、協記、合記、合本、連財、公司等各地に依りその名稱を異にす。出資者を、股東、股主、股員、夥と稱し、業務擔當者を總經理、總司理、經理、董事、領東、東家、家長、掌櫃、管事、當事、經手、執事、司事、在事と稱し、往々出資者中より擧げらるものあれども他より之を招聘すること普通とする。業務擔當者以下の使用人には、副經理、夥計(同事)、小夥(小同事)、學徒(學生)等あり之を夥友と總稱する。副經理は副支配人、夥計は手代にてこのうち重要な者は外勤員にて跑街、外櫃、出街、上街と稱す。小夥は手代の見習、學徒は年期奉公(普通三箇年)の丁稚小僧にて、期限經過後、小夥に進級し始めて一定の給料を支給さる。これ等使用人に對して、毎年度末に餘利を賞與として分配する、之を花紅と謂ふ。(股参照)

合作社 ho³ ts'o¹ she¹

英語の Cooperative Society の譯語にて、最初は互助、公社、公會、協會、共濟會、協濟會、協作社、合作社、組合等種々雜多の文字が使用されしも、國民革命以來、合作社なる譯語に統一さる。民國七年の北京大學消費公社をこれが濫觴とす。凡そ古來の井田法、王莽の五均、六筦の制、常平倉、義倉、社倉、錢會(賴母子講)青苗保護會等の精神はこれに類似するも、現行合作社は全然外來のものである。日本では協同組合は産業組合と消費組合とに大別し、前者を更に信用、販賣、購買、使用組合に分けつゝ、あるが支那にては消費組合を別物とせず、消費合作社、供給合作社(購買組合)、販賣合作社、製造合作社(使用組合)、信用合作社等に分類す。

合辦 ho³ pan¹

外國人と支那人と又は支那政府と、支那人民と又は支那政府と外國人が相互の共同出資、共同經營(組合たることを社たることを問はず)を意味し、場合によりては支那會社と外國會社とのカルテル、又はトラスト等に類するものをも合辦と稱することがある。その組成分子より大別せば左の如し。

(一)官商合辦。支那政府と其の人民との合辦事業にて、初め支那には官督商辦といふ一種の企業組織あり、この方法は名は商辦と稱すれども事實は官金が多く流用され、事業に官憲の干渉が行はれ、ためにその經營不便なりしが(上海招商局の如きこの一例とす)官商合辦は官場的色彩を帯びざるこの一變形とみるべく、即ち官民各均等に出資し、權利は官民同等にて、その重役は官民各株主中より選出し、事業の經營には商人これにあたり、政府より監督員を出し、之が俸給は該合辦事業より支出す、曩の黑龍江省股份有限公司廣信公司はこの一例とす。

(二)官外合辦。官は支那政府又は省の如き公法人を意味し、外は外國資本家を指し、條約を以て合辦事業の創立を定めたる結果に出づるものと、條約に依らざる合辦の創立事業の二種あり。華俄道勝銀行の露支合辦、鴨綠江探木公司の日支合辦、曩の山東鐵道の獨支合辦等前者に屬し、中法實業銀行の佛支合辦、本溪湖煤鐵公司の日支合辦の如きは後者の適例とす。若し之を出資の割合や經營者の點より見るときは、道勝銀行や山東鐵道は共に合辦の名ありて其の實なく、前者は支那政府の出資額は六百萬兩にすぎず、その經營一切露人のものにて支那人は絲毫も

之に關與せず、後者は獨人の絶對的專有の觀あり。亦、中法實業銀行は佛人の出資三分の二、支那政府三分の一にて重役のごときも之に比例して選任せらる。鴨綠江採木公司、本湖溪煤鐵公司はそれぞれ内部的には種々の關係ありて、必ずしも支那側より現金出資を爲せしものにあらずれども、表面上は出資額も日支各折半にて重役も同數、權限も形式上は同等にて、事變前までは正に合辦の二字に相應じき組織と稱せらる。

(三)支那人と外國人との合辦。その組織は稀に合名又は組合等あるも株式組織がその大部分を占む。この種合辦事業中、鑛山業のごときは外、支兩者の出資額が各半なるを原則と爲すも、其の他の電燈、銀行、汽船、信託、製造、工業等の各事業に於ては、必ずしも出資額は均等にあらず、亦、その經營も多くは外國人之に當るも、稀には支那人が主で外國人が従たる場合あり、北京の中華滙業銀行、山東省の龍口銀行、曩の奉天の馬車鐵路有限公司等この類例とす。

(四)カルテル、トラスト組織に依る合辦。現存の二乃至二以上の事業が、競争を避け有利の成績を收むべく市場獨占を企圖してそのまゝ聯合して營業するもの、即ち英國籍なる開平礦務公司と支那の法人なる濰州礦務局とが聯合して開深礦務總局となりたる、又河南省に於て英商福公司と支那の中原公司とが聯合して福中公司を組織せる等の例とす。

中外合辦事業中、組合組織のもの、外、會社組織とせる場合に於けるその國籍に關しては、從來、日支合辦事業は之を領事館其他日本官憲に登記せるもの、之を支那側官憲に登記せるもの、及び兩國に登記せるいはゆる二重國

籍のものありて一様ならず、營口の三泰油房、大連の正隆銀行、上海の東亞通商株式會社は第一の例にて日本法人に屬し、鴨綠江採木公司、本溪湖煤鐵公司、龍口銀行、中華滙業銀行は第二例にて支那法人に屬し、また中日實業株式會社の如きは第三の例にて、一面、總營業所を北京に設け登記を支那農商部に爲したると共に、他面、本店を東京に置き、其の公告も本店所轄裁判所の公告をなす新聞紙と、支那政府の公告をなす新聞紙とに、掲載すべき旨を定めて、明白に二重國籍を示して居る。凡そ中外合辦事業は一二の例を除き、大體に於て支那側役員の数多く且つ權限が大にして、外國側役員が爲すところが多く制肘を受くる場合には、事業成績の擧がらざるを例とす、尤に從來の歴史に徴すれば日支合辦事業は失敗の例が多い。

民國二十二年二月二十五日、國民政府中央政治會議に於て決定せる華洋間の合資に關する原則次の如し。

(一)主權を損失せぬ範圍内に於て、普通借款を除き、政府も亦外國商人と合法的に各種建設事業を經營することを得、且つ公司の名義を以て之を經營す、但し相當の制限あるを要す。

(二)政府の投資公司或は中國商人經營の公司是、外國商人の投資或は合資を許可し共同に經營することを得、但し左記の制限辦法の下に於て之を行ふ。

甲 中國側株は百分の五十一以上を占むべし。

乙 中國側董事は多數を占め董事長及總經理等は中國人側より充當さるべし。

丙 商人の合資は中國公司法(會社法)及其の他法律の制限を受くべし。

本原則は政府が將來此種單行法を起草するにその根據たるものとす。

ちなみに新滿洲國に於て滿洲國法律に準據して既に設立され、或は設立を決定せる日滿合辦事業次の如し。

名	稱	所在地	開業	資本額
滿洲航空株式會社		奉天	大同元年十一月	三、八五〇、〇〇〇
滿洲電信電話株式會社		新 京	大同二年九月	五〇、〇〇〇、〇〇〇
大同酒精株式會社		哈爾濱	同 年十一月	一、六七〇、〇〇〇
滿洲採金株式會社		新 京	康德元年五月	一三、〇〇〇、〇〇〇
滿洲石油株式會社		新 京	同 二 月	五、〇〇〇、〇〇〇
滿洲計器股份有限公司		新 京	同 五 月	一、五〇〇、〇〇〇
滿洲棉花股份有限公司		奉 天	同 四 月	二、〇〇〇、〇〇〇
滿洲炭礦株式會社		新 京	同 五 月	一六、〇〇〇、〇〇〇
大同林業株式會社		新 京	未	五、〇〇〇、〇〇〇
大同洋灰股份有限公司		吉 林	大同二年十二月	三、〇〇〇、〇〇〇
滿洲洋灰股份有限公司		奉 天	康德元年五月	一、〇〇〇、〇〇〇

尙ほ此の外計畫中のものに、製鹽、製藥、馬、綿羊等の牧畜事業、移民會社、土地會社等あり。

合租 ho² tsu¹

北滿呼蘭縣に於ける高率小作料の一種。收穫高の六割及び糞は小作人の收得、地租は地主持、警察、學校費は小作人、地主の收穫高分配率に依り按分、建物は地主の提供である。

行化 hang² hwi¹

天津兩を謂ふ。凡そ天津通用の秤を行平と謂ひ、通用銀兩を白寶、化寶と稱し、品位十足、その通用銀兩單位が行化にて行平化寶の意である。(銀兩参照)

交子 chiao¹ tzu³

北宋眞宗時に流通せし紙幣。宋史食貨志に「會子交子の法は蓋し唐の飛錢に取る所あり」とありて、唐時の飛錢が爲替手形として硬貨授受の不便を除けると同様にて、初めは蜀に發生し、漸次陝西、河東、江南に普及した。考ふるに、秦漢以來、西方の最大貨物集散地は蜀で、その市場に於て、質劑法なるものが創設せられた。質劑は券にて、一券を同文の長短二片に分ち、長片を質と云ひ短片を劑と稱し、その額面金額は三緡、兌換期間は三年を一

界とし、六十五年を二十二界として最長兌換期間とす、之を交子と稱せられた。一種の無利息支拂證券にて、鐵錢の横行せる蜀にては通貨として重寶がらる、當初は全く、商人の自由發行にまかせられしが、之を司れる富戸十六戸が濫りに交子を發行し、後、資財の傾くや兌換不能となりために經濟界が攪亂されたために、官府は個人の無節制なる交子の發行の弊害を矯正せんがため、個人の發行を禁止して之を官營に移し、天聖元年十一月、益州に交子務を置きて交子の發行を專掌し、その發行額を百二十五萬六千三百四十緡に制限した。

交易所 *chiao' 2' 80'*

取引所の義。證券交易所、物品交易所(商品外國貨幣)の二種あり、而して之に民國政府の公布せる證券交易所法、同施行細則、同附屬規則及物品交易所條例、同施行細則、同附屬規則に依り設けられたるものも、租界に於て外國法規の下に設立されしものもあり。

香時 *hsiang' shih'*

線香を焚きてその消耗高に依りて時間を計る。線香の長さ約一尺、これが焚き耗らされるに約三十分を要する。田畑に溝渠より水を導く場合、その面積により溝渠の使用時間を定めるものなるが、この際此方法が採用される。即ち耕地十畝に對しその溝渠使用時間を二香時とすれば、二十畝を有するものに付き四香時を與へるの類である。

孔子 *ku'ung' tzu'*

孔聖人、名は丘、字は仲尼、周の靈王二十年十月二十一日魯の昌平郷すなはち現在の山東曲阜縣に生る。その先は殷の子孫の封せられた宋國公族なりしも、魯に奔つて孔氏を稱せるものにて、殷は聖王湯より興りしを以て、魯の孟僖子は孔子を聖人の後なりと謂ひ、孔子自らも、吾は宋人なりと謂はれた、父は孔紇、字は叔梁、母は顏氏、冉尼丘山に禱りて孔子を生むと傳へらる。孔門その數前後三千、うち六藝に通ずるもの七十二人、尤に顏淵、子貢、冉有等四科十哲の名が高い。孔子の最も大なる事業は六經を刪述して教を萬世に垂れたこと、周の敬王四十一年四月七十三歳をもつて魯に没す。孔子は十有五にして學に志し、爾來、常に堯舜を祖述して文武を憲章し、周公の道を再現すること、を以て己の任と爲し、天命己れに在るを確信し、終歲斯道に砥勵した、その經濟並に政治に關する諸説を述る、如次。

「政治」彼の主張する政治とは、徳治政治すなはち先王の道たる修身齊家治國平天下に在る。治國平天下の主旨は民を道徳的に向上せしむるにあり、政治即道徳たる道徳的國家の完成は彼の念願である。

子曰、政を爲すは徳を以てす、譬ば北辰の其所に居て衆星の之にむかふが如し。(爲政第二)

季康子、政を孔子に問ふ、孔子對へて曰、政は正なり、子帥るに正を以てす。(顔淵第十二)

すなはちその身正しければ令せずして行はること、その徳本主義見るべく、又、

子曰、用を節して人を愛し民を使ふに時を以てす。(學而第一)
哀公、有若に問ひて曰、年饑、用足らず如何にせん、有若對て曰、百姓足る、君孰ぞ足らざらん、百姓足らず、君孰ぞ足る。(顏淵第十二)

子曰、善人、民を教ふ七年、また以て成につかしむ可し(子路第十三)
以て、その民治方針が極めて善良穩健なる民本主義なるを知る、又世俗の民を愚にするものと稱せる誤れる專制政治的解釋たる

子曰、民は之を由ら使む可く之を知らしむ可からず。(泰伯第八)

の不可は不能と解釋すべし、多數の民衆なれば一々家毎に論じ、人毎に知らせることは出來ぬと解釋すべく(論語朱子集註)また之を句讀の誤斷として、凡そ人民の智識程度の可なるものには之を自由にせしめ、未だその程度にいたらざるものには之を教ふ可し、その程度のいたらざるものに對し制限を加えず放任することは不可なりと解釋する(梁啓超)ときは、專制的氣分なし、其の意の所在知るべし。

「經濟」治國平天下の思想は、民を富まし、その生活を安定せしめることに關連する。

子曰、富と貴は人の欲するところ也(里仁第四)

子曰、富、求む可くは執鞭の士と雖もまた之を爲さん(述而第七)

子衛に行く、冉有僕たり、子曰、庶なる哉、冉有曰既に庶なり、また何をか加へん、曰、之を富ます可し、曰、既

に富めり、又何をか加へん、曰、之を教へ(子路第十三)

邦に道有り、貧且つ賤は恥なり、邦に道なくして富且つ貴は恥なり(泰伯第八)

と以て、富を重んぜられ政治の大方針は、先づ人民を衆庶ならしめ、次に之を富ましめ、而して後に之を教育すべきことを教へられたのである。世俗の曲解せる

子曰、不義にして富且つ貴、我に於ては浮雲の如し(述而第七)

は、儒教と實業の矛盾を示せるものに在らず、不義の財の意義を意味すべきである。(子貢參照)

洪範 *hung fan*

周書篇名。洪は大、範は法の義にて、禹の時、洛水より出でたる神龜の背にあらはれし九章より成る天下を治める大法にして、殷末、箕子之を護持して、周の武王に陳ぜしもの、即ち自然界及び人生界の根本的理法を要約して九條の範疇に儀表せるものにて、夏禹より以來、洛書と稱する公案に繫托して聖々相傳し來れる微妙の理法、大秘の奧傳にして、その理まことに深遠、その義宏大、上は殷以前歴代帝王の學の精華を集成し、下は周官以下の政禮悉く之にその源泉を發し、所謂る王道の天下思想の構成、治國平天下の政要、經世濟民の要術、修身齊家の要道はみな之にその根本的簡要を見る。田崎教授は、「王道天下の研究」に於て之を闡明して(一)五行(水火土木金)(二)五事(貌、言、視、聽、思)(三)八政(食、貨、祀、司空、司徒、司寇、賓、師)(四)五紀(歲、月、日、星辰

層數)(五)皇極の五疇を以て、之を要約すれば左の三要素に歸着す、すなはち

(一)天。天は天地を謂ふに同じ造化の原素なる五行、及び天體運行し、懸象して人に示す所以たる五紀を總括す
(二)民。五事及び八政は直接人類に關する事項なり、國家社會を成す人を稱して民と謂ふ、此の二疇は民を基礎として之を疇なり。

(三)君。君は天下の主人公にして、萬民に歸趣、標準を與ふるもの、皇極とはこの意なり云々と述べ、この三要素を以て構成せられたる王道の天下觀念には、(一)霸道的國家に反して領土無限の感念、(二)自他の區別なき王民無限の感念、(三)天君民三者一體の意思の三特色ありとせられて居る。

ちなみに司空は居所を定め農工業に力む、司徒は民政教育、司寇は法律裁判、賓は外交、師は賊、暴を防ぐ軍隊の意である。

貢茶 *kung' ch' a'*

宋代制定せられたる朝廷に献上する茶にて、種々の名稱あり。就中龍鳳の文字多きは、當時宮中に貢するものには團片ありて、その上面に金箔をもつて龍鳳の形を模寫せるに由る、後世茶の名稱に龍、鳳の字の使用さるるものは宋代の遺習なるべき歟、如次。

貢鈔、試新貢、白茶、龍團勝雪、承平雅玩、龍鳳英華、玉除清賞、啓沃承恩、御苑玉榮、萬壽龍茶、上林第一、乙

夜清供、雪英、雪葉、蜀葵、金錢、玉華、寸金、無比壽芽、萬春銀葉、宜年寶玉、玉清慶雲、無疆壽龍、玉葉長春、瑞雲翔龍、長壽玉圭、興國獻鈔、香口焙鈔、上品棟芽、新收棟芽、太平嘉瑞、龍苑新春、南山應瑞、興國獻棟芽、興國獻小龍、興國獻小鳳(以上細形)棟芽、小龍、小鳳、大龍、大鳳、(以上大形)

抗袋的 *k'ang' tai' te'*

芝罘に於ける苦力帮の一種。彼等の出身地及び把頭にせくがしの別によりて、裕盛帮、道帮、冷孫帮、西南帮、光棍帮、小西帮の六組合に分る。每帮五六十名乃至百名、站場を稱する足溜場に集合して華客を待つ。彼等の引受貨物に關する紛失、偷騙等は一切帮に於て責任を持つ。彼等の得た収入は之を合同して、苦力一人當りを一股、小頭目一、二五股乃至一股半、大頭目一股半乃至三股半として按分するのである。(苦力帮参照)

黃老學 *huang' lao' hsiieh'*

漢時代に一世を風靡せし處世修養の法として喜ばれた學問にて、黃老とは老子の學が黃帝を祖述せりと稱さることに依る。蓋し先秦時代には儒墨名法諸家がみな天下社會の經綸を説きしに、漢の天下の平定して社會問題の解決すると共に、如何なる處に安心立命の道を求めんかの人生問題に達着し、黃老無爲の道を體して長壽を願はんことしたのである。老子の教へが虚無清静を體とし、卑弱謙下不爭を以て用と爲し、簡易にして要を得、功用を重んじ儒

術と融和せるために、當時戦亂の後を承けて上下休養を願ふの社會情勢に適合し、爲政者も之を以て政治の法としたのである。

控車成俚

k'ung' ch'ai' ch'eng' tsai'

滿洲に於ける穀物の現物取引には控車成俚及圍俚の別あり。俚は載の義にて貨物の義。

控車成俚とは集市俚すなはち市場若くは糧棧（又は棧店、糧車店等の穀物問屋）に集まるころの糧車に就き車土賣買せらるるものにして、市卸及控車の別あり。（一）市卸は車糧を糧棧の院内に荷卸し、糧棧の斗量を経るものにして荷卸したるとききの斗量（樹目を多く量る）と積出すとききの斗量（樹目を少く量る）の差額は糧棧の收得とす。（二）控車は車糧を糧棧の斗量を経ず、賣車より買車に麻袋のまゝ引渡すものにて、樹の量出は買付商人の收得とす。市卸及控車の糧棧の賣買手數料及諸掛は各異なる。（期糧参照）

紅箱制度

hung' hsiang' chih' tu'

紅箱制度（Red Box System）とは漢口を中心として岳州、長沙、沙市、宜昌等、中部揚子江沿岸地方に於て行はる、免重徴制度に似たる簡易なる免稅方法である。即ち一旦輸入税を納付せる價格三十兩以下の外國貨物の再移出爲す場合に、免重徴執照を發行せずして、海關に登録せる特定の紅箱に装入して輸送すれば、之に免稅の取扱

を與ふるの方法である。これは手續簡便にて、必ずしも原包、原貨たるを要せず、地方の小商人の爲に、小包郵便に似て甚だ便宜なる方法とす。（免重徴執照参照）

紅單

hung' tan'

船舶に對する出港免狀を謂ふ。船舶出港の場合は、船長又はその代理人は、輸出積荷目録に、運搬貨物の細目を記入し、海關の結關所に提出す。海關にては、該目録に記載せられたる各積荷が、正當に輸出税を納付し、且船舶の噸税の納付を了せる事を認めたる時は、No objection paper と稱する書面を交付す。是當該領事に對し、適法の手續を了したるを以て、豫て提出せる船舶書類を返付して可なる旨を表示するものである。

船長は此の書面を添へて、所屬國領事に、出港届を爲し、出港免狀たる紅單、Port Clearance の交付を受け、同時に入港の際提供せし船舶書類を受取り、繰りて出港する事が出来る。而て船舶は、此の後四十八時間以内に、出港すべきで、若し此の時刻を経過したる時は、更に再入港手續 Re-Entry をなし同時に出港手續をなす可きである。

（領事照單参照）

紅槍會

hung' ch'iang' hui'

紅槍會とは民國十年前後に發生し河南、山東、陝西省一帶に存在する各地方に於ける農民の原始的秘密武裝組織

である。起原は前清時代河南省に起れる白蓮教餘派の金鐘罩に始まり、紅槍(長さ四尺の槍桿、桿頭に紅纒を附す)か武器とせるためこの名がある。四川省の紅燈教に似たる一種の會黨にて符咒をもつて銃劍を避けるを稱し、白蓮教、三合會、八卦教、義和團等の亞流とする。蓋し、民國十年前後連續して襲來せる天災に苦める彼等が、自衛團を組織して地方軍閥の苛斂誅求に對して抗爭的態度を執り、漸次、その勢力を擴大するに紅槍會の舊名を襲用したのである。紅槍會の外に黃纒を附す黑槍會、白纒を附す白槍會、その外黃沙會、大刀會、五然會、聖賢教、破肚兒等の各幫があるが凡て大同小異の團體である。

紅槍會は地方をもつて單位とし、一村に一會を設け、會長、排長(普通十名を一排とす)を置き、彼等は會衆を統率作戰して、土匪、軍隊、官憲に抵抗する。その入會手續きは極めて簡單にて、黃巾一方、又は紅布三尺を求めて首にかけ會衆に宣誓すれば足る。會員は之を同學、學者、學好と呼び秘密を嚴守するの義務を負ふ。その誓詞なるもの次の如し。

「誓詞」、弟子今大道に入る、切に修業し一切の會規を守らんことを願ふ。(一)敢て非を爲し惡を爲さず、若し非を爲し惡を爲すときは砲胸を貫く。(二)敢て女を買はず。若し之を犯すときは砲頭を貫く。(三)父母に孝順、(四)師長を敬重、(五)地方に事あらば必ず協力對抗す、(六)毎日の學課は必ず敬虔に奉行す云々。

その授業開始にあたりてや、教師は沐浴漱口して壇に上り香を焚きて禮拜し、符咒を稱し、會員は長跪叩首の禮をなし、後、先づ刀法を學び、四十八日後に銃を學び更に四十八日を経て終る。彼等の信仰する神は種類多く、日、

月、星辰、燈光、火光ほもさより老子、孔子、觀音等さまさまあり。祖師なるものありて或る山中に住居す、彼れ法力大にして、會員は毎夜西北方に向つて香を焚いて禮拜し、禮拜百二十八日の後、始めて眞の効果が現はれ、戰に臨んで銃劍も己れに當らずと稱さる。されど彼等は常に警戒して符咒を念じなければならぬ。要は亂世支那に見る民間の自治團體なるも、所謂土匪、政匪、兵匪、土豪劣紳に對する秘密結社にて、特異なるこの國の政治、社會環境の所産である。(青帮參照)

江輪護照

chiang lun huo chao River Steamer Pass.

江輪護照とは揚子江沿岸往來の江輪船即ち定期船に交付さるる通航證書にて、其有効期限は一年である。(長江通商章程、長江專照參照)

郊祀

chiao ssu

古來天子の王城の南郊に祭る報本反始の古禮を謂ふ。蓋し天は百神の君、天子は天命を奉じ百姓の主として天に代りて、天下に君臨するものにて、天を祭ることは天子のみの有する特權とされ、天が天子に命じて萬民を保護育成せしめ自ら高處より鑑臨し給ふ恩德を報謝し、その本に反ることの義にして、陽氣萌す冬至の日、陽位たる城の南郊外に於て、圓丘と稱する天形に象りし圓形の壇上にて、天子自ら百官群臣を率ひて、柴を燔きて煙を上昇せし

め、樂を奏して天神を降し、玉幣犧牲を饌めて享祭するものにて、歴代の天子に襲用せられた。今次、滿洲國皇帝の即位に際し、拂曉新京の南郊に此儀を行はせられたことは、耳新たらしきことである。

耕九餘三之穀

kang' chiu' yu' san' chih' ku'

凡そ九年間力耕すれば三年分の收穫高の餘裕を生じ得ると稱せらるゝ、支那に於ける農業經營上の一般的通念を謂ふ。

廣信大洋票

kuang' hsin' ta' yang' p'iao'

黑龍江官銀號が廣信公司時代より官帖以外に發行、黑龍江省内に流通せしめたるものにて、江省大洋票とも稱す種類を壹角、貳角、壹圓、五圓、拾圓の五種、形式は同號發行の哈爾濱大洋に同じく只「哈爾濱」の加印なし、省内にて主として徵稅その他財政收支に用ひられしが、康徳元年六月限り中央銀行紙幣に依り統一されたのである。(官帖、哈爾濱大洋票参照)

購買外埠票據

kou' nau' wai' fu' p'iao' chiu'

押匯すなほち荷爲替の一種なるも、押匯と異なる點は、送狀保險證書等の商業書類を添附せず、爲替手形のみを銀

行に交付し、銀行は之を買ひ外埠の關係先に送りて代金の回收を依頼するものを謂ふ。

國民政府組織法

kuo' nin' cheng' fu' ts'u' chih' fa'

現行國民政府組織法は民國十九年(昭和五年)十一月十七日第五次正式會議を通過、曩の國民政府組織法第十一條第十二條、第十三條、第十九條、第二十一條、第二十二條、第三十一條の七ヶ條を修正したるものにて——中國國民黨は革命の三民主義五權憲法に基き中華民國を建設す。既に兵力を用ひて諸障礙を掃除し軍政時期より訓政時期に入る、宜しく五權の規模を建設し人民の政權行使の能力を訓練し、以て憲政を促進して政權を國民に奉ぜんことを期す。故に謹んで歴史上授與されたる本黨の政府指導監督の職責に基き、國民政府組織法を制定す。聲明して四十八箇條を公布した、全文次の如し。

修正國民政府組織法

第一章 國民政府

- 第一條 國民政府は中華民國の治權を總攬す
- 第二條 國民政府は陸海空軍を統率す
- 第三條 國民政府は宣戰媾和及條約締結の權を行使す
- 第四條 國民政府は大赦特赦及減刑並に復權を行ふ

第五條 國民政府は行政院、司法院、考試院、監察院の五院を以て之を組織す

第六條 國民政府に主席委員一名、委員十二名乃至十六名を置く

第七條 國民政府五院々長及副院長は國民政府委員中より之を選任す

第八條 國民政府主席は國民政府を代表して外國使臣を接見し竝に國際典禮を舉行し或は之に參與す

第九條 國民政府主席は中華民國陸海空軍總司令を兼任す

第十條 國民政府主席事故に依り職務を執行すること能はざる時は行政院長之を代理す

第十一條 國民政府會議は國民政府委員を以て之を組織し國民政府主席之が主席とす

第十二條 相互間に於て解決すること能はざる事項は國民政府會議に依り之を議決す

第十三條 法律の公布は、國民政府主席の署名、立法院々長の副署を以て之を行ふ

第十四條 命令の發布は、國民政府主席の署名、主管院々長の副署を以て之を行ふ

第十五條 各院は法律に依據して命令を發布することを得

第二章 行政院

第十六條 行政院は國民政府の最高行政機關とす

第十七條 行政院に院長副院長各一名を置き、院長事故に依り職務を執行すること能はざる時は副院長之を代理す

第十八條 行政院に各部を設け行政の職權を分掌せしめ、特定の行政事項に關しては委員會を設けて之を掌理せし

むることを得

第十八條 行政院各部に部長一名、政務次長常務次長各一名を置く。各委員長副委員長各一名を置く均しく行政院々長國民政府に呈請して之を任免す。

第十九條 行政院各部々長委員長は必要ある場合には國民政府會議及立法院會議に列席することを得

第二十條 行政院は主管事項に關して議案を立法院に提出することを得

第二十一條 國務會議は行政院々長副院長及各部々長各委員會委員長を以て之を組織し行政院々長を以て主席とす

第三十二條 左記事項は國務會議の議決を経て之を行ふ

一、立法院に提出する法律案

二、立法院に提出する豫算案

三、立法院に提出する大赦案

四、立法院に提出する宣戰案、媾和案、條約案及其他重要國際事項

五、薦任(奏任)以上の行政官吏の任免

六、行政院各部各委員會相互間に於て解決し能はざる事項

七、その他法律に依り或は行政院々長が國務會議の議決に付すべきものと認めたる事項

第二十三條 行政院各部及各委員會は法律に依據して命令を發布することを得

第二十四條 行政院及各部委員會の組織は法律に依つて之を定む

第三章 立法院

第二十五條 立法院は國民政府の最高立法機關とす

立法院は法律案、豫算案、大赦案、宣戰案、媾和案、條約案及其他重要國際事項を議決するの職權を有す

第二十六條 立法院に院長副院長各一名を置く

院長事故に因り職務を執行すること能はざる時は副院長之を代理す

第二十七條 立法院に委員四十九名乃至九十九名を置く

第二十八條 立法院委員の任期は二箇年とす

第二十九條 立法院委員は中央政府、地方政府機關の事務官を兼任することを得ず

第三十條 立法院會議は立法院々長を以て主席と爲す

第三十一條 立法院の決議は國民政府會議の議決を経て之を公布す

第三十二條 立法院の組織は法律を以て之を定む

第四章 司法院

第三十三條 司法院は國民政府の最高司法機關にして司法審判、司法行政、官吏懲戒及行政審判の職權を掌理す

特赦、減刑及復権に關する事項は司法院々長より國民政府に呈請し國民政府の審査裁可を経て之を施行す

第三十四條 司法院に院長副院長各一名を置く

院長事故のため職務を執行すること能はざる時は副院長之を代理す

第三十五條 司法院は主管事項に關して議案を立法院に提出することを得

第三十六條 司法院の組織は法律を以て之を定む

第五章 考試院

第三十七條 考試院は國民政府の最高考試機關にして考試、銓叙の事項を掌理す

凡ゆる公務員は均しく法律により考試院の考選銓叙を経て之を任用す

第三十八條 考試院に院長副院長各一名を置く

院長事故に因り職務を執行すること能はざる時は副院長之を代理す

第三十九條 考試院は主管事務に關して議案を立法に提出することを得

第四十條 考試院の組織は法律を以て定む

第六章 監察院

第四十一條 監察院は國民政府の最高監察機關にして法律に依據して左記職權を行使す

一、彈劾 二、審計

第四十二條 監察院に院長副院長各一名を置く

院長事故に依り職務を執行すること能はざる時は副院長之を代理す

第四十三條 監察院に監察委員十九名乃至二十九名を置き監察院々長國民政府に呈請して之を任命す

監察院監察委員の保障は法律を以て之を定む

第四十四條 監察院會議は監察委員を以て之を組織し監察院長之が主席とす

第四十五條 監察院監察委員は中央政府及地方政府各機關の職務を兼任することを得ず

第四十六條 監察院は主管事項に關して議案を立法院に提出することを得

第四十七條 監察院の組織は法律を以て之を定む

第七章 附 則

第四十八條 本法は公布の日より之を施行す

國民政府新礦業法 *kuo² min² cheng¹ fu² hsin¹ kung² yeh¹ fa²*

國民政府新礦業法は十九年五月二十六日に公布され、同施行細則は十月二十日公布、其の實施期日は同年十二月一日と定めらる。新法は従来の礦質の三分類法を廢して改て五十種に總括して、表面を飾れるが、その實は本法は近來のこの國風氣に従ひ、礦業國營及び礦業權回收を主義とし、凡そ礦業に關する外國の既得權益を阻害し、且つ爾後に於ける新權益獲得を不可能ならしむるものである。すなはち礦業權の主體は支那人、支那法人、縣市政府に限

るものとし、鑛山企業に對する外國人の参加は株式會社たる場合に限りて認む。但し外國人の持株は過半数に達するを得ず、又理事長、支配人、並に理事の過半数も支那人たることを要すにて、外國人は礦業權の主體たるを得ず、合辦組織による礦業權の獲得をも認められず。又鐵鑛、石油、銅鑛及び冶金用に適する有煙炭等の重要鑛産物は原則として國營に移し、如上の外タンクステン、マンガン、アルミニウム、アンチモニー、ウラニウム、ラザウム、カリウム、燐等の合鑛物は、農鑛部に於て保留の必要ありと認めるときは、一定區域を限りて國家の保留區域として試掘を禁止するを得るものとし、又鑛物の試掘に對しては所在地の縣市政府に優先權を認むるものである。

黑地 *hei¹ ti¹*

天災地變の爲耕作不能となり放棄せる他人の土地を、地力の恢復せる後私に耕作し脱稅せる土地を云ふ。

黑龍江省四釐債券 *hei¹ lung² cheng¹ sheng² ssu⁴ li² chai¹ ch'ün¹*

黑龍江省官銀號(舊廣信公司)の發行に係り、省財政の窮乏を救ふ爲發行された公債が普及して通貨の一部をなせるものにて、官帖との公定率あり黑龍江官帖の一部として流通す、額面の種類は壹圓、五圓、拾圓の三種とす。

(中央銀行參照)

混合保管

hun' ho' pao' k'ou'

混合保管とは受寄物の保管を爲すに當り、種類、品質の同等なる貨物は之を寄託者別に分置せず、全部混合又は融和の形式に於て保管するものにて、出庫の際は之等總混合保管貨物の内より、當初寄託せられたると同種類、同品質、同数の貨物を適宜分割して返却する制度である。現行混合保管規程によれば混合保管をなす貨物は(一)大豆(二)豆粕(三)豆油(四)小麥の四種である。現在南滿洲鐵道に於て施行せる各品目別の受寄驛と出庫驛とを示せば次の如し。

大豆 (混保取扱開始大正八年十二月)

(1) 受寄驛

大連埠頭、小崗子、遼陽、奉天、新臺子、鐵嶺、開原、昌圖、双廟子、四平街、郭家店、公主嶺、范家屯、新京、營口、撫順、本溪湖

(2) 出庫驛

大連埠頭、小崗子、普蘭店、奉天、開原、四平街、公主嶺、新京、營口、安東

豆粕 (混保取扱開始大連産大正二年十二月、奥地産大正十年一月、營口産大正十年五月)

(1) 受寄驛

大連埠頭、小崗子、遼陽、奉天、新臺子、鐵嶺、開原、昌圖、双廟子、四平街、郭家店、公主嶺、范家屯、新京、營口、撫順、安東

(2) 出庫驛

大連埠頭、營口、安東

豆油 (混保制度制定明治四十五年四月、取扱開始昭和二年四月)

(1) 受寄驛

大連埠頭、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、新京、營口、安東

(2) 出庫驛

大連埠頭

小麥 (混保取扱大正十年十月)

受寄、出庫共大連埠頭で取扱ふ事となり居るも實際は未だ取扱はれたることなし。

滿洲國鐵道に於ける大豆混保保管受寄驛及び出庫驛は次の如し。

(1) 受寄驛(開始大同三年一月十日)

國鐵

新京鐵路局線——下九臺、樺皮廠、孤店子、九站、吉林、新站、蛟河、敦化、口前、雙河鎮、煙筒山、盤石

奉天鐵路局線——營盤、清原、山城鎮、海龍、朝陽鎮、東豐、西安

洮南鐵路局線——鄭家屯、茂林、衙門臺、邊昭、開通、洮南、大林、通遼、白城子、鎮東、東屏、街基、泰東、江橋、昂々溪、齊々哈爾、泰安、克山、北安、拉哈、訥河

哈爾濱鐵路局線——海林、通北、海北、濱江、三棵樹、拉林、五常、山河屯、水曲柳

(2) 出庫驛

滿鐵線 大連埠頭、小崗子、營口、安東

北滿鐵道も滿鐵線との連絡大豆混合保管を取扱へるが、内容は滿鐵線の規定と殆ど同じ受寄竝に出庫驛次の如し

(1) 受寄驛

北鐵線 安達、宋站、蔡家溝、滿溝、對青山、雙城堡、三岔河、陶賴昭、松花江、霧門、達家溝の各驛及び哈爾濱八區北滿鐵道運輸營業所

(2) 出庫驛

滿鐵線 大連埠頭、營口、安東、奉天、普蘭店、新京、小崗子

銀鵬

kuin' p'eng'

莊子逍遙游篇にある寓話。彼は相對界は頼むに足らず、絶對境に心眼を開きて悠游すべしと説けるが鯤、鵬に藉れる比喩は方にこの思想を象徴化する。曰く窮髮の北に冥海なるものあり、天池なり。魚あり、廣さ數千里、未だその修さを知るものなし、その名を鯤と謂ふ。鳥あり、名を鵬と謂ふ、背は泰山の如く翼は垂天の雲の如し、扶搖に持ち羊角して上るもの九萬里、雲氣を絶ち青天を負うて然る後南を圖り且に南冥に適かんすと、斥鴳之を笑つて曰、且に奚に適かんとするやわれ騰躍して上る數仞にすぎずして下り、蓬蒿の間に翱翔す、これまた飛の至なり、而して彼奚に適くかさ、凡そ小なるものは大を知らず、斥鴳が鵬を笑ふは鵬の圖南の壮志を知らぬ小知、小行の徒なるためなり。雄渾極りなき大鵬も風なくば能はず。鯤の住む冥海も天の池に過ぎず、蒼々たる天は更に至極する所なし。畢竟、大と謂ひ小と謂ふ孰れも相對界に於ける小大の辯に外ならず。一たび絶對境に悟入するならば大も小も固より一に歸す、此境地に冥合するものこそ神人たり、至人たり、聖人たるなれとするのである。

差徭 *ch'at' yao'*

力役の意にて其の淵源は遠く、周制に人民を強制して官の勞務に服せしめたるが、此制度は後代にいたるも存続し、後世にては之を總括して丁中賦役と稱す。清初に於ては丁賦(身に税すること)と差徭とは明白に區別されたるも、力役に關しては民を休養せしめる意味をもつて之を避けたるために別に規定無く、尤に雍正二年に地賦と丁賦とが合して地丁となりし後は、凡そ人民は地丁を納める以外に力役に服せざることを以て原則とし、官に力役を必要とするがごとき事態の生ぜしときは、賃銀を與へて之を雇募して就役せしむ方法を採つた。但し地方的には種々の役に服せしにて雍正二年には、凡そ地方官が民を雜役に服せしめるときは五十名を超過することを得ず、且つ各人三日を過ぎることを得ずと定めらる。(丁賦参照)

三物 *san' wu'*

三物とは六徳、六行、六藝の三者を謂ふ。周制に小學にては普通民を收容し、大學にては門閥を出でたるものを

入學せしめ、士君子必須の學を授けた、三物は當時の最高教育である、次の如し。

六徳——知、仁、聖、義、忠、和

六行——孝、友、睦、順、任、恤

六藝——禮、樂、射、御、書、數

三倉 *san' ts'ang'*

三倉とは常平倉、義倉、及び社會を謂ひ、之等は宋代に於ける穀價の調節、備荒儲蓄のための常設的機關である當時はこの三倉の外に惠民倉、廣惠倉、豐儲倉、平糶倉等あり、何れも略同様の使命を持つ。

三分法 *san' fen' fa'* 三說法 *san' shuo' fa'*

宋朝は北方契丹に對抗する防備手段として、北邊に糧秣を集積することに力を用ひ、其の糧秣を上納する商人に對し、現金支拂をなすこと困難なりしたために、現金の外に當時民間の需要品として流行せし茶と香藥を以てこれを代償すること、爲し、即ち商人より上納する糧秣の代償をば(一)現金(二)茶(三)香藥の三種を以て政府より支拂することを三分法と呼び、亦、これに關連して三說法なるものが施行さる。

三說法とは(一)博羅(二)便羅(三)直便の三法にて、即ち博羅とは最も遠き邊境に糧秣を納致せしめ、政府より現

金或は商人の取引に便宜なる地方に於て通行する爲替證券、或は政府の管理する茶場より優秀なる茶を引取り得る茶券を以て其の商人へ支拂を爲すこと、便紙とは比較的近き邊境へ糧秣を納致せしめ、政府は商取引に於て多少不便なる地方に通行する爲替證券、或は政府管理の茶場に於ける劣等茶の引替券、或は雜貨などもつて該商人に支拂ふこと、直便とは糧秣を納致せる地方に於て、直接に政府の爲替證券を交付し、商人は京師に持參之を現金に引き替ふることを謂ふ。

三民主義

san¹ min¹ chu² yi⁴

現在中國思想界の中心たる三民主義は、當年、孫文が一個の風雲兒として、海外に放浪せる時、見聞せる先進諸邦の、勞資の軋轢並にその貧富の差の甚だしきを觀察し、直に支那の革命を成就せんと欲せば、單なる政治革命にのみ終始せず、國民經濟に依る國民の生計に關する根本策の樹立にあるを期し、民生問題は、民族、民權兩問題と併進せしむ可きをもつてせることが、三民主義の提唱の所以にて、多年の革命戦に東奔西走の餘暇、筆に口にて、これが宣傳につとめたのであり、當年、同盟會の四大綱領たる、黷虜を驅除す、中華を恢復す、民國を建立の三綱の次に、——凡そ文明の福祉は、國民平等に之を享くるものなれば、社會の經濟組織の改良には、天下の地價を確定して、その原有の地價は尙之を其の所有者の所有に歸し、革命後に於ける社會の改良進歩に依りて、増加せる地價は、之を國家に歸して國民と共に享用せば、社會も、國家も、これ足りて四海の内一夫も其の所を得ざるも

のなきを得。若し敢て、之を壟斷し、國民の生命を制せんとするものあらば、衆と共に之を排除す云々、所謂る地權の平均を力説せるが、當時、既に抱懐する所が察知し得られるのである。

孫文著三民主義に依るに、(一)民族主義とは支那民族の自由平等の要求にて、其の實行方法に對内的及對外的二方面あり、即ち對内的には國內漢、滿、蒙、回、藏各民族は政治的、經濟的、社會的に一律平等の權利を享受して結合し、民國の基礎を固め、對外的には一切の不合理なる外力の壓迫を排除して、半殖民地的支那とその民族とを、所謂る黃帝の子孫は黃帝の土地を治む可しと凡てに之を解放せんとする。(二)民權主義とは、政治上に於けるデモクラシーの主張にて人民に、集會、結社、言論、出版、居住、信仰の完全なる自由を認め、人民の政權は選舉、官吏の罷免、法律創制、法律復決權より構成され、この民權に依り政府を監督し、及直接に政治に干與する、機會を附與せんとする。(三)民生主義とは、無産階級の經濟的解放を含む國民の生活問題乃至社會問題に對する根本的解決に對する主張にて、其の實行手段としては、地權の平均と貨本の節制を行はんとする。地權の平均とは土地を投機の目的に使用せず、地價の値上りは社會の進歩に負ふものなればと、之を國家の有とし、一種の漸進的土地國有法を施行せんとするにて、資本の節制とは從來外國人に與へし利益を回收すると共に、重要産業を國營に移し、以て資本主義を是正して國民經濟の發達に資せんとするのである。

孫文の率ひる中國々民黨は、民國十二年一月に聲明して——我黨の民族主義は、消極的には、民族の不平を除去し、積極的には國內に於ける各民族を團結し、以て一大中華民族を完成し、民族自決主義により、内、民族の融和

に努め、外、世界民族の平等を圖る。爲に教育を普及し全民族の文化を向上せしめ、且つは條約を改正して、國際上の自由平等の地位を恢復すべき旨を宣し、その社會經濟の均等の發展策として、勞働者保護法を制定し、生活の改善、勞資間の地位平等を圖る等の條項をあげて居る。現在の三民主義は、國民政府建國大綱に依れるにて、國民政府は革命の三民主義五權憲法を本とし、中華民國を建設す。建設の首要は民生に在り、故に全國人民の衣食住並に交通に關する四大需要に對しては、政府は人民と協力して、農業の發展を圖り、以て民食を充足し、紡織の發展を謀りて民衣を裕かにし、大いに各種の家屋の建築を計畫して、以て民の居を樂にし、道路運河を修治して、その交通を便せんとす。聲明し、行政院、立法院、司法部、考試院、監察院の五權政治を試行するを以てした。

民國十三年一月二十日、廣東に於ける國民黨全國代表大會に於て宣言せる、國民黨綱領中に、國民黨の主義を簡明し、その民生主義の條に、「民生主義の重要な點は、一は地権の平均、一は資本の節制是れである。現在の經濟組織に於て、最も不公平なるものは、土地の所有權を、少數人士の手に把持操縱せることである。故に國家は土地法、並に地價稅法を規程せざる能はず。即ち個人の所有地及び地價を政府に報告せしめ、國家は之れに課稅し必要に應じては之を收買すること、これ地権平均の要旨である。凡そ本國人又は外國人の企業にして獨占的性質を有する場合、政府は之れを國家の事業として經營管理し、以て資本家のみが國民の利益を壟斷することを防ぐ、これ資本の節制である。この二者の適當なる併進によりて、民生主義の實行は良好の結果を生ぜん、再び考ふるに支那は農業國である。全國の各階級を通じて痛苦を受くるの甚しき農民に過ぎるは無い。國民黨は、此等農民中土地を

所有せざるものに土地を給し、且つ國家より水利を整へ、農民の資金缺乏者を救濟調節するために、銀行を設置すること主張する。更に工人は、生活に對し何等の保證も持たない。國民黨は、勞働者の失業に對しては、當然、國家が之れが救濟の責に任す可く、勞働法を制定し、その生活を改善し、その他、養老、育兒、癱疾者救濟、教育の普及を主張し以て和衷共助の實現に努めん。國民黨は常に農民及び勞働者の運動に對し其の促進を圖り、目的の達成を冀ふ。さらば我等は農民及び勞働者が、國民黨に参加せんことを熱望する。これ相共に國民革命運動を促進せんがためである。要するに、國民黨の現に従事しつゝある反帝國主義、並に反國內軍閥の運動は、彼等の存在が農民及び勞働者階級にさり不利なりとし、之を打破せんことを、以て農工各人の解放を圖る所以のものに外ならず云々、すなはち國民黨の現に従事しつゝある反帝國主義、並に反國內軍閥の運動は、彼等の存在が、農民及び勞働者にさり不利なりと確認し、之を打破せんことを、凡そ農工階級の國民黨加入は、農工階級それ自身の利益のためなる旨を力説し、三民主義の眞諦は、農工人の生活を安定にし、且つ、その地位を向上せしむるにあると反覆説明したのである。如上により三民主義の主張並にその發展を推知する。

三皇五帝

san¹ hwang³ wu³ ti⁴

黄河の流域は漢族文化の發祥地である。漢族が平和の状態にあつたときは民族の酋長によりて支配されしも、それが交戦状態となり、永く續くにつれて酋長より變つて來た君主に統治されたのである。三皇五帝といふも實はこ

の範圍を出ないものにて、三皇とは燧人氏、伏羲氏、神農氏、五帝とは黃帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜（また有巢氏、女媧氏なるものが加へらるゝことがある）と普通に稱さるるも當時の政治上の大なる權威者とは認めがたく、また彼等がどれだけの事業をせしかは明白に知られ居らず、まづ太古の傳説的存在である。が、但しこれを世界諸方の幼稚民族の經濟生活の様式變遷などより比較して考へば、之を單なる傳説的存在と抹殺さるべきでない。即ち伏羲氏は牧畜を以て其の經濟生活の主要とし、神農氏は耒耜の用を授けて民に農耕を勸め、燧人氏は火食を發明し、有巢氏はその住居上にその名の如き特色を有し、女媧氏が女性の酋長たることを想起すれば、母系族性の存在を暗示せしめ、媧の字が媧、媧と共通に媧又は媧を其の制字要素と考へるならば、煮沸用土器の使用を以て其の特色としたる民族部落を氏名として傳へしものなるか推測され、黃帝軒轅氏の名より黃土地帯に活動し、且つ車の使用を特色とせる民族或は車戰民族を彷彿する等、支那原始生産の經濟階段過程の考察上興味ある参考である。

三詢 *san' hsin'*

周禮に在り、すなはち古來、國難や遷都や立君の如き大事に當り、萬民を集めて之を諮問し、又三刺の制あり、死刑を斷するに當り萬民を召して陪審せしめたのである。蓋し「聖人常心なし百姓の心を以て心と爲す」にて、民意に應じて政治を爲すが君主の義務であつたのである。

債帥 *ch'ei' shuai'*

宋代、軍人にして官權に依りて商業金融を壟斷せしものに對する人民の怨語、世々傳へて現代支那軍閥に及ぶ。

柴草氷炭差 *ch'ai' tsao' ping' tan' ch'ai'*

熱河省承德縣に於ける地方税の一、課税物件は耕作地、毎年末一回各村の大小に依り分擔額を振り充て、各村は耕地面積に按分比例して村民に之を負擔せしむ。

材總 *ts'ai' tsung'*

材總とは上海四明公所に於ける棺材の販賣に依る收入を謂ひ、凡そ公所に於ては必要なる材木、漆、釘、銅環などを購入し、指物師を雇ひて棺を造り、之に漆を塗り彫刻を施して販賣する。（公所の慈善事業の第一として棺を同郷貧困者に施與する）之に依る利益金は民國十三年度に四萬七千四百六十五元と稱せられた。（會館、公所參照）

漕糧 *ts'uo' liang'*

前清時に於て中央の官吏及び駐劄八旗の俸米を支給するの目的をもつて山東、河南、江蘇、安徽、江西、浙江、湖北、湖南等の各省より糧米を徵收し、北京竝に通州に漕運せしものにて、地賦の一種とす。この漕運して北京に到

り京師倉廩に儲藏するものを正兌と稱し、通州倉廩に儲藏するものを改兌と稱す。清初は全部納糧の規定にて米粟を正糧、麥豆草等を雜糧とし、徵收の額を正兌三百三十萬石、改兌七十萬石と定む。漕運に際しては正兌、改兌に付き、其の途中に於ける目減りを見積りて之を正耗と稱し、省の遠近を以て其の多寡を定め、正兌は每石二斗五升乃至四斗、改兌は一斗七升乃至四斗の正耗を徵收す。尙正耗以外に種々の名目をもつて附帶の糧米或は他の物品を徵收せり、之を一括して漕項と稱す。

山海經 *shan' hai' ching'*

支那に於ける古書、商時代以前のものとも稱さる。一種の地理書にて、内容は(一)南山經、(二)西山經、(三)北山經、(四)東山經、(五)中山經、(六)海外南經より大荒北經、海内經の順序にて、内地より遙に絶域に及び、文字通り太古の神怪奇説である。史家司馬遷は妄誕荒唐として之を排除せるは有名なる話なるが、その道教的色彩を有せざることはもつとも注意すべく、實際的なる漢民族の資性より推して、民族の起原を考察するときは經濟社會、人類史的に見て基礎學として頗る暗示に富み一概に之を排すべからざるものとす。

山越 *shan' yüeh'*

山越とはネグリト族とも目すべき侏儒にて、三國時代に安徽の徽州山地に生息せしと云ふ、西南夷族中の一。

(じ)

子貢 *tzü' kung'*

孔門三千人中、賢明にして孔子に最も愛せられしは顔淵にて、其の次は曾子、子貢とす。子貢の長所は辯説と商才にある。史記列傳中にも、賜命をうけずして貨殖す、億すればしばしばあたることあり、亦、子貢廢舉を好むこと、もに貨貨を轉ず家に千金を累む云々、即ち貨殖の計しばしば適中して其の富を増し、束帛の幣を以て諸侯と交際したと謂はれる。思ふに孔門の遊歴諸費は彼によりて支辨されしもの、如く、世或は儒教尤に孔子は財利に迂くその教は實業と矛盾すを爲すも誤れること甚し。子曰、富と貴は人の欲するところ也(里仁)邦に道有りて貧且賤は恥也(泰伯)と即ち富貴に對する人情を肯定し、凡そ國家有道の世には、國家社會に奉仕して富貴の地位に上るべしとあり。亦、管子の書中にも、聖人の聖人たる所以は善く民を分つなり、倉廩實ちて禮節を知り衣食足りて榮辱を知り、とありて經濟と民風との關係を論ぜることにもその意を知るべきである。

子口稅 *tzü' k'ou' shui' Transit Duty. Half Duty.*

日本にては抵代税と稱す。凡そ支那内地の各所には、到る所常關又は釐金局等ありて、一般貨物の輸出入には、海關の外此等常關釐金局にて、其の都度税釐雜收を抽課せられ、甚敷く、煩雜不便なるものありしを以て、一八五八年の英支間天津條約に依り、爾後、有税品に對しては輸出入ともに、從價從量を問はず、有税品に對しては、本税即ち輸出入税の二分の一、無税品に對しては、從價二分五厘に相當するの税金を内地品は、貨物の途上通過の最初の釐金局に於て支拂ひ、外國貨物は、輸入海關に於て支拂ひ、以て各地常關釐金局にて、納税の義務なきこととした。次で締結せられたる英支間上海通商章程第七條に於て、輸出品即ち内地品の場合にも、子口税納付の場所を、輸入品の場合と同様に、之を輸出港の海關と定めたのである。されば外國よりの輸入品は、この子口税制度により、五分の輸入税と二分五厘の子口税、計七分五厘の税金を納むれば、支那の如何なる所へも其上課税せらるることなく、運送せられ得る筈にて、すなはち子口税とは、通商港と内地市場との間に輸送せらるる、外國貿易輸出品に對して、課せらるべき各種の内地關稅、即ち常關釐金税を免らしむる爲、通商港の海關にて課する特種の關稅である。本税の廢止は、裁厘加稅案と共に論議せられしが、一九三〇年支那の關稅自主權の確立とともに廢止されたのである。(海關、常關、釐金局參照)

支票

chih' p'iao'

當座預金者が、錢莊に對して、第三者への支拂を委託する手形にて日本の小切手に類す。但し、振出人が振出當日

又は満期日前に名宛したる錢莊に振出し通知をなさざるときは、錢莊はその支拂を拒絕することが出来る點は日本のそれと異なる。

支數

chih' shu'

番手の義。凡そ綿糸の品質は、支數を以て分類する、すなはち普通重量一磅の綿糸にして長さ八百四十碼のものを、一、支紗(一番手綿糸)又は一亨克と謂ふ。

支那語

chih' na' yü'

中國話

chung' kuo' hua'

中華民國は漢、滿、蒙、回、藏五種族の一統によりて成れるが、その言語の分布よりこれを考察すれば、漢民族の使用する所謂支那語の外に、蒙古語、西藏語、土耳其語、及び往昔の土著族たる苗族や、獠族間に於ては、各特種の言語が使用されつゝある状態にある。

また、支那人口四億として、三億五千萬以上と稱せられ、かの支那四千年の文明の支持者たる、漢民族の使用せる支那語も、甚だ複雑にて、支那本部十八省、滿洲三省、內蒙古及び新疆、青海の一部に至るの廣大なる區域に於て各特種の發達をなして居るのである。

支那語を二大別して、官話と土語に分ける。官話とは、公けに通ずる言語の意義にて、土語とは、地方語の意義

である。官話とは、語音語句の構成等比較的一貫せる文法に則り、且つ、言語學上より解説し得るものにて、土語とは局部的の地方語にて、難解、且つは組織的に解説が困難であり、加ふるに、語彙が不充分にて、學術を盛ることが出来ないものである。

官話は、大別して北京官話、南京官話、成都官話に區別する。北京官話の通用區域は、大體に直隸(河北)、河南、甘肅、陝西、山西、山東、江蘇、及安徽の北部、奉天、吉林、黑龍江の各省にて、南京官話は、江蘇の南部(南京)杭州、江西、安徽、湖南、湖北、雲南、貴州、廣西を通用區域とし、成都官話は四川一帶に普及して居る。

土語は、大別して浙江語、福建語、廣東語とし、而して浙江語を蘇州語(上海、松江、蘇州)寧波語(寧波、金華、紹興)温州語(温州)に細別し、福建語は福州語(福州、興化、福寧、永平)廈門語(廈門、臺灣)汕頭語(潮州)並に惠州、廣州一部に、廣東語は、また廣東語(廣州)客家語(嘉應州、惠州府、潮州、廣州の一部)に細別さるゝも、これ等の各地方語は、その一局部に於て、特有の語調を持ち、頗る難解で、外間より容易に窺知するを許さず、同じ支那人同志にしてすら、宛然、外國人に接するの感がある。

支那に於ける國語統一の問題は、前清時代より、その廟議に上りしものなるが、民國二年の春、(當時第二革命の烽火があつてゐた)讀音統一會なるものを教育部(文部省)内に設け、全國二十二省、蒙古、西藏より各代表者二名を招致し、これに音韻學者を加へ、その研究に資したる結果——何お、共和と謂ふ、各地言語を異にせる状態に於て、國語なくして、代議制が発達し得るや、の感念の下に——先づ常用漢字を七千二百に限定し、注音字母なる寫音文字

を制定し、北京官話をもつて、その標準語と認め、それに音韻や語彙の上に、南京官話を加味し、即ち北京聲音たる四百餘音を、その基礎となし、従前の四聲、上平、下平、上聲、去聲に入聲を加へ、もつて五聲と爲し、上平音をまた陰平に、下平音を陽平音と改稱し、注音字母は首音二十四、介音三、韻尾十二、計三十九の表音文字にて、之を綴り合はして、その標準音を拼音することを案出した。現行注音字母即ちこれである。同字母は、前清末年、天津の人王照の發表せる官話合成字母、並にわが故伊藤修治の支那語拼音字母を參考として、漢字の省畫より三十九音を撰定せしものにて、その形はわが片假名に、その綴り方は朝鮮の諺文ハングルに類する。

民國四年、政府は北京に注音字母傳習所を設け、専らこの新字母の普及に努め、各省より、師範學生を招致して之を傳習せしめ、一方、北京、南京、武昌、奉天、廣東、成都の各高等師範學堂に國語科を設け、同く注音字母を國音を傳習し、以て各省の國語教員養成機關とした。次で、七年十一月、教育部は、公文をもつて、注音字母令を公布し、全國一般に之を推行することとし、用ひて國語統一の基礎を定めた。民國八年、更に國語統一籌備會なる常設機關を設置し、極力、その目的の推行に資した。而して九年一月十七日、政府公報は、教育部の再び注音字母使用の訓令、並に全國國民學校は、一律に文語體たる國文科を改めて國語科となし、口語體の文章を教授せしむるの命令を傳へ、この普及を助長したのである。その後、新制定國音は實際上標準語として缺陷あるを發見せし爲に、民國十七年九月二十六日、國民政府は中華民國大學院第十七條の布告を以て北京音を以て國音と定め、現在に及ぶ。

新興滿洲國の言語は勿論支那語である。現在滿洲國の官界並に上流社會は北京官話、一般商工農各界にては北京官話に山東地方音若くは山西地方音が加味されて居る。(文學革命、漢字革命参照)

支那語部部歌

chih' na' yü' pu' pu' ko'

東京外國語學校支那語部歌、作者は宮越健太郎、作曲は弘田龍太郎、平調壯快なる歌曲である、但し當分の間中華民國に於て高唱する場合は第二を省略する由。

一、舉炬火

意欲照明苦亞洲

胸中藏有此壯猷

養成雙翼鳳凰子

時來飛上天悠悠

逼得青年熱血浮

浮浮浮

一、炬火きやくわがけ悔める亞細亞照らさんご

壯途を深く胸に秘め

大空仰ぐ鳳雛の

翼の力思ふとき

若き血潮は躍るなり

二、三千萬

萬民希望一心傾

二、三千萬たみの熱意と善隣の

義氣に生れし新興の

仗義親交國是成

王道樂土今實現

只願共存與共榮

逼得青年熱血盈

盈盈盈

王道樂土の理想國

久遠くわんの榮えをこひれがふ

三、幾千年

星移物換幾滄桑

萬里長城立夕陽

歷史表明大法則

黯然相對話興亡

逼得青年熱血狂

狂狂狂

三、幾千いくちとせ歳春を經たるや長城の

苔蒸す石に興亡の

いみじきのりを語るとき

默示聞けさて沈む日に

四、眞美麗

錦繡山河夏禹定

人民四億苦苛政

四、美るはしの禹域の山河今にして

ありし昔にかはられど

四億の民のさま見ては

強弩之末無奈何

魯縞豈能穿得動

逼得青年熱血迸

迸迸迸

五、警鐘響

慨然奮起勿貪眠

寶劍靈旗兩手端

彼此扶持同立誓

亞洲用力保安全

逼得青年熱血迸

迸迸迸

強弩の末のしのばれて

五、鐘響くいざ奮ひ立て若人よ

正義の靈旗破邪の劍

固き誓ひのそのもきに

雄々しく守れわが亞細亞

嗣子

8821 ten³

嗣子は日本のあこつぎ、世つぎ。家督相續人さて長男がそれなるの意味にあらすして、實子にあらすして宗祧を繼承するものを意味す。但し同宗中の姪を擇むことを普通とす。

私奴

8821 nu³

私奴とは奴隸にて官に驅使せらるる官奴に對して謂ふ。戰國時代以後、地主、富豪が大いに奴隸を公開賣買し又之を蓄へ生産貨殖の業に従事せしめ、僮手指千(奴隸百人)なる言葉があつた。凡そ支那社會組織の根本主義は、階級制度がなく平等主義の上に組織されて居るを稱せられる。之が支那を觀る要點なり(服部博士支那の國民性思想)と在る。すなはち支那の奴隸は印度の首陀羅の如く、先天的の區別でなく、一たん解放され赦免さるるに於ては、直ちに、庶民たる身分を回復し得たのである。彼等の來源は(一)邊疆の蠻民を掠買、(二)内地の良民を掠買する(三)或る事情のため自らを他人に鬻ぐ、又は子女を質に入れる等、現代支那の社會狀態依りも容易に推察し得る。(官奴参照)

私鹽

8821 yen³

私鹽すなはち鹽の密輸密賣は場私、船私、漕私、隣私、梟私、功私、商私等ありて諸種の方法に於て行はる。場私とは製鹽業者の私に販賣するもの、船私は船主が窃に運搬するもの、漕私は漕米を運搬したる船舶がその同航に鹽を運ぶもの、隣私とは隣境の商人が行鹽區域を越へて密賣するもの、梟私とは匪賊等の私販を爲すもの、功私とは官吏が没收したる私鹽を販賣するもの、商私とは鹽商が官吏に賄して結託し引斤を加へ或は引地(販賣地)を

越ゆることを謂ふ。(引鹽、引課、臬私、漕糧參照)

市糶 *shih' t'z'*

古來、政府に於て貨物の買上貯蔵を爲し、市上に不足を生じたる場合に之を拂下げ以て其の需給關係を平均せしめ、兼て國庫の收入を圖るための一切の官業を總稱す。之に屬するものは時代に依りて其の名稱を異にするも、周に於ける準平、秦漢に於ける均輸、市易、和買、常平倉、唐宋時の義倉、青苗等之である。(權易務參照)

市舶使 *shih' po' shih's* 市舶司 *shih' po' ssu'*

市舶使は提舉市舶また舶使とも略稱し、唐時代の創設にて外國貿易を管理する官職を謂ひ、或は近世この國稅關の濫觴なる可き歟。市舶とは互市船を指す。清の紀昀の歷代職官表には、市舶使を關稅監督とあれど、その實その職掌は關稅の徵收以外に及ぶ。宋時代に於ける市舶使の職掌次の如し。

(一)外國より來る貿易船及び貿易商人に關する一切の事務。即ち外國貿易船入港の時、輸入品の検査、貿易禁制品の有無、その保管、關稅の徵收、政府の獨占品と定めたるものの買上げ、外國商人の保護、外國船出港時の検査。

(二)支那より外國に赴く貿易船及支那商人に關する一切の事務。即ち公愆の下附、發船及び回航の時の乗組員、

積荷の検査及び關稅徵收等。

四柱清單 *ssu' chu' ch'ing' t'nn'*

四柱清冊 *ssu' chu' ch'ing' tsé'* 四柱銀 *ssu' chu' yin'*

前清時代より使用される決算報告明細書にて、舊支那會計法は、凡て四項の目を立て計算することを原則とする。(一)舊管(二)新收(三)現存(四)開支とし、舊管は向來管理する繰越銀、新收は新に徵收せるもの、現存は以上二者を合したる現在高、開支は支出せる額を謂ふ。

資治通鑑 *tsu' chih' t'ung' chien'*

司馬溫公が英宗の勅を奉じて編述、二百九十四卷。(別に索引、年表三十卷あり)劉恕、劉攽、范祖禹の三助手を督して十九年の歲月を費消、参考書歴代正史の外雜史三百三十二種、戰國の初より五代の終りまで千三百六十二年間の史實を敘し隨所に彼の批判を掲ぐ。

資治通鑑綱目 *tsu' chih' t'ung' chien' kang' mu'*

朱子の著、六十卷。朱子が司馬溫公の資治通鑑に基づき、孔子の春秋の筆法に従ひ、歴代の事蹟に褒貶を加へたものである。尤に大義名文を正すこと、及び排外的精神を鼓吹して國民的思想の勃興を圖ることが其の二大目的にてわが日本の思想界、殊に王政維新に極めて深刻なる影響を及ぼしたのである。

指産貸借 *chih² ch'am³ tai¹ chieh⁴*

山西省に於ける高利貸資本の搾取形式の一、すなはち土地擔保の貸借に借約の外に賣契(賣買契約證)を作成せしめて之を借約上に貼付し、満期後、もし債務者が返済せざるときは、債権者は借約を取消し、賣契を所轄官署に持参して契税を完納して自己の所有に歸せしむることを謂ふ。(駒子生息、契税参照)

親生子 *ch'in¹ sheng¹ tsu³*

男子の實子を謂ふ。支那に於ける親生子にはその身分關係より嫡子、庶子、私生子の三種あり。嫡子は正式の夫妻間に生れた男子にて當然實子である。庶子は婢妾の腹より生れた男子にて妾は通常家族の一員なれば、その所生子は當然父より見るときは正當の子である。但し特別の場合を除くの外、宗祧を繼ぐことを得ない。私生子は父の家族以外のものを母とし父の認領(認知)に依り身分を生じたるものを謂ふ。但し庶子も私生子も場合によりては嫡子の身分を取得し得るものとせらる、すなはち正妻五十以上にして男子を擧げず、妾に一人以上の男子あるときは庶

長を立て、又、父が私生子の母と正式に婚姻するときは、その時より嫡子たる身分を取得するのである。

七十二行 *ch'i² shih² erh⁴ hang³*

農工商各分業を總括して稱す。(廣東七十二行参照)

七件事 *ch'i² chien⁴ shih¹*

日常生活必需品の義にして、米、大料(藥味料)油、鹽、醬、酢、茶を指す。

商會 *shang¹ hui¹*

商業會議所を謂ふ。前清光緒の末年公布の欽定商會簡明章程に依りて從來、商業公所、商務公會と呼ばれしものを一律に改めて商會と稱し、省城及開市場に商務總會を置き、商會所辦の事務は、商業上の登記、買賣契約の公證事務等なりしも、民國三年に於て商會法と施行細則が公布され、その組織及び事務は大略、日本商業會議所に類似する。たゞこの國の社會的所産たる特殊の同業組合の代表者を綜合して組織された形となり、ために事實上、商政團體としてこの國の社會の中心となり、民國以還連年の稱兵に依る國內の混沌裡にも、屢反聲をあげしこの國自由主義運動の主體は、彼等であつたのである。(商會法、基爾特、商團、商事公斷處参照)

商會法 *shang' hui' fa'*

蔣介石を中心とする現國民政府の實際的背援は、上海總商會、銀行會に依據する江蘇、浙江財閥である。これに依りて、纒て、國民政府なるものの勢威の内外に維持されつつあるの現状に於て、その右傾向建設そのものは、或る親方より以てすればこの國新興資産階級と國民革命の妥協とも謂へる。十八年八月新公布即日施行の商會法四十四條は之が精神を語るものである。本法の公布と共に上海に於ては上海總商會、閩北商會、商民協會、南市商會は統一新商會下に改組併合せられたのである。商會法全文補譯、次の如し。(商民協會參照)

商 會 法

第一章 總 則

第一條 商會は工商業及び對外貿易の發展を計り工商業公共の福利を増進するを以て宗旨と爲す

第二條 商會は法人とす

第三條 商會の職務左の如し

- (一) 工商業の改良及び發展事項の決議
- (二) 工商業の徵詢(質疑の應答)及び通報に關する事項
- (三) 國際貿易の紹介及び指導に關する事項

(四) 工商業の調處及び公斷(調解及び裁判)に關する事項

(五) 工商業の證明及び鑑定に關する事項

(六) 工商業の統計調査及び編纂に關する事項

(七) 商品陳列所、商業學校或は其他商工業に關する公共事業を設辦することを得但し須く所管官署の許可を受く可し

(八) 市面恐怖に際しての維持及び地方政府に維持の責任の請求

(九) 第一條所掲の宗旨に合するのその他の事項の辦理

第四條 商會は工商業に關する事項を中央或は地方行政官署に建議することを得

第二章 設 立

第五條 各特別市各縣及び各市は均しく商會を設立することを得及び該市縣の區域を以てその區域とす但し繁盛なる區鎮(小都會)は亦單獨或は聯合して商會を設立することを得

第六條 商會の設立は須らく該區域内五個以上の工商同業公會よりこれを發起す亦工商同業公會の無きものは商業法人或は商店五十家以上よりこれを發起す但し在外華商の商會の設立は此限にあらす

前項の發起人は設立大會を召集し第七條の規定により章程(規約)を訂立しその他必要事項を添へて特別市政府に申請し或は地方主管署を経て省政府に申請して設立の許可を受け而して工商部に轉報してその調査に資す可し

第七條 商會章程には左記各事項を明記すへし

- (一) 名稱區域及び事務所の所在地
- (二) 事業及びその執行に關するの規定
- (三) 會員の入會、退會及び除名の規定
- (四) 職員の人數、權限及び選任、解任の規定
- (五) 會議に關するの規定
- (六) 經費及び會計に關するの規定

第八條 商會は本區域内に事務所を設置すへし

商會にして特殊の事情より必要と認むるときは會員會議の議決を経て分事務所を設置することを得分事務所事務は即ち該商會職員中分事務所區域内に住居し或は營業するものより執行す

第三章 會 員

第九條 商會會員は左記二種に分つことを得

- (一) 公會會員
 - (二) 商店會員
- 前項會員は共に代表を派して商會に出席せしめ稱して會員代表と爲す

第十條 會員代表は本區内に在りて商業を經營するの中華民國人にして年齢二十五歳以上の者に限る

第十一條 公會會員の代表は該同業公會よりこれを舉派す

前項代表は一公會毎に一人を舉ぐ但しその最近一年間の平均使用人數十五人を超過するものはその超過の人數に就て十五人に滿つる毎に代表一人を増加する事を得唯その代表人數は多くとも二十一人を逾ゆることを得ず

第十二條 商會の法人或は商店にして別に同業なく或は同業ありと雖も同業公會の組織なきものは商會の商店會員となり毎店代表一人を舉出することを得但しその最近一年間の平均使用人數十五人を超過する者はその超過の人數十五人に滿つる毎に代表一人を増加することを得唯その代表人數は多くとも三人を逾ゆることを得ず

第十三條 左記各項の一に該當するものは商會會員代表たることを得ず

- (一) 公權を褫奪されし者
- (二) 反革命の行爲ある者
- (三) 破産の宣告を受けて未だ復權せざる者
- (四) 行爲能力の無き者

第十四條 會員代表は均く表決權、選舉權及び被選舉權を有す

第十五條 會員代表はその原舉派の公會員或は商店會員より隨時これを交替せしめるときを得但し已に當選して商會の職員たるものは法によりてこれを解任する事由のあるにあらずば交替せしめるときを得ず

第十六條 會員代表にして國籍を喪失し或は第十三條列する所の各事情の一に該當するときは原擧派の會員はこれを交替せしむ可し

第十七條 會員代表にして不正の行爲ありて商會の名譽信用を妨害する者は會員大會の決議をもつてこれを除名することを得、これを原擧派の會員に通知すべし

除名處分を受くるの會員代表は除名の日より三年以内は會員代表に重任することを得ず

第四章 職員

第十八條 商會の執行委員及監察委員は、會員大會より會員代表中に就てこれを選任す、その人数は執行委員は多くとも十五人を逾ゆることを得ず、監察委員は多くとも七人を逾ゆることを得ず

前項執行委員は事務委員を互選し、並に事務委員中に就きて一人を選任して主席と爲すことを得

第十九條 執行委員及び監察委員の任期は共に四年とし二年毎に半数を改選し重任することを得ず、前項第一項の改選は抽籤をもつて之を定む、但し委員人数の奇數なるときは留任者の人数は改選者より一人多きことを得

第二十條 委員は就任後十五日以内に特別市政府に届け出づべく或は地方主管官署を経て省政府に届け出てもつて共に工商部に轉報してその調査に資すべし

第二十一條 執行委員及び監察委員は共に名譽職と爲す

第二十二條 委員にして左記の各項の一に該當する者は解任すべし

(一)已むを得ざる事由によりて會員大會の決議を経て退職を許されし者

(二)職務の曠廢に因り會員大會の決議にてその退職を命ぜし者

(三)職務上に於て法令に違反して利益を營み或はその他重大なる不正行爲ありて會員大會の決議にてその退職を命じ或は工商部又は地方最高行政官署よりその退職を命じたる者

(四)第十三條各事情の一を發生せる者

第二十三條 商會事務所及び分事務所には共に事務員を置く

第五章 會議

第二十四條 會員大會は定期會議及び臨時會議の兩種に分ち共に執行委員會よりこれを召集す

第二十五條 前條の定期會議は毎年少くとも一次開催す

臨時會議は、執行委員會が必要と認むるとき或は會員代表十分の一以上の請求或は監察委員會が公文をもつて召集を要求するときにこれを召集す

第二十六條 會員大會の召集は十五日前に於てこれを通知す

但し、第二十七條、第二十八條の情況あり或は緊急事項に因りて臨時會議を召集する時は此の限りにあらず

第二十七條 會員大會の決議は會員代表過半数の出席ありて、出席代表過半数の同意をもつて之を行ふ

出席代表の過半数に満たざる時は、假決議を行ひ、その結果を各代表に通告し、一週間後二週間以内に、再び會員大會を召集し出席代表過半数の同意をもつて假決議に對してその決議を行ふことを得

第二十八條 左記の各項の決議は會員代表三分の二以上の出席あり、出席代表三分の二以上の同意をもつて之を行ふ出席代表にして過半数を超過して三分の二に満たざるものは、出席代表三分の二以上の同意をもつて假決議を行ひその結果を各代表に通告し、一週間後二週間以内に重ねて會員大會を召集し出席代表三分の二以上の同意をもつて假決議に對してその決議を行ふことを得

(一)章程(規約)の變更

(二)會員或は會員代表の除名

(三)職員の退職

(四)清算人の選任及び清算に關する事項の決議

第二十九條 執行委員會は毎月少くとも二次會合し監察委員會は毎月少くとも一次會合す

第六章 經費及び會計

第三十條 商會の經費は左記の二種に分つ

(一)事務費 會員よりその所派代表の人数及び資本額に比例してこれを負擔す

(二)事業費 會員大會より決議してこれを籌集す

第三十一條 商會經費の豫算、決議及びその事業の成績は毎年報告書を編輯してこれを刊布し並に特別市政府に届出で或は地方主管官署を経て省政府に届出で共に工商部に轉報してその調査に資す可し

第七章 解散及び清算

第三十二條 商會の解散は會員代表四分の三以上の出席ありて出席代表三分の二以上の同意を経て方に決議することを得但し前項の決議は工商部の許可を経るにあらすばその效果を生ぜず

第三十三條 商會解散のときは決議によりて清算人を選任し若し選任後缺員あるときは更に補選することを得清算人を選任すること能はざるときは主管行政官署より之を指定することを得

第三十四條 清算人は商會を代表して清算上一切の事務を執行するの權を有す清算人所定の清算及び財産處理の方法は須く會員大會の決議を経べし

會員大會にして前項の決議をなさず或は決議する能はざるときは清算人は自ら清算及び財産處理の方法を決定することを得但し地方最高行政官署の許可を経るにあらざればその效力を發生せず

第三十五條 商會所有の財産にしてその債務の清償に不足するときはその不足額は第三十條第一項の規定に依りて比例して之を分擔す

第八章 商會聯合會

第三十六條 工、商業の公共の副利を増進するために起見し同一商區内の商會は聯合して全省商會聯合會を組織し

各省商會聯合會及び特別市商會は聯合して中華民國商會聯合會を組織することを得

第三十七條 全省商會聯合會の設立は該省商會五分の一以上發起人となり該省商會三分の二以上の同意を経て章程を訂立し省政府に申請すべし而して省政府より工商部に轉報してその調査に資す中華民國商會聯合會の設立は各省商會聯合會及び特別市商會四分の一以上發起人となり各省商會聯合會及び特別市商會三分の二以上の同意を得て章程を訂立し工商部に申請すべし而して工商部より國民政府に轉報してその調査に資す

第三十八條 全省商會聯合會は全省各商會をもつてその會員とし中華民國商會聯合會は各省聯合會及び特別市商會をもつてその會員とす

第三十九條 商會聯合會の會員大會の召集は二箇月以前にこれを通知すべし但し臨時會は一箇月以前に通知することを得

第四十條 商會聯合會は法律上別に規定あるものを除き他は本法第一章より第七章に至るの規定を準用す

第九章 附 則

第四十一條 在外華商商會は本法各章の規定を準用してこれを設立することを得

第四十二條 本法施行前に已に成立せる商會及び商會聯合會は本法施行後六箇月以内に本法に依りその組織を改むべし

第四十三條 本法施行細則は工商部よりこれを定む

第四十四條 本法は公布の日より施行す

商租 sheng¹ tsu¹

自由契約に依る不動産の租借權を謂ひ、商租、權そのもの内容は土地の賃借權に外ならない。日本は大正四年締結の南滿洲及東部內蒙古に關する條約に據りて、南滿洲に於ける商租權を得た。右は同條約第二條の「日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲、又は農業を經營する爲に必要な土地を商租することを得」との條項に依るものである。然るに當時の滿洲政權は細目の協定に應ぜざるのみならず、日本人に土地利權を讓與する者を犯罪者として嚴罰に付する法規を制定し、或は日本人の商租權獲得を、實行上困難ならしむる行政上の取扱を訓令して之を妨害したのである。懲辦國賊條令(民國四年六月大總統令)、商租地畝須知(內務部訓令)、國土盜賣禁止訓令(十九年九月遼寧省訓令)國土盜賣懲罰法(二十年遼寧省訓令)等すなはち之にて、荏苒、滿洲事變迄にいたつた。而して今や新滿洲國に於て完全に認められ現に實施しつつある。商は相談するの義、租は當事者の一方(業主)即ち所有者にてこの場合は貸貸人)が相手方(租戶)即ち賃借人)に土地の使用收益を爲さしめることを約し、相手方が之に借賃を支拂ふことを約することに依りて其の効力を生ずる契約である。(商租執照參照)

商租執照 sheng¹ tsu¹ chih² chao¹

滿洲國內に於ける日本人の土地商租に關しては、商租期間は三十箇年とし期間満了の際商租人は無條件にて之を更新し得るものにて、大同二年三月中、財政民政兩部合同訓令を以て暫行辦法を制定施行し、大同三年二月二十一日、商租執照發給規則を公布、全文補譯す次の如し。

商租執照發給規則

- 第一條 商租契約を締結したるときは當事者は別紙第一號様式の商租執照下付申請書正副二通に、左記書類を添附し、所轄縣長又は特別市長に申請すべし
- 一、承租人所屬國領事の證明ある商租契約書正副各一通
- 二、出租人の權利を證明し得べき登記簿若しくは執照(地券の類)
- 三、商租土地の位置圖及び略圖
- 四、商租人が法人なるときは登記簿抄本
- 五、代理人に依りて申請するときは其の權限を證明すべき書類
- 第二條 縣長或は特別市長が前條の申請に接したるときは提出書類の審査を爲し、申請書に受付番號及び日付を記入したる上、縣長に在りては省長の決裁を求め、特別市長に在りては自ら決裁すべし
- 前項の決裁後縣長又は特別市長は一筆地毎に商租執照一通を發給すべし
- 第三條 商租執照の原符は發給番號の順序に従ひ、帳簿を編綴し、第一條第一項正本及第二號書類を除く附屬書類

と共に保存すべし

- 第四條 商租執照は財政部より別紙第二號様式に依り之を發給す
- 第五條 商租執照の發給に付ては執照一枚に付、照費國幣一圓を徵收す
- 第六條 省長或は特別市長は其の取扱ひたる商租案件にして、毎年一月より六月迄のものは、其の年の八月末以前に、七月より十二月に至る分は、翌年二月以前に取纏め、民政部總長に報告し、審査に備ふべし
- 第七條 大同元年三月一日以前に締結されたる商租契約にして出租人の所在分明ならざるときは、承租人は商租の實狀を證明するに足る村長或は之に準ずるもの及び四隣の證明書を添附し、執照下附の申請を爲すことを得
- 第八條 本規則は轉租手續に之を準用す
- 第九條 本規則は國有地商租執照の發給に付ては之を適用せず
- 第十條 民國五年制定の商租須知は之を援用せず
- 第十一條 本規則は公布の日より施行す

而して商租執照の取扱に關しては、財政部は契稅手續に準ずる外、次の辦法に依り處理する様、二月二十一日附を以て各稅務監督署長に令し、且つは所管各縣及び特別市に轉令せしめたのである、次の如し。

- 一、土地商租契約に付ては承租人より租價百分の五の契稅を徵收すること

二、左記各號の契約は之を賣買契約と看做し買契稅を課すること

1、土地の商租契約中に建物又は建築物を包含せしめたる場合の建物又は建築物に對する契約

2、滿洲國人が承租人たる場合の轉租契約

本號の規定は無條件更新の約定なき商租契約には之を適用せざるものとす

三、大同二年三月六日以前當該國領事館に於て認證したる商租契約及び其の成立の日が大同二年三月六日以前なることに付當該國領事館の證明する商租契約に付ては契稅を徵收せざるものとす、但し照費は此の限に在らず

四、契稅を徵收せざる商租契約に付ては、執照に契稅免除の印を押捺すること

五、各縣及び特別市公署は執照發給前一般契稅の手續に依り、契約書正本及老契(地券の類を含む)を商租執照に貼附し、貼附箇所に割印を爲すこと

六、商租執照の發給を了したるときは土地臺帳所有者欄所有者氏名を承租人氏名に改記し、摘要欄に原所有者氏名を記載すること

七、相隣接する同一人所有(商租地を含む)の二筆以上の土地を同一承租人に於て商租する場合は承租人の申請に依り合筆し商租執照一枚を交付すること、但し合筆面積は老契記載面積の合計額に符合せしむること

八、各縣及び特別市公署は所要の商租執照を豫め所轄稅務監督署を経由し、財政部に申請交付を受くること

(商租、契稅參照)

商團 *shang' tu'uan'*

商團とは各商會が主體となりて會員の子弟及其の使用人を以て組織せる軍隊組織の名稱にて、凡そ商會、公所の團結の對稱は支配階級たる官僚軍閥である、即ち彼等よりの無制限なる擄取と壓迫に對抗するにある。殊に民國以來の官僚、軍閥の專横に對する彼等の武裝的自治は、單に土匪及軍隊に對して發揮する許りで無く、一步進みて省を單位とする常設的自治軍にまで押し擴げんとする形勢にある。民國十三年、孫文の客軍に對抗せる廣東に於ける商團これであり、ついで重慶を中心させる四川の諸團、福建の各團等これである。(商會、基爾特參照)

商幫 *shang' pan'*

基爾特、會館を見よ。

商民協會 *shang' min' hsiieh' hui'*

商民協會は支那國民政府のいはゆる革命政治工作の一つにて、帝國主義者と利害相反する地位にある商人の組織を扶助して、之をして國民革命に参加せしむ、すなはち向きに三民主義の宗旨に基き、農村の政治經濟組織を補助しその發展に資せしめたる農民協會の組織と同く、商民の組織を改善して帝國主義の壓迫と軍閥の横行に對する彼等

の利益を擁護し、進んでその幸福を増進することをもつてその目的とするに於て、現行商民協會章程六十八條は、十六年五月公布されしものにて、若しこれに妥當ならざる所あらば、全國代表大會に提出してこれを修正することを得るの規定にて、これを略述如次。

凡そ中國に居住する商人は、男女を論ぜずその年齢十六歳以上のものにして本會の紀律を遵守し、本會の決議案を履行するものは本會々員たるを得。但し左記の一に該當するものは加入を許さない。

(一)帝國主義の走狗、現にその職に従事しつゝある買辦並に現任の牧師及び外國籍に入れるもの。

(二)軍閥の走狗、劣紳、貪官、汚吏 (第一條)

入會の手續きは會員二名の責任紹介、入會志願書の作製、該地商民協會々員大會過半数の通過、會員證の受領に依りて會員たる可く、會員の權利は如次。

(一)會員は政府に對し苛税、雜捐の取消しを力争すべきことを請求する權利を有す。

(二)會員にして風辱を受くるの事情あらば雪冤力争を請求する權利を有す。

(三)會員間の争議は本會が調解すべきことを請求する權利を有す。

(四)國産品商會員にして、若しその産出が該地の消費に賣れ残りのある場合には、本會は該營業會友に通令して一致して該地に品價相同じき舶來品を販賣せしめざることを請求するの權利を有す。

(五)本會に合作銀行(組合銀行)を設立せる所あらば、會員は最低利息にて借款を享受するの權利を有す。

(六)本會にして新聞、雜誌社等を設立せる所あらば、會員は廉價に廣告を享受するの權利を有す。

(七)本會にして購買組合を設立せる所あらば、會員は廉價に購買を享受するの權利を有す。

(八)本會に商業學校を設立せる處あらば、會員及びその子弟は授業料免除又は減額を享受するの權利を有す。

(九)本會に智徳體育等の機關を設備せる處あらば、會員はその利益を享受するの權利を有す。

(一〇)會員は會員大會に於て皆發言、表決權を有す。

(一一)會員は本會職員或は代表の選舉及び被選舉權を有す。

會員の義務に關する規定は如次、而してもしこれ等の義務を履行せざるものは、輕きはこれに警告し、次なるものはその享受すべき權利を停止し、重きものは除名するの規定である。

(一)本會規則の遵守

(二)本會決議の遵守

(三)毎月會費の納入

(四)會合時間の嚴守

(五)帝國主義者、軍閥、貪官、汚吏或は土豪劣紳等と結託することを得ず

(六)工人農民等を壓迫することを得ず (第四條)

本會の組織は縣及び市を以て單位とし、一縣或は一市に多数の商民が組織方を發起せば、省或は中央の執行委員會

にその認可を申請し、省或は中央より員を派して該縣或は市にいたりこれが籌備を爲すにて、一省に三個以上の省或は市商民協會の成立せるときは、全省商民協會を組織し、全國に三個以上の省或は特別市商民協會の成立せるときは、全國商民協會を組織するのである。而して每縣或は市に商民協會の成立と同時に、該縣或は市附屬各鄉鎮及び各行商民分會を組織し、亦、各縣の墟、鎮、(部落小都會)のうち、その商業の特別繁盛にして商店及び商民の多數なるものありて、中央或は省が重要區域と認めたるものは、市商民協會となすことを得、省商民協會これを直轄し、縣商民協會と同等である。亦、別に巨大なる都市或は商埠にして、中央が特別市商民協會を組織することを認めたるときは、これを組織することを得、中央に直轄し、省商民協會と同等とする、而して凡そ各下級協會は上級協會の管轄を受く。

各級會の代表大會或は會員大會は、各執行委員會を組織して會務を執行し、紀律裁判委員を選出して紀律を執行する、該委員の任期は縣或は市以上は一年、分會は半年とする。

本會の最高機關を全國代表大會とし、該會は毎年一次召集することを原則とする。全國代表大會の組織法選舉法及び各地方の派す可き代表の人数は、中央執行委員會よりこれを規定し、大會召集の期日及び重要議題は、三ヶ月前に各會員に通告するの規定にて全國代表大會の職權如次。

(一)中央執行委員會及びその他中央各部の報告の受理及採行

(二)本會會則の修正

(三)全國商民運動計畫の決定

(四)中央執行委員候補中央紀律裁判委員候補中央紀律裁判委員の選舉(第二十一條)。

中央執行委員會は毎週少くとも一回開催し、日常會務の執行は常務委員七名を互選してこれにあたらしめる。中央委員會の職權如次。

(一)外部に向ひて本會を代表す

(二)全國各下級協會の組織

(三)全國各下級協會を監督及び指導す

(四)中央機關各部の組織

(五)會費及び財政の支配

中央規律裁判委員會の職權如次。

(一)中央執行委員會の代表大會の議決執行に關する監督

(二)中央執行委員會各部員の勤惰の審査

(三)中央執行委員會の財政出入情況の検査

(四)各下級協會の會計事務の監督及び指導

(五)各下級協會より上告案件の受理並に之が審判(第三十條)

全省或は特別市代表大會は、原則として毎年一回舉行しその組織法、選舉法及び人数は省執行委員會にて審定後、中央執行委員會の許可を経て施行する。本大會は省或は特別市執行委員及びその地各部の報告を受理採行し、該省或は特別市の會務進行の計劃を決定し、執行委員紀律委員及びその候補委員を選舉し、並にその人数を決定す。該執行委員の職權如次。

- (一)各縣及び各市協會或は特別市内の重要分會を組織し並にその活動の指揮
- (二)該執行委員會内各部を組織し各事務の分擔
- (三)會費及び財政の處理。

(四)毎月一回その活動狀況を中央執行委員會及び縣會或は特別市内の重要分會に報告(第三十五條第三十六條)省或は特別市紀律裁判委員會の職權如左。

- (一)省或は特別市執行委員會の該代表大會の決議の執行に關する監督
- 二、省或は特別市執行委員會の財政出入情況の検査
- 三、省或は特別市執行委員會各部員の勤惰の審査
- 四、縣協會、市協會或は特別市の重要分會等下級協會の職務執行の監督
- 五、各下級協會の上告案件の受理並にこれが審判

縣或は市代表大會は原則として、毎年一回舉行し、その組織法選舉法及び人数は、縣市執行委員會にて審定ののち省

執行委員會の許可を経て施行す。本大會は縣或は市執行委員會及びその各部の報告の受理、採用並に本縣或は市協會々務の進行計畫を決定し、縣或は市執行委員、紀律裁判委員及びその候補委員を選舉し、並に省代表會議に派遣代表を選じ、本執行委員會の職權如次。

- 一、各縣各鎮鎮に各行分會の設立並にその活動の指揮
- 二、省執行委員會の許可を得て該委員會内各部の組織
- 三、會費及び財政の支配
- 四、二週間毎に其事業經過情況を省執行委員會に報告(第四十六條第四十七條)。

縣或は市商民協會は、本會最重要の基本組織にて、人数は少くとも二百名以上あることを要し、省執行委員會或は中央執行委員會の批准を経て成立するものとす。而して當該地方の情況を斟酌し左記各部を設立し各事項を執行することを得るの規定である。

- 一、仲裁部 會員相互或は非會員との一切の爭議を處理す
- 二、宣傳部 三民主義及び商民協會の政策の宣傳事務を處理す
- 三、合作部 組會銀行の創立事務を處理す
- 四、教育部 商業學校、補習學校、國貨陳列所及びその他智德體育機關の創立事務を處理す
- 五、組織部 各郷各行分會の組織事務を處理す

分會は本會最下層の組織にて、凡そ商店五十家以上ある市及び商店五十家以上ある行頭(營業主)は皆分會を組織し得。縣或は市商民協會より委員を派遣してこれを組織する。分會は縣或は市商民協會の直接の指揮をうけ左に掲ぐる任務を執行す。會務の處理は執行委員及び紀律裁判委員若干の手に依る。

一、協會決議の口號の實行

二、會友間の爭議の排除

三、商民學校圖書閱覽等の機關の創設

四、組合事業の興辦

(五)新入會員の勸誘(第五十三條)

紀律に關する規定如次。

一、本會各級代表大會、或は執行委員會の決議は、會員は一致服従すべし、下級會は上級會に服従すべし、然らずば下級會はこれを取消し、或は組織を改む。

二、下級執行會の決議に對して抗議あるとき、もし五分の一の賛成者を得れば、聯署して上級會にこれが判決を提出することを得。但し抗議期間にありては、尙各該下級執行會の決議に服従すべし。(第五十九第六十第六十一條)本會經費の支辨は、入會費、每月會費、特別稅、寄附並に借款に依る。每月會費の多寡は、各地商民狀況の如何に依り、縣執行委員會よりこれを決定す。但し入會費は普通商民は最高五元を越ゆることを得ず、商店職工は一

元を越ゆることを得ず、少販(露店行商人)は五十仙を越ゆることを得ず、毎月會費は商民は最高一元を越ゆることを得ず、商店職工は三十仙を越ゆることを得ず、小販は二十仙を越ゆることを得ない。會員にしてもし失業するときは會費の減免を請求することを得。而して本會收入所得はその十分の三を分會に用ひ、十分の五を縣市商民協會に用ひ、十分の二を省或は特別市商民協會に用ゆる等の規定である。(商會法參照)

商事公斷處

shang¹ shih¹ kung¹ t'wan¹ ch'u¹

商事公斷處章程に依り、各商會に附設され、凡そ商人間の紛争をして訴訟にいたらしめざるやう、和解し仲裁する機關である。但し公斷の結果、當事者が不服なる場合は仍ほ訴訟し得るの規定である。(基爾特、商會參照)

幃子

chang¹ tzu¹

幃子とは冠婚葬祭等に際し、主として綢子(綴子)、華斯葛(紋羽二重)、洋縐(支那縮緬)等に夫々の意を表する文字を縫ひつけて贈物とし、贈られし方では式の終るまで又物によりては永久に壁に懸けて置くものにて、單的、雙的の二種あり、單的は大巾長さ七八尺、馬掛兒(羽織のこまきもの)一着分の材料に相當し、雙的は大巾長さ十四尺のものを二つに折りて七尺の長さとし、長着一着分の材料に相當す。以て贈られし方ではその文字の糸を抜けば直ちに衣料となる。結婚祝の場合には尤に喜幃として紅、赤、桃等赤色の切れ地を用ひ金文字又は桃色の布に字を書き

縫ひつけるのである。

小洋錢

hsiao yang chien

銀角

yin chiao

大洋錢の補助貨として鑄造されしもの、五角、貳角、壹角、五分の四種なれど貳角、壹角を主とす、純銀分が大
洋錢より二割方少い爲相場も下落し、通常大洋一元は小洋十二角となつて居る。品位八二〇、量目庫平七分二厘即
ち純銀五分九厘〇四絲(三三・九九六四一二八トロイグレイン)を以て一角とす(中華民國幣條例)なるも鑄造廠に
よつて一定せず。鑄造は中、南支を主とす、江南小洋、廣東小洋もつとも名あり、中南支方面にては、貳角の小洋
を俗に四開又は雙毫と稱し、壹角小洋を、八開又は單毫と呼ぶ。

响

hsiang

吉林、黑龍江省の民間に於て使用さる農地面積の單位にて、普通十二官畝謂ふ。すなはち營造尺每五尺を一弓と
し、每二四〇方弓を一官畝とし、これは萬國權度通制の六・一四四公畝に當り而して十二官畝を以て一响とす。

除帳

shai chang

掛賣の義。掛賣には摺子と稱する折本式の通帳を客に渡す。商舖相互の取引は口約束に留まる場合あれど、批單

とて契約書を作製することを普通とす。而して取引には賣手より發貨單(送狀)を添へ買手よりは引替に收單(領收
證)を渡す。その決済は月總(月勘定)と節總(節季拂)とて五月の端午節、八月の中秋節及び年關すなはち年末拂の二
種を普通とす。俗に大舖子可以除帳是按三節清算(大店は年三季拂ひ)と稱す。亦、大商賈にては年關並に三年大賬
(三年毎に決済)なるものもある。

上海標金

shang hai hao piao chin

上海市場に於て取引せらるる金の地金は、標金、兌赤、足赤、荒金、砂金及外國金貨にて、標金とは上海に於け
る標準金たる金塊 *Shanghai Gold Bar* を謂ひ、金店又は稀に銀爐に於て鑄造し、長方形にして品位約九七八、上海
漕平と稱する秤器にて重量十兩のものな一條とし現物は七十兩とす。兌赤は北京金塊 *Peking Gold Bar* を謂ひ、北
京にて鑄造せられ、品位約九八〇、重量は上海漕平十兩とす。足赤は純金、荒金は砂金の粗塊にて砂金と共に純金
に近き品位優良のものとす。一般外國銀行に於て取扱ふものは専ら標金にて、相場は約九七八、漕平十兩に對し上
海兩幾何として建てられ、^{ゴールド・アソシエーション} 金業の組織せる組合たる金業公所 *Cold Bar Association* に於て日々決定せらる。
凡そ支那に於ける金の取引は、これ等金業の手にて行はれ、現時は上海のみに限らる。

上海五卅案

shang hai wu shan an

民國十四年(大正十四年)五月三十日を中心として前後數ヶ月間上海に起れる大罷業罷市にて、全世界をして對支那再認識に彷徨せしめたるもの、一般に上海事件又は南京路事件と呼び各様の意味に於て近代支那の劃期であるとも謂える。稍、精細に之を語らん歟。上海事件の真相は極めて複雑である。上海を中心として殆ど全中國をしてその渦中に投ぜしめ、その關係する所の汎き、方に世界近時の驚異である。この年二月上海に於ける邦人紡績並にこの四月以來の青島に於ける同じ邦人紡績の前後二回の紛擾は、事實これが前哨戦とも見られる。

その経過として知らる、如く、彼等は唯徒らに騒擾これこそとし、その貸銀増加待遇改善等は、その附帶的要求に過ぎない、而も五卅事件以來のこれを動機とせるの罷業の暴動化は、その騒擾裡に彼等の民族性に徹せる深酷なる排外の冤の手が赤裸々に動けることを看取される。彼等はこれを以て外人の壓迫横暴を慨せる支那國民の愛國運動と稱し、名を労働運動に藉りて中國々民水平運動と化せることは、資本家の代表機關たる總商會と無産者職工の代表機關たる總工會が共にこの運動に協力せることにも察知せらる。

而してこの間に巧妙なる共產黨の活躍を見る。彼等は斯くの如くにして排外を煽動し、支那官憲並に一般民人を激發して、所謂外國資本家襲撃の應援に狂奔せしめ、しかるのち機を見て靜かに馬首をめぐらして、國內資本家を打倒に猛進せんとする、而して彼等の吹く笛の音に躍るものは、無智なる群衆と労働者である。

五卅事件にあらはれたる上海労働者の結束とその奮闘振りは、元來労働者の力をもつて萬能となす鮑魯扎維克にさりても亦驚嘆すべきものであつたと稱せらる。まことに本事件の直接の誘引となれるこの年労働祭以後の内外補

工場の騒擾、續いて五卅案、而して上海埠頭苦力罷業、海員罷業はては全市の罷市、香港、廣東の大罷業をばじめ、北京、漢口、濟南、青島、開封、焦作、南京、奉天、天津、鎮江、水口山、江門、汕頭と各地に類發せるこれが動機たるこれ等百數十回に及ぶ大小罷業の跡を辿るに、さすがに慄然之を久しうするものがある。維時、漸く從來の支那社會的平原説の誤れるを自覺し、労働階級にその革命の達成の信頼を置かんことを決意し、かの扶助農工聯露客共政策の實行に精進せし孫文が、不幸不治の重病に悩み亦立つ能はず、革命尙未成功、同志仍須努力の悲壯な遺囑文に萬斛の怨を託して、春淺き北京の客舎に逝いてより、僅に二箇月、かの一秘密結社共產黨が、國民黨改組大會にてその國民黨の傘下に入りて公然と其の活躍をはちめたりしより、僅に一年有餘、而かも彼等の驚駭すべきその工作は、巧にこの國近代工業の精華たる紡績會社内に隠然たる勢力を占め、這回の五卅事件の指導的地位を勝ち得た。

上海内外綿工場

この年二月の罷業解決後、之が煽動者たる共產黨學生並に滬西工人俱樂部を中心とする職工團は、その解決を不満として秘密協議せるが、この四月下旬青島に於ける邦人紡績罷業勃發せる頃より、形勢俄に不穩、殊に五月一日は労働祭にて、一般に懸念されしが、前夜東洋紡績工人聯合會に於て、さきに内外綿日華紡績等の被解僱工並に共産傾分子等の協議の結果、内外綿會社に對し賃銀の二週間毎に支拂、大洋建値、労働祭には半日休業、而して其の工賃支給を要求せるが、會社側にては先般總商會に於ける聲明は、計算締切後二週間以内に支拂ふ可きを精神なきせども、職工側の便益のため締切後十日目即ち毎月五日と二十日に支拂ふ事に改めし旨を反覆する所ありしも、職

工側は前回の支拂日四月十八日より起算して二週間目たる四月三十日に支給するが當然なりと主張し、當日早朝より第十二工場に於て不穩の形勢あり、その正午二時まで操業を停止し、喧嘩、會社側の讓歩にて一日を繰り上げ、五月四日貸銀の支拂を約して當面の問題を解決。

斯くて怠業氣分の充滿せるうちに、五月四日すなはち五四記念日の朝、同社第八工場粗紡部女工四十名、その後精紡部百餘名等は全然怠業に出でしを以て、會社はその悪化を恐れ、全職工八百名を停業せしめ、翌五日滬西工友會代表と稱するものより下記(一)一等工五十三仙、二等工五十二仙、三等工五十一仙、四等工四十八仙の現在の賃銀を一律に五十二仙とす、(二)燃糸賃銀五十仙を七十仙に値上、(三)二月に解備せる職工の復業(四)養成工の賃銀を熟練工と同一に引き上げ方云々を要求せるが、會社側、懇談よく諒解せしむる所がありしに、翌六日第八工場職工は前日の回答を迫り、午前十時には操業を中止して喧嘩、工場側にては遂に第八工場職工を全部退場せしめ、強硬なる態度に出でた。同時に風潮は

同興紡績工場

日華紡績工場

上海絹糸工場

に波及殆ど同様の怠業渦中に投じた。日華紡績にては五日午前二時、突如、来る七日に支拂はる可き賃銀の即時拂を迫りて騷擾し、六日夜前記滬西工友會は内外棉同様の要求を提出せしが、會社側はこれを峻拒した。

斯くて五月七日、怠業は、内外棉第三、第四工場に飛火せしため、會社はその午後より夜業にわたり停業を決意し、租界警察の力にて職工を強制的に退場せしめ、續いて第七、第八工場も休業せしめしが、當時場外にて職工間に衝突起り、兩三名の輕傷者を出だし、折柄その附近通行中の内外棉邦人社員數名は、その渦中に捲きこまれ、いづれも打撲傷を負ふた。而して翌五月八日朝第十五工場にても怠業はじまり、會社は斷然これを退場せしめたが、夜業は割合平穩に操業、かくて會社は強硬なる態度を持せるため、十日、十一日にわたりて如上各工場共に無條件にて復業、一時少康となつた。

五月十四日、内外棉第十二工場にて不良職工二名を解雇せるが、これは粗紡工頭阿四が會社に款を通して中傷せるものなりと誣ひて、職工五名、阿四を袋叩きとなして場内喧嘩。かくて警察鎮壓、該暴工五名を檢束せしが職工側は會社のこの處置を否とし、前記二名の復讐、五名の釋放方を要求して怠業。

これに對し會社は再び強硬なる態度に出で、警察の力にて彼等の退場を命じ、斯くて第十二工場は晝夜とも休業而も翌十五日は早朝入場しつ、工場内に盤据して怠業し、就業を勸むれば肯せず、退場を命ずれば一箇月分の賃銀を要求し、殆どなす可き法なし、やむなく再び警察の力にて午後二時退出せしめたるが、兩日來の形勢斯くの如く極端に悪化し、到底操業の見込なければ、且つは同工場より原糸を受けて織布する第七工場は原糸の供給を絶たれ操業不能に陥れるため、會社はこの際、工場の整理と人心の消停を期するため、第七、第十二兩工場を十六日夜業まで閉鎖する旨を聲明し、直ちに午後二時より臨時休業に出でた。

逸早く奇貨居く可しと煽動者は第七工場の職工を門前に蝟集せしめ、午後六時頃同一構内に在る第八工場、第五工場の夜班交替時刻まで、開門中にその數約三百、雪崩れを打つて闖入、而してわれ等は何等罷業の意志なし、若し會社にて休業するならば全額の日給を支給すべしと要求し、その容れられざるや俄かに狂騰、一部は門扇を破つて第五工場に突入、機械を惨々に破壊し、一部は第七工場より織機用ビンケンクスチッキを取り出して工部局警官隊に邦人従業員に肉迫、此間、外部より蝟集し來れる群集は、南門を破壊して殺到、物凄き渦中に邦人の生命刻々危険に類し、止むなく自衛上發砲、辛くも退散せしめ、十三名の暴工を直ちに檢束した。

此の騷擾裡に、第五工場の機械什器の毀損約五萬五千兩、彼此數名の重輕傷者を出せるが、うち職工顧某は負傷重く遂に事件後二日、病院にて死亡せしが、彼の死を機として事件はあらゆる方面に擴大したのである。

五月二十四日、上海大學其他の學生團並に職工團は、雪恥會なるものを組織し、右死亡職工顧某の追悼會を開き、その遺族の救恤並に罷業資金募集の遊街行を試み、共同租界に入るや、愈々氣勢を揚げ、各處にて激越なる路傍演説をなし、奇驕なる傳單^{ポスター}を散布せるが、工部局警察はこゝ治安に關するを以て、その運動を阻壓、主謀學生六名を南京路老關警察に拘引し、後これを會審衙門の公判に付した。

五月三十日は、被拘引學生六名の公判當日であつた、女學生團を交へたる三千の學生團は、援助被捕學生聯合會を組織し、反帝國主義、實行經濟斷交、反對越界築路、抵制日貨、援救被捕學生等の旗を携へ、全市にわたり大示威運動を開始し盛んに傳單を配付、その過激なる演説に刺戟せられて群衆熱狂、騒然たる中に、午後三時、工部局警

官は、その十數名を南京路老關警察に引致せんとするや、群衆は激怒、喊聲を擧げて警察を襲撃、こゝに於て警察署も事態放置を許す能はず、發砲、これがため即死七名負傷者十數名、流血は濃く晩春の街頭を彩つたのである。支那の所謂る五卅慘案即ちこれである。

越へて六月一日、再び南京路に於て學生團と警察の衝突あり、學生數名即死、十數名の重傷者を出すや、勢の趣く所、遂に上海全般の支那人心を極度に刺戟せしめ、折柄六月二日に開催さる可き租界納稅者特別會議にて討議せらるる筈なりし、(一)關稅に對する三分を超へざる範圍内に於て碼頭稅の徵收案、(二)印刷取締法案、(三)交易取締法案、(四)幼年工法案等に對し兼ねて總商會を中心として各公會の、その國權上、法律上及び實際問題として反對して極力之が否決を期し、北京政府すらも既に抗議を呈出し、譬へ該案が納稅者會議を通過することも、支那政府はこれに對し承認を與へずと聲明せる時なりし爲め、こゝに南京路事件と併せて對工部局反對運動となり、總商會を中心とせる各公會、労働團體、學生團一致の對工部局示威は、轉じて未曾有の排外運動即ち對日、英反感となり、五月三十一日、商、工、學聯合會男女約一萬人は總商會に集合し、(一)被捕學生の釋放、(二)死傷者の慰謝金、(三)工部局の謝罪、(四)印刷法及碼頭稅の取消し、(五)會審衙門の回收等を決議し、六月一日より全市一齊の罷市^{ボイコット}に出ず。二日、各工場、公設市場、印刷、荷役、電話、水道、車夫に至るまで大半罷業し、而して納稅者特別會議は流會となり、斯くて全市を擧げて暗黒化した。一日、戒嚴命發布、二日、上海在泊日、米、伊三國軍艦より陸戰隊上陸す。外人の暴行せらるゝもの類々、殊に楊樹浦、虹口一帶にては日本人の毆打、侮辱を蒙るもの日に烈しく、斯くて流

言葉、物情騒然たる程に一週日、義勇隊、陸戦隊の警戒漸く嚴重を加へ、六日、在港各國軍艦二十二隻の威揚を
張るに及びて鋭鋒轉回、直接行動の漸く止むと同時に、かへつて罷市罷業は愈々執拗に繼續せられたのであつた。
南京路事件に關する總商會、工商學聯合會側の要求條件は如左。

- 一、戒嚴命の撤廢
 - 二、拘引者の釋放、租界當局の封鎖せる租界内の諸學校大夏大學南方大學以下の原狀復歸。
 - 三、發砲者は休職せしめ審問終了後嚴罰。
 - 四、死傷者その他の損害賠償。
 - 五、謝罪。
 - 六、會審衙門の回收。
 - 七、紡績職工を含む外人の使用支那人全部を復職せしめその罷業期の賃銀支給。
 - 八、職工の待遇改善、その就業の如何は職工の任意とし、就業拒絶に對して處罰することを得ず。
 - 九、工部局參政權。
- 甲、中國人に納稅者會議の投票權と被選舉權を與へ、市參事會の中國側議員數は納稅額の比例に依る。
乙、參政權を決定する爲、土地所有者の種類を区分し土地使用權所有者にも參政權の付與。
- 一〇、越界築路の停止、現在境界道路は無條件にて中國に引渡すべし。

- 一一、工部局提出の印刷法、碼頭稅增徴、交易所取締りの三案の放棄。
- 一二、租界内居住の中國人に集會言論の自由、並に中國新聞に言論の自由を與ふ可し。
- 一三、工部局書記長の免職。

以上

これに依ても本事件の性質が、支那人一般の對外感情がその中心となり、職工の經濟上の不公平が如何に枝葉問
題として取扱はれたるかを見る可きである。六月十九日、各實業團體は、更に如上海南京路事件に關する要求諸條件
の目的を達するまで、英商人と取引せず英貨を賣買せず、亦、内外棉事件の解決まで、日本商人と取引せず、日貨
を賣買せず、且つ國貨提唱會を組織する旨決議し、而してその陣容を新にすると共に、積極的態度に出で、二十七
日一齊に開市した。

却説、内外棉會社にては、その東西五工場、第七工場、第八工場、第十二工場は共に五月十五日以來、第三、第
四第九各工場は六月一日以來、第十三、第十四、第十五各工場は共に六月二日より、日華紡績第三、第四工場は六
月三日より、第一工場は六月四日より、同興紡績第一工場は六月二日より、同く第二工場は六月三日より、上海紡
績は三工場とも六月四日より、豐田紡績は二工場とも六月十三日より、東華紡績は三工場とも六月四日より、裕豐
紡績は第二工場は六月二日、第一工場は六月四日より、大康紡績は六月十二日より、公大紡績は六月十五日より、
喜和紡績は六月十二日より、それ／＼罷業、閉鎖。その間有志者調停に立たんとせしも機未だ熟せず、唯、成り行
きに放任せられたりしが、八月にいたりて罷業團内部の事情は、漸く罷業の永續に關する苦境に立ち、且つは内外

の情勢の非より、漸く緩和の曙光見えしを以て、わが在上海矢田總領事と許外交特派交渉員との間に調停交渉の開始を見、日本紡績工場の件に關し並に日支官憲協商し各件を議定、當事者の諒解を得、中國官憲は當に職工の平穩復業を保証し、且つ各工場をして將來安全に操業を繼續せしむるため、あらゆる適當、且つ有效の措置を講ずべし云々の下に八月十二日下記の諸條件即ち

一、中國政府が頒布する工會條例により組織せられたる工會の工人代表權は、治安維持確定を俟ちて工場之を承認することを得。

二、罷業期間内に於ける賃銀は之を支給せず、但し善良なる職工が長期に亘る失職により受けたる困苦に對しては各工場は同情の意を表し、相當の補助を與ふ。

三、各職工の賃銀は技術の進歩の程度により之を増加すべけれ共、尙職工の生活状態を斟酌して中國人紡績工場と協議の上辦理すべし。

四、賃銀は從來大洋勘定とし、端數は習慣上小洋を以て支給せしむ、爾後は端數を次期に繰越し、一律に大洋勘定を以て支給す、亦、通帳に記入する賃金も大洋勘定となす。

五、工場従事日本人は、武器を以て入場することを得ず、故なく職工を解備せず、職工優待に留意す云々を議定し、尙自家に電力を有する工場は、直ちに操業に着手し、その他は工部局の送電を待ちて復業し、而して故顧客の遺族は、内外棉會社の自發的吊慰金一萬元を受領すること、及び出資獎勵金は各工場の事情に依り四日分即ち約十萬元

見當を支給すること等云々の附帶的協議も成立した。

斯くて上海總工會は、日本側各紡績工場の八月二十五日より復業すべき旨を聲明したるが、自家動力を有す上海紡績にては八月二十二日先づ五百名の出勤あり、二十六日には五千名に達し、同く日華紡績第一及び第三工場は二十五日出勤者三百、二十七日は三千に達し、同く内外棉各工場、東華紡各三工場、公大、同興各工場は九月十日より共に操業を開始し、各出勤率も罷業以前に比し大差無きまでに恢復し、斯くして三箇月に亘る多難な渦中に彷徨し、南京路事件の火元となりしこの大罷業も終熄した。一方、南京路事件の大勢が日本除外の傾向後、最後までその目標となりし英國側の紡績工場は、初め東方紗廠が六月二日より、新舊怡和並に老公茂紗廠は六月三日より罷業せしが、共に日本紡績工場より遙におくられて復工條件を呈出し、十月一日に及んで復業したのである。その解決條件は日本側と略同一にて、その賃銀の値上げは操業開始より三箇月内に於て殆百分の五を増加し、三箇月後一割の値上なすことに決定した。

又南京路事件の擴大と共に中國人經營の諸紡績工場、恒豐紗廠は六月二日より、永安紗廠は六月三日より、厚生紗廠は六月四日より、申新紗廠は六月五日より、鴻裕紗廠、德大、溥益、大豐、緯通、統益、振泰、華豐各紗廠等は六月六日より停業せしむ、多くは工部局罷業に依る送電中止のための停業なりし爲、一時的罷業なりしも少許にして事件の推移が排外問題より還元して労働爭議本來の意義に立ちかえり、内外の資本家を相手とする形となりたるため罷業の渦中に捲きこまれたるが、大體に於て九月八日(一)工會の承認、(二)職工を解備せず、(三)罷業期間

手當として三元の支給、並に一割の値上、(四)貨銀は大洋建とし、賞與は男女各平業を爲す等を協定して解決したのである。(香港罷業参照)

上海票據交換所

shang' hai' pi'ao' chü chiao' huan' so'

上海に於ける新式手形交換所。從來、上海各銀行の手形は、舊式銀行たる錢莊に委託して錢莊間の手形交換所とも目すべき酒劃總會にて決済を行ひしが、民國二十二年一月、上海に於ける新式銀行二十五行及び郵政儲金等に依りて上海銀行業聯合準備委員會が設立され、該委員會の手によりて手形交換事宜を辦理すべく、票據交換所が設立されし以來、各銀行間に於ける收支は之に依りて決済を行ふこととなり、茲來、各新聞紙も票據交換所交換總數を掲載することとなつた。

二十二年九月二十六日修正施行の交換所營業細則に依れば、(一)各委員銀行及び同業公會會員銀行は凡て交換銀行に加入することを得、其他上海各銀行、信託公司は、其の本店の營業滿二箇年以上のものにして交換銀行二行以上の紹介に依り、委員銀行代表大會の可決を経たるものは交換銀行に加入することを得、(二)交換銀行は加入のとき(甲)銀元一千元、(乙)五百元、(丙)三百元の入會費中、其の一項を認定して本會に納付すべく(三)交換銀行は加入のとき(甲)銀元三萬元、(乙)二萬元、(丙)一萬元、各項の保證金中、其の一項を認定し、本會の單證(公單、公庫證券、抵當證券)又は現金を以て本會に供託すべく、但し現銀を以てするものには利息を附す、(四)交換手形の

種類は(甲)爲替手形及び爲替金受領書(乙)銀行の本票 (Cash order) (丙)小切手、(丁)國債銀行經理の元金利拂證書、(戊)其他本會執行委員會の決議を経たる交換し得べき手形等とし、(六)交換差額の受授に關しては交換銀行は本會に於て銀元及び酒劃銀元(手形面に酒劃の二字の記載あり、只だ同業間の手形交換にのみ許し、若し現銀を受取りんせば満期日の翌日とす、而して單に銀元とは酒頭の文字なく、當日現金を受取り得るの劃頭手形を云ふ)の當座口座を設く、而して當座預金は本會執行委員會の決議に依り上海中國銀行及び上海交通銀行に預金すべく、其の預金利率は隨時之を訂定す、(七)交換後の手形にして支拂ひを拒絶するものは支拂拒絶の當日、午後六時前に理由書を添へ、該手形を直接提出銀行に返還する、但し無効手形の原因が他種手形に於ける支拂拒絶の連帶關係に係るものは其の返還手續には遅延なきものなれば、當日午後六時後に於ても提出銀行は、其の返還方の遅延せることを口實として接手を拒絶するを得ず、(八)無効手形の原提出銀行が無効手形を受取りたるときは、即時手形面の金額を支拂を拒絶したる銀行に返却支拂ふ、但し當日午後六時三十分以前に於ては、本會に請求し、當座口座より帳簿に付け換へ之を支拂ふことを得、(九)交換銀行にして本會章程、本會重要決議に違反し、又は本會並に全體交換銀行の信用、名譽を毀損し、又は營業不振のものに對しては(甲)書面に依る警告(乙)罰金、(丙)暫時其の交換を停止す、(丁)交換銀行たる資格の取消しの處分に付す、(一〇)交換銀行は上海市各銀行、各信託公司又は上海市錢業公會各會員錢莊の委託を受け、本會に於て手形の代理交換をなすことを得等の規程あり。而して凡そ交換時間は日曜日及び公定休日を除く外、第一次は午後一時より、第二次は午後三時三十分より、但し土曜日の第二次交換

は、滙劃手形に限るの規程である。二十三年一月現在、交換銀行次の如し。(上海聯合準備委員會參照)

交換銀行 代理分支店

- | | | |
|----------|--------|--------|
| 1 中國銀行 | 虹口辦事處 | 南市辦事處 |
| | 八仙橋辦事處 | 新開辦事處 |
| | 荳市街辦事處 | 靜安寺辦事處 |
| | 界路辦事處 | |
| 2 交通銀行 | 儲蓄部 | 南京路支行 |
| | 民國路支行 | 提籃橋支行 |
| | 界路支行 | |
| 3 浙江興業銀行 | 西區支行 | 虹口支行 |
| | 霞飛路支行 | 北蘇州河支行 |
| | 房地產信託部 | |
| 4 浙江實業銀行 | 虹口分行 | |

- | | | |
|------------|--------|--------|
| 5 上海商業儲蓄銀行 | 虹口分行 | 界路分行 |
| | 西門分行 | 靜安寺路分行 |
| | 小東門分行 | 提籃橋分行 |
| | 霞飛路分行 | 八仙橋分行 |
| | 中虹橋分行 | 愚園路分行 |
| 6 四川美豐銀行 | 虹口分行 | 西區分行 |
| | 四行準備庫 | |
| 7 鹽業銀行 | 西區支行 | |
| 8 中孚銀行 | 西區支行 | 西門支行 |
| 9 四明銀行 | 南市分行 | |
| 10 金城銀行 | 靜安寺辦事處 | 八仙橋辦事處 |
| | 曹家渡辦事處 | |
| 11 新華銀行 | 第一辦事處 | 第二辦事處 |
| | 第三辦事處 | 第四辦事處 |

22 廣東銀行
23 東亞銀行
24 中國農工銀行
25 中興銀行
26 香港國民商業儲蓄銀行
27 通和銀行
28 女子商業儲蓄銀行
29 中國國貨銀行
30 明華商業儲蓄銀行
31 聚興誠銀行
32 中華銀行
33 中匯銀行
34 中華勸工銀行
35 中國企業銀行
36 恒利銀行

切(符牒)
一 金銀業。口、介、春、比、正、位、化、利、文、成
二 綢緞業。夏、料、推、錢、文、頭、病、花、禮、癆
三 衣莊業。口、月、太、土、白、田、秋、三、魚、無
四 南貨業。吉、如、甘、利、古、竹、興、法、有、王
五 古董業。由、申、人、工、大、王、主、井、羊、非

12 東萊銀行 八仙橋支行
13 大陸銀行 南京路儲蓄部
14 永亨銀行 霞飛路支行
15 中國實業銀行 南京路支行
16 中國通商銀行 虹口分行
17 中南銀行 虹口分行
18 華僑銀行 虹口分行
19 江蘇銀行 新開路辦事處
20 國華銀行 新開路分行
21 中國墾業銀行 南市分行
22 中國墾業銀行 西區支行

靜安寺路支行
虹口支行
南市支行
虹口支行
南市分行
虹口分行
八仙橋分行
八仙橋支行
八仙橋支行

上海麵粉交易所

shang¹ hai³ mien¹ fen³ chiao¹ i⁴ so³

民國十年に成立、従来の上海機器麵粉公會の貿易所を改組したるものにて、専ら機械製麵粉及び鉄皮に關する現物及び定期賣買を營み、相互營業上の安全及び信用を保證するを以て目的とする、但し現在はまだ麵粉の定期取引のみを爲す。

上海米業嘉穀堂

shang¹ hai³ mi³ yeh¹ chia¹ ku³ tang³

上海城の内外南北兩市に開業する米店、城内三十五店、南市廿九店、英租界六十六名、佛租界二十七店、米租界九十四店、徐家漚、爛泥渡其の他二十六店、六區二百七十七店が聯合して組織せる公所である。(基爾特、材總參照)

上海銀行聯合準備委員會

shang¹ hai³ yin² hang³ tien² ho² chun³ pei¹ wei³ yuan³ hui¹

本會は民國二十一年一月、中國、交通、上海、中國實業、四明、中南、金城、大陸、鹽業、浙江興業、浙江實業、中國墾業、東萊、中滙、中國通商、明華、國華、中國、農工、通和、中孚、女子、永亨、江蘇、中華の各銀行及び郵政儲金等の廿六行より組織し、同年三月十五日正式に事務を開始した。凡そ加入銀行は之を委員銀行とし、各準備財産を納付し、之を委員會にて責任保管を爲す。準備財産は(一)上海共同租界、佛租界内の家屋、土地、(二)現金

又は現金と兌換し得る金貨、(三)倫敦、紐育市場に於て價值ある株券、債券及び國外の預金(四)其の他の財産にして執行委員會の許可を経たるものにて、成立當時既に保管財産七千萬兩と稱せらる。而して各銀行は其の納付せる準備財産を擔保として委員會より評定價格の七掛に相當する額の證券を受領する。該證券は公庫證券、抵當證券及び公單とし、其の受領割合は公庫證券二割、抵當證券及び公單各四割とす。公庫證券は紙幣發行銀行及び各銀行の貯蓄預金の保證準備と做すを得、抵當證券は如上保證準備と做し且つ委員銀行間の借款抵當品と做すことを得。公單は手形の一つにて五百兩、千兩、一萬兩及び十萬兩の四種に分ち、使用銀行より署名發行し市上に流通す。各委員銀行は公單に對し一覽拂の責を負ひ、支拂後、公單使用銀行に對し現金の回收を爲す。又委員會は別に貸出基金を準備して貸出を爲す。凡そ委員銀行にして現金の必要あるものは、公單を以て額面通りの現金を短期借用することを得、之に關する商談は毎日午後二時迄、場所は委員會辦事處、貸し出し期間は一日、利算は毎日之を決算し、常務委員會より隨時之を議定し、毎日銀、洋、錢各市場に公布す、之を銀行準備會折息と謂ふ。(上海票據交換所參照)

常關

chang¹ kuan¹

常關は舊關とも稱し、支那固有の稅關にて、其起原は遠く夏殷に起り周代に備はり終に歷朝の章程とされるにて、現行常關は前清時代の戶部關(戶部の直轄、北京の左右翼及各省に散在する三十一關)、工部關(工部の直轄、江蘇、

安徽、湖北、浙江等十數箇所、竹木に賦課し、土木費を補填すの合併せしものにて、又地方によりては鈔關、老關、大關とも稱せられしが、要するに外國人管理の海關以外、關と云ふ名目を有せる徵稅機關は常關の名の下に包括され、道光二十二年の南京條約の結果、開設されし新海關と區別されしものである。前清の制に依れば各地常關は一、二の例外を除き、總督又は巡撫をして管轄せしめ、實際事務は各道尹若しくは知府、知州等をして直接に與らしめしが、革命以後は常關の監督を中央政府に直屬せしめる方針をとり、爾來、中央政府の直轄の下に支那人専ら事務に従事し、一般に戒克船及之に依るすすべての貨物に對し、一種の國家的關稅を徵收する一衙門で、民國四年に常關なる統一的名稱を附せるものである。

常關は其管理機關を標準として左の三種に區別す。

(一)海關管理 北清事變後其最終議定書 *International Protocol* (日、英、佛以下八箇國に對する賠償金の擔保)の規定に基き、開港場を中心として五十支那里程(十五哩)の半徑を以て描きたる圓形内に於ける常關事務は、一九〇一年十一月一日より海關稅務司の管理の下に置かる、左の十九箇所とす。

天津、牛莊、芝罘、蕪湖、宜昌、沙市、九江、上海、溫州、寧波、三都澳、福州、廈門、汕頭、廣東、梧州、瓊州、北海、江門。

(二)海關監督管理 開港場の周圍五十支那里程以外の常關は、中央稅務處派遣の海關監督の管理とす。

(三)財政部の直轄 財政部が專任の監督を任命して徵稅する内地陸路常關。

右三種の常關は全國を通じて本關五十有餘、分局共に六百數十の多きに上る。

關稅 各關は其出入する貨物に對し一種の通過稅たる國內關稅即ち貨物の出入稅、並帆船に船捐を課す。

稅率 稅率は民國三年の布告にて從價二分五厘、即ち海關輸出入稅率の半額を以て全國共通となすも、實際に於ては之を實行せるは僅かに全國常關中の模範關たる天津關以下數箇所に過ぎず。凡て稅率も其徵收方法も各關隨意にて、加ふるに各種の名目の下に附加稅、手数料等雜賦を徵課し、其の輕重加減は一に關吏の手中にありと謂ひても過言なる可く、而かも極端なる收入主義を採れる中央政府は、民國三年五月常關考成條例を發布し、常關稅徵收に對しては勳記其他を與へて獎勵するの狀態にて、苛斂誅求まことに察知す可きである。(海關參照)

鈔票 *ch'ao' p'iao'*

鈔票とは橫濱正金銀行大連支店に於て明治三十九年九月勅令第二四七號に基き、舊日本壹圓銀貨(品位九〇〇、重量四一六グレイン即ち純銀三七・四四グレイン)を本位として發行される銀行銀券である。種類は壹圓、五圓、拾圓及百圓の四種の外十錢、二十錢の小額券も極めて少額發行されてゐる。流通區域も金票と略同様なるも、一般取引には金票の如く使用せず、特產物取引等に限り使用され、それも多きは小切手、手形が利用されて鈔票そのものは主として銀行の金庫内に保管せられてゐる。因に同行發行銀券の滿洲に於ける流通高は昭和八年十二月末に於て三、〇三七、〇〇〇圓である。

省港罷業 sheng' keng' pai' yeh'

廣東對香港の經濟絶交を謂ひ廣東側の自ら稱せるもの。本省港罷業は上海五卅事件を直接の動因とし、民國十四年六月十八日の香港、澳門、廣東就航の各汽船乗組員の罷業に發端し、擴大波及、持久抗爭、遂に翌年十月十日排英停止解散まで、驚くべき統制のもとに整然、前後、十數ヶ月の長きに渉つた。而て仔細に眞想を觀すれば、本罷業は單に經濟的、一時的、分部的事件にあらず、近代中國の國權回復外交が、過去、一八四二年の鴉片戰爭以來賠償され來つた對英帝國主義に對する國民的反感を、如上の事件を契機として表面化し、急速に擴大、統制ある持久的倍抗状態に導びき來つたものであり、この意味に於て、本罷業のもたらせる政治的意義蓋し小なるものではない。この事は本罷業が中國政府の指導援助をはじめ、國內各種團體、海外華僑、勞農露國の援助により、罷業委員會で組織的各種機關を備へ、もつて堂々在支大英帝國の牙城に迫り英國をして對支政策の根本的動搖をあたへたる消息にも、容易に首肯し得るであらう。

經過の概況を略記すれば如次。
六月十八日上述海員の罷業聲明に端を發し、時の廣東長省長胡漢民は、總商會、商會各代表に對しこの罷業並に此後擴大される罷業に對して經濟的援助を懲慝した。

六月二十九日、この日までに沙面英佛人に雇傭されおる使用人苦力二千人、香港所在の各種工會に屬す工人の難

香歸東するもの無慮十萬、沙面の支那巡捕一齊離職歸東し、政府商會側の援助下に入り罷業の局勢定まる。

六月二十三日、上海五卅事件に關する全國的示威運動の行はる日、廣東の工人、商人、學生、軍隊約十萬の游街會が催され、長蛇の如き行列の沙面沙基路附近に於て英佛兵との間に所謂沙面事件を惹起し、事態愈自熟化す。廣東側は對英宣戰も敢て辭せずさなし各國公使に對して表示、英佛總領事に對しては五項目の要求條件を提出す。

六月二十七日、在廣東米領事は調停に出でんさせしも、英領事態度強硬にして成らず。

七月四日、汪精衛廣東政府の各委員會を召集し、各種對策の議決、省港罷業委員會を組織し、これに異常なる權限を認め、香港沙面に對して徹底的斷交封鎖行はしめ廣東、香港の間は完全に交通を杜絶した。

七月十日前後より罷業の目標より日佛を除外し、對英問題に集注せり。

七月十六日、英領事廳に實行せし、廣東海面封鎖計畫の放棄を聲明し、十九日米、獨、兩國領事に調停方を依頼せるも効を奏せず、英國亦在留民に低利資金を貸與して、持久戰策をさるに至る。

八月十六日、廣東政府は、外國汽船沿岸航行特據證規則を制定公布し、一は廣東經濟の獨立自存を計り、二には列國の聯合協調を牽制せんことを企圖す。

八月二十六日、香港在住英人第二次市民大會開催し、廣東政府の條約蹂躪に對し、最悪の場合に臨むの決意を以つて最後の處置あらんことを電請す。かゝる穿圍氣裡に英香港總督は、轉職を命ぜらる。

九月十四日、罷業委員會は、在廣東英人を除く他の外人に對して支那人を雇傭し得べきことを聲明す。この頃、

在香港中國人中小工商極度の疲弊に陥り香港政府の意慮もあり遂に調停に起つ。

香港中國商工代表謝某一行八名、九月二十八日廣東到着、罷業委員會と接洽。解決要求條件等を接衝せるも彼等は政廳の代表に非らざれば、ただ當面の經濟問題、交通恢復等に関し交渉を進めんとせざるも、要求條件多く政治問題に關聯せるため空しく協議中斷歸港す。

その後第二次、第三次調停代表起ち双方代表の接衝を見たが、政治問題解決の權限を有する兩政府の歩み寄り行はざる限り、妥協的雰囲気僅かに醸成するに役立ちしのみにて、依然對峙の形勢の内に十五年を迎ふ。

一月二十五日、香港政府は、罷業解決交渉の停止を聲明して逆襲す。英國のこの決意は歐州政情が難加諸條約に依り英國の有利に展開せられし事と廣東政府内部の動搖を看取したるに依る。

三月十九日、香港より杜某罷業解決に乗出せるも遂に空し。

三月二十日、罷業委員會に對する蔣介石の包圍事件、粵海關長卑路の廣東向貨物の停關をなさしむる事態あり。これより委員會は海關事務に關與せざることを約す。

五月中廣東に於て、或は中山大學に於て、内訌に依り罷業に影響を蒙ることを避くるための、國民的合作工作に専念す。

六月一日、廣東政府は陳友仁を外交部長代理に任命。彼は起つて積極的對香港交渉の意を明かにし、こゝに在廣東英代理總領事を通じて解決交渉代表任命を傳達せしむ。

この間、香港政廳と陳友仁との間に代表並びにその權限に關する接衝あり、七月十五日半載振りにて正式交渉開始の緒につけり。これ蓋し北伐出師の事情に依る財政的を痛感せる廣東政府と、廣東政府の政治的地歩が漸く強固となりつゝあるを看取せる英國との兩者の歩み寄りである。

七月十六日以後、廣東政府と英國側、這回事件の原因、責任等に關し數次反駁答覆を重ねたるも、八月末までに於ては、何等の協定も出來ず、然れども交渉延期の内に何等かの形式を藉りて當面の解決を圖ることは兩者のひそかに期するところたるに至つた。それは廣東側の北伐の進捗に伴ふ長江進出を企圖するに於て、對英敵視は寧ろ大局上不利なる形勢となれるに依り、財政的その他諸事情上之に關連し、遂に九月十九日及び十月九日に英國側に向ひ罷業資金充當の名目を以つて、兩廣及び中國各省に於ける外國輸出入貿易品の生産及び消費に對して、均しく暫時内地税を徵收する事を代償に、對英罷業中止を申出で、英國之を諒承し、こゝにさしも空前の記録をつくりたる對香港經濟絶交も、一時的中止さるるに至り、香港は復活の緒についたのである。

時恰も廣東政府の中支進出漸くその目的を達し、この不當課税問題も、單に英國に本事件解決の端緒を與へし意味のみよりでなく列國の對支關稅政策上種々なる紛擾を繁からしむる誘因を作りたるものとして、本事件解決が各國に與へた影響は尠少ならず。まことに英國が既得權尊重の嚴重なる主張を捨て、支那の權益に屈せし事は往時の對支覇座を顧みて今昔の感轉た切なるものがある。

周禮

Chou li

現存せる支那古書の一。曩きに周官と稱せられ、漢の劉歆が始めて周禮と稱す。本書の制作者竝にその時代は不明なれども、本書が周代の官制、禮則なる點を、周公が禮を制したることは一般の通説なれば、周公の作たるは常識的見解とす。古來之を疑ふものあれども、大阪商大田崎教授は、周禮は堯舜以來の官制を大成せる王道政治の計劃書にして周公の作として差支えなし(王道天下の研究)とし、周禮は官制たり政治組織たるは論なき所なるが、單に組織又は構成なるのみならず、その運営にも涉りて記述しあり、王道天下、唐虞三代、尤に周代政治の計劃書なり、無論實制にて周代に成り周代に實施運營せられたるものなるも、政治の根本精神は、王道政治にして、假令文化上に於て幾分程度上の差ありとすも、唐虞三代を通じて同性質のものなり、されば周代の政典たるも同時に唐虞三代の政治の理想を表言したるもの云々を力強く斷ぜられつゝあるが、今や滿洲國龍興し、建國精神を王道の舉揚に擬して居るの秋、本書は更らに學界に大なる影を投げて居るのである。

小康

hsiao' k'ang'

漢民族の最大最高の理想は大同の世を具顯するに在る、されど實際問題として、ほさんど不可能に近きを以て、一先づ之に至る階梯として禮法の制約に依りて統一を建てんとす、之を小康の世と謂ふ、禮記の禮運篇に根據す

る、如次。

今大道隱れて天下を家と爲す、各其の親を親とし、各其の子を子とし、貨力己れが爲にす、大人は世及びて禮と爲し、城郭溝池以て固めと爲し、禮義以て約と爲し、以て君子を正しうし、以て父子を篤うし、以て兄弟を睦び、以て夫婦を和らげ、以て制度を設け、以て田里を立て、以て勇知を賢び、功を以て己れの爲にす、故に謀之を用て作り、兵此れに由りて起る、禹湯文武成王周公此れを由つて其れ選たりしなり、此の六君子は未だ禮を謹まざりしものあらず、以て其の義を著はし、以て其の信を考し、過あるを著はし、仁に刑り、讓を講じ、民に常あるを示せり、如し此れを由ひざるものあらば、勢に在るものは去られ、衆以て殃と爲さん、是れを小康と謂ふ。(大同参照)

稱提

ch'eng' t'i

宋代に於て相前後して流通せし紙幣すなはち交子、錢引、關子、淮交等の濫發に伴ふ價格の下落を防ぎ、流通を圓滑ならしめんが爲に、適宜、金銀、現錢、度牒等を以て之を回收して、流通額を收縮せんとした、この回收行爲を稱提と名づけたのである。

尙書

shang' shu'

書又は書經と呼び支那の最古の典籍の一。堯、舜、夏、商並に周代の大部分すなはち秦の穆公まで、凡そ一千七百年間の君臣の言行、治蹟等の歴史的記録にて、各篇の作者は一ならざる可く、またその資料も各代の史官の記録に基きしや、はた後代の追記もあるやは分明ならず、只、編纂者を孔子と爲すは一般の通説である。されど現存のものば古文、今文の二種あり、何れが孔子の編纂なるやは古來議論のあるところなり、而して古文尙書は偽作なりとは有力なる考證あり、又今文尙書も元の百篇にあらすして過半は後世に傳はらず、學界にやかましき馮貢は尙書中の一篇とす。

莊餘地 *chuang' yü' t'i'*

熱河に於ける前清王公等の土地にして、熱河八旗官兵を養へる土地を莊と云ひ民國改元後、莊を賣却して官兵の解隊手當と爲せり、莊餘地とは莊を賣却せる剩餘土地を謂ふ。

手工帮 *shou' kung' pan'*

手工業者組合の義。支那政府經濟討論處 (*The Chinese Government Bureau of Economic Information*) の調査に據れば、同國に於ける賃金労働者数は二億九千五百萬にて、その八割は農民である。然らば、少數の近代工業企業下に在る労働者を除けば、約五千五百萬人は、舊式手工者並にその關係者である。モオルスは、彼等を *The Craft*

Craft と呼ぶ歐洲に於ける *Craft Makers Company* に相對するものと謂つて居るが、彼等手工業者の公所組織は同一職業が同一地域内に於て同郷出身者に限るを原則として居る。而して同一職業にても、分業のあるものは、分業毎に帮を持つてゐるのである。この組織は、師傅即ち親方と夥計即ち職人或は店員並に學徒即ち見習徒弟とより成り、嚴重なる身分關係があるのである。而して師傅は熟練職工であると同時に、企業の主體たる雇主であり、夥計は徒弟の一人前となり熟練工で、師傅に對しては被傭人であり帮の一會員である。學徒は見習弟子である。されば手工帮は、親方なるものをその團結の單位とし、但これに屬して居る學徒は顧みないのである。彼等相互の關係は、現在自由主義思想に據る(賃金労働に由る)の雇傭關係と異り、宛も主従の如く、師弟の如く、絶對的家族的温情關係と社會的連帶とを有して居るのである。彼等の職業を掲げんか、木匠は大工、瓦匠(泥水匠)は左官、染匠は染物師、車匠は車大工、船匠は船大工、帽匠は帽子職人、刀匠は刀物師、鞋匠は靴工、鐵匠は鍛冶屋、花匠は植木師、藤匠は藤細工師、繡花匠は繡取師、釘書匠は製本師、剃頭的は床屋、石匠は石工、裱糊匠は表具師、帶水的は水先案内、油漆匠は塗物師、鐘表匠は時計職、照像匠は寫眞師である。

馬寅初は、昭和二年の春、清華學校に於て中國今日の勞資問題と題して講演し、その裡に支那に於ける家内手工業は *Old Family System* にて支那經濟の重要な中心とし、その特點として次の如く

(一)親密。手工業者の裏面は、絶對に資本家及び労働者の區別無く、雇職人はすべて業主の親戚、友人にて凡ての事は感情を以て解決をなし、何等の階級的思想無く、宛然、家庭の擴大せるものである。

(二) 平等は第二の特點である。即ち、業主と雇人とは同じ仕事に携り、業主の多忙はすなはち雇人の多忙である。例へば仕立職に於ては、主人も働き、雇人も働く、老人、娘も出て仕事を共にし、食事の時間は一同食卓を共にし、その間何等の區別は無い、まことに業主と雇人の地位は、平等にて一家の人の如く、何等の隔りも發見されぬ。

(三) 和順は第三の特點である。即ち、業主の雇人に對する待遇は、和順にて、譬へ終日就業することも、その間休息時間多く雇人も何等の疲勞を覺へない。時に就業中たま／＼街頭に、何か事が起れば一齊に立ち出で共に觀るが如き、亦、平常休憩の時刻は共に暢談、茶を喫し與おこらば一齊に唄ひ、和氣が満ちて居る。但し從弟はその性質上同一には論ぜられぬ。

(四) 休暇を與へることは第四の特點である、普通の雇人は新年を迎へば、業を休み主人と共に樂み、平生病氣または事故ありて仕事を缺く場合は、業主は給金を差し引かずして、その請暇を許すのである。

(五) 給料の低きは第五の特點である。此の種の工場は、小規模の生産事業にて收入多からざる事は、給料の低微なる所以である。

(六) 満足は第六の特點である。一般雇人は好遇されるがために、すべて満足である。元來中國舊社會生活は慾望が多くない、所得賃銀も彼等の生活を維持し得る程度ならば可、さらば何等の不満足無く、況んや待遇の平等なるに於て、惡感の發する所無きに於ておや。

(七) 更に要求する所は無い。雇人は已に満足である、給料の増加の希望以外は何等切實の要求は無い。

(八) 女子を使用せぬ。此の點は、生産の規模小にして、男工丈で充分にて、女工を必要とせぬ。元來、中國舊社會にては女子の勞働は例外のことである。

(九) 夜業をなさず、需要少なきは製品の多からざる所以にて、急用の外、平生は夜業には従事させない。

(一〇) 危険無し。舊式工場には機械を使用せぬ。一切の危険の現在の工場に比して少なき所以である。場内の設備は簡單にて、賠償、保險等の事無し。

(一一) 雇人に將來の希望がある。即ち、この生産事業は組織頗る簡單にて、普通、十數年工場に在らば、一切の方法經驗に對して了解會得し、將來に自己發展の希望がある。我等の見聞する所なるが、例へば、工場にて小工たること三年にて、工頭になり、再び工頭より管事的に引き上げられ、十數年にして資本を蓄積して、自分で一工場を持つに至るのである。故に舊式工場の雇人は、凡て工場主たるの將來がある云々。

又、更にこれに對し注意すべき點として、

(一) 此種の家庭制は永久に斯くの如くにて、外部の新潮流の侵入が無き故に絶対に變化を生じない。

(二) 此種の制度の下にありては、既に大資本家無く、從つて勞働問題も無く、更に所謂階級思想は無い。故に經濟組織方面には協調の作用があるのである。

(三) 此制度は家庭制度に同じく、非常に和美、且つ堅實にて何等決裂の怕れは無い。即ちこれは中國四千年來の社會の所産にて極て支那の實情に合致するものである云々述べて居る。まことに斯る業主と雇人の團結は、即ち、

中國社會の堅實性を示すものである。が、頃年來のこの國の勞働風潮を見るに家内手工業の爭議少なからず。その爭議の原因の多くは、物價騰貴による賃銀の増加、殊に賃銀が、銅貨支拂ひなるため、銅貨暴落による影響は事實なるも、其の業主ギルドに對抗するの彼等の組合組織や、從來何等人格を認められざりし徒弟の自覺等は、要するに資本主義の支那侵入に伴ふ其の産業様式の變化、時勢の轉運に伴ふ諸影響が、手工業組織を破壊し、自由競争を基調とする近代工業に集中せんとする、經路の拓かれつゝある一端なることを認めたいのである。(苦力帮參照)

酒類營業牌照稅

chiu' lei' ying' yeh' p'au' chao' shui'

酒類の販賣を營業と爲すものは、牌照すなはち鑑札を領取したる後、始めて營業を爲すことを得るにて、民國十八年七月一日より施行、國民政府財政部公布酒類營業牌照稅暫行章程の主たる條項次の如し。

第一條 酒類の販賣を營業と爲す者は一律に本章程に依り牌照を領取したる後始めて營業を爲すことを得

第二條 酒類營業牌照は財政部に於て印刷し各省菸酒事務局に頒發せるものに付之を請領すべし

第三條 營業牌照は整賣、零賣の兩種とす

第一種 酒類を小賣商人に大宗卸賣する者は整賣牌照を請領すべし整賣牌照は甲、乙、丙の三種とす

(甲) 毎年二千擔以上を卸賣する者

(乙) 毎年一千擔以上を卸賣する者

(丙) 毎年一千擔未滿を卸賣する者

第二種 酒類を消費者に小賣販賣する者は零賣牌照を請領すべし零賣牌照は甲、乙、丙、丁の四種とす

(甲) 店舗を有し一切の酒類を販賣する者

(乙) 他種商店にして一切の酒類の販賣を兼業する者

(丙) 露店に依りて酒類を小賣する者

(丁) 酒類の小賣行商人

第四條 前項の牌照は毎年四期に分て請領し左記に依り定額納稅すべし

(一) 卸賣營業

卷煙草工廠の分店及代理販賣店

每季 一百元

各種製造販賣の菸店及菸卸店

每季 四十元

各種菸類の代理卸店

每季 二十元

(二) 小賣營業

店舗を開設し一切の菸類を販賣するもの

每季 十二元

他種商品と一切の菸類とを小賣するもの

每季 四元

露天に於て煙草の小賣を爲すもの

每季 二元

第五條 營業牌照は衆人の見易き所に掲げ徴税機關の隨時検査に便すべし
 第六條 營業牌照は轉賣、讓渡又は貸用することを不得す
 第七條 營業を停止せんとするときは牌照は原請領處に返納すべし
 第八條 本章程第一條及第六條の規定に違反したる者は納税額の一倍乃至十倍の罰金に處す
 此項の罰金を徴收したるときは處罰機關より罰金聯單を交付して證を爲す

出口免稅品 *ch'u¹ ko'u³ mien³ shui⁴ pin³*

出口は輸出の義。金銀塊、外國貨幣、中外書籍、海圖、地圖、新聞雜誌、教育用の圖畫、少量の商業見本、山東の金沙、海南の銅價格十兩以下の郵便小包。

此の他輸出貿易獎勵のため、外國品模造の菓子類、罐詰、糖果、飲料、汽水、葡萄酒、及各種の *Darwin-head Works, Laces* (夏布並に綉布) 髮網 (*Hair-nets*)、小汽船、博覽會出品物等免稅品とす。尙、支那茶は、民國十二年十一月十日より民國十四年末まで輸出税全免、内地釐税は半征であつた。(民國十二年十一月十六日大總統指令) 民國二十三年(昭和九年)六月十九日公布、同年六月二十一日より施行の改正輸出税則に依れば、更に次の如く免稅した。

鮮魚及び冷凍魚、雜糧粉、酒及び藥酒、砂糖、氷砂糖、ゴム及びゴム製品、竹器、籐器及び籐製家具、木製家具、

紙及び黃板紙、繩、苧麻紗線、夏布、毛地毯、衣服及び材料、黃銅及び其の製品、鐵及び其の製品、錫及び其の製品、金屬製品、硝子製品、磁器、瓦器、陶器、扇、爆竹、象牙器、草蓆、蒲蓆、地蓆。(滿洲國稅關參照)

信匯 *hsin¹ hui⁴* 條匯 *tiao³ hui⁴*

書信を以てする送金爲替にて支那に於て最も普遍的なる送金爲替。すなはち送金人は送金書信を現金と共に銀行(又は、錢莊)に渡し、銀行は該書に番號を附して送金通知書を作製して支拂銀行に郵送する、支拂銀行は該書信と共に正副二通の領收證を受取人に交付し、受取人は領收書に捺印の上、該書信と共に銀行に提出して現金を受取る、而して正領收證は支拂銀行より發信銀行に返送し、之を送金人に交付するものとす。尙、送金人は別に書信を認むる要なく、只だ銀行備附けの用紙に書き込むのみの方法あり、之を條匯と謂ふ。

申莊 *shen¹ chuang¹*

漢口、通州、餘姚、太倉の棉花客商にして上海に寄寓するものを申莊と謂ふ、申は上海の別名とす。

新京特別市稅條例 *hsin¹ ching¹ te¹ yieh³ shih⁴ shui⁴ tiao³ li⁴*

滿洲國、康德元年七月十日新京特別市條例第三號を以て公布全文次の如し。

第一章 總 則

第一條 市税は別段の定あるものを除くの外本條例に依り賦課徴収す

第二條 市税として賦課すべきもの左の如し

- 一、耕地 捐
- 二、房 捐
- 三、營業 捐
- 四、雜 捐
- 五、戸 別 捐

第三條 市税の賦課税又は遁脱に係るものは其の金額を一時に賦課徴収す

第二章 耕地 捐

第四條 耕地捐は耕地の面積を標準として毎年七月一日現在に依り其の所有者に對し之を賦課す

第五條 耕地捐の賦課率は一响地に付年額八角五分とす

第六條 耕地捐は其の年七月一日より翌年三月末日限之を徴収す

第三章 房 捐

第七條 房捐は家屋の賃貸價格を標準として毎年七月一日現在に依り其の所有者に對し之を賦課す

第八條 左に掲ぐる家屋には房捐は之を賦課せず

一、廟、祠宇、佛堂、教會所並に説教所の用に供する家屋但し有料にて之を使用せしむる者及住宅を以て教會所、説教所の用に充つる者に對しては此の限に在らず

二、國、省、縣、市其他公共團體に於て公用又は公共の用に供する家屋但し有料にて之を使用せしむる者に對しては此の限に在らず

三、一時の使用に供する家屋但し存続期間六箇月以上に亙るものは此の限に在らず

四、専ら公益の爲に直接供用する家屋但し有料にて之を使用せしむる者に對しては此の限に在らず

第九條 家屋の賃貸價格は市公署員の調査に依り市長之を決定す

第十條 房捐は左の賦課率に依り之を賦課す

營業用家屋 賃貸價格 百分の三

住居自家屋 同 百分の一、五

住居自家屋にして賃貸の事實あるもの 同 百分の三

第十一條 房捐は其の年七月一日より九月末日限り之を徴収す但し定期に徴収することを得ざるもの、納期は其の

都度市長之を定む

第十二條 七月一日後建築せられたる家屋に付ては工事竣成の翌月より月割を以て房捐を賦課す

房捐を賦課せざる家屋が七月一日後之を賦課することを得べきものと爲りたるときは其の翌月より月割を以て房捐を賦課す

七月一日後家屋が滅失し其の他家屋としての效用を失ひたるときは納税義務者の届出に依り其の月迄月割を以て房捐を賦課する房捐を賦課することを得べき家屋が房捐を賦課せざる家屋と爲りたるとき亦同じ

房捐の徴税令書を發したる後前項の事實を生ずるも其の賦課額は之を變更せず

第十三條 前條第二項及第三項の事實發生したるときは事實發生の日より五日以内に左記事項を市長に届出づべし

一、事實發生の月日及事由

二、家屋の所在地、構造、坪數（各階毎の坪數）

三、用途（營業用、住居用の別、住居用に在りては賃貸事實の有無）

四、家屋所有者の住所氏名

第四章 營業捐

第一節 總 則

第十四條 營業捐として賦課すべきもの左の如し

一、銀行業

二、窯業

三、經紀業

四、妓館

五、其の他の營業

第二節 銀行業

第十五條 銀行業に對する營業捐は營業資本金額を標準として毎月一日現在に依り其の經營者に對し之を賦課す

第十六條 銀行業に對する營業捐の賦課率は資本金の萬分の二とす

第十七條 銀行業に對する營業捐は毎月十日限之を徴收す但し定期に徴收することを得ざるもの、納期は其の都度市長之を定む

第十八條 毎月一日後其の月の十五日迄に銀行業を開業したる者に對しては其の月の銀行業に對する營業捐の全額を賦課し十六日以後に於て開業したる者又は十五日迄に廢業したる者に對しては其の月分の銀行業に對する營業捐は之を賦課せず

第十九條 市内に於て銀行業を開業し又は市外に本店を有する者市内に營業場を設けたるときは開業又は營業場を設けたる日より五日以内に左記事項を市長に届出づべし届出事項に異動を生じたるとき亦同じ

一、開業又は營業場を設けたる年月日

二、本店及各營業場の所在地

三、本店及各營業場の資本金額
四、銀行業經營者の住所氏名

第三節 窯業

第二十條 窯業に對する營業捐は煉瓦、瓦（モルタル瓦を含む）盆、陶管（モルタル管を含む）及タイルの製造價格を標準とし其の製造業者に對し之を賦課す

第二十一條 窯業に對する營業税の賦課率は製造價格の百分の一、五とす

第二十二條 窯業に對する營業捐は翌月十日限之を徵收す

第二十三條 窯業に對する營業捐を納むべき者は翌月五日迄に製造品の種類及各其の製造價格を市長に届出づべし

第四節 經紀業

第二十四條 經紀業に對する營業捐は毎月一日現在に依り經紀業を營む者に對し月額壹圓を賦課す

第二十五條 第十七條及第十八條の規定は經紀業に對する營業捐に之を準用す

第二十六條 經紀業を營まんとする者は營業開始前住所氏名、營業開始年月日を市長に届出鑑札の下付を受くべし

第五節 妓館

第二十七條 妓館に對する營業捐は毎月一日現在に依り妓館經營者に對し之を賦課す其の賦課標準及賦課率左の如し

一 等	定額 妓女一人に付	月額 同	五圓四角 壹圓壹角五分
二 等	定額 妓女一人に付	同	參圓 七角五分
三 等	定額 妓女一人に付	同	貳圓參角 六角
四 等	定額 妓女一人に付	同	壹圓五角 四角

第二十八條 第十七條及第十八條の規定は妓館に對する營業捐に之を準用す

第二十九條 妓館經營に關し首都警察總監の許可を受けたる者は直ちに左の事項を市長に届出づべし届出事項に異動を生じたるとき亦同じ

一、開業の年月日

二、營業の場所

三、營業の等級、妓館名

四、妓女の數

五、營業者の住所氏名

第六節 其の他の營業

第三十條 其他の營業に對する營業捐は銀行業、窯業、妓館以外の營業にして營業場を定めて營業を爲す者に對し其の營業收入金額を標準として之を賦課す

第三十一條 其他の營業に對する營業捐の賦課率は營業收入金額百分の一とす。

第三十二條 第二十二條及第二十三條の規定は其他の營業に對する營業捐に之を準用す

第五章 雜 捐

第一節 總 則

第三十三條 雜捐として賦課すべきもの左の如し

- 一、車
- 二、不動産取得
- 三、土地増價
- 四、牲 畜
- 五、影 劇

第二節 車

第三十四條 車に對する雜捐は毎月一日現在に依り車の所有者に對し之を賦課す

第三十五條 非常用専用の車、商品にして使用せざる車に對しては車捐は之を賦課せず

前項の外第八條の規定は車に對する雜捐に之を準用す但し同條第三號の規定は此の限に在らず

第三十六條 車に對する雜捐は左の賦課率に依り之を賦課す

自動車	一臺に付	月額	八圓
自家用乗用	同	同	六圓四角
乗 客 用	同	同	六圓四角
貨物運搬用	同	同	六圓四角
馬 車	一臺に付	月額	貳圓
自家用乗用	同	同	壹圓四角
乗 客 用	同	同	壹圓四角
貨物運搬用	同	同	壹圓四角
人力車	一臺に付	月額	五角
自家用	同	同	參角二分
乗 客 用	同	同	貳角
自轉車	一臺に付	月額	貳角

第三十七條 第十七條及第十八條の規定は車に對する雜捐に之を準用す

第三十八條 車の所有權を取得したる者は取得の日より五日以内に左記事項を市長に届出づべし、届出事項に異動を生じたるとき亦同じ

- 一、取得の年月日
- 二、車の種類
- 三、車の用途(自家用、乗客用の別)
- 四、新舊所有者の住所氏名

第三節 不動産取得

第三十九條 不動産取得に對する雜捐は不動産又は商租價格を標準として不動産又は無條件更新の商租權(以下單に商租權と稱す)を取得したる者に對して之を賦課す但し建物の建築に因る不動産の取得に對しては當分の間之を賦課せず

第四十條 左に掲ぐるものに對しては不動産取得に對する雜捐は之を賦課せず

- 一、國、省、縣、市其他公共團體に於て共用又は公共の用に供する目的を以てする不動産の取得
- 二、専ら公益の爲に直接供用する目的を以てする不動産の取得但し其の用途を變更したるときは新に不動産の取得ありたるものと看做し不動産取得に對する雜捐を賦課す

第四十一條 不動産取得に對する雜捐の賦課率は不動産又は商租價格の百分の二とす

第四十二條 不動産取得に對する雜捐の納期は其の都度市長之を定む

第四十三條 不動産又は商租權を取得したる者は取得の日より五日以内に左の事項を市長に届出づべし

- 一、土地に在りては地番、地目、面積、用途、取得年月日及事由
- 二、建物に在りては其の種類、構造、用途、坪數(各階別の坪數)取得年月日及事由
- 三、土地又商租若し建物の價格
- 四、所有權又は商租權移轉者若し出租者及取得者の住所氏名
- 五、第四十條の規定に依り不動産取得に對する雜捐を賦課せられざるものは其の該當事由

第四節 土地増價

第四十四條 土地増價に對する雜捐は土地の増價格を標準として土地所有權又は商租權の有償移轉を爲したる者若し無條件更新の商租(以下單に商租と稱す)を出租したる者に對し之を賦課す

第四十五條 土地の増價格は有償移轉價格又は商租價格より其の土地の原價格及永續的改良の爲に投じたる費用を控除したる額とす

第四十六條 土地の原價格は康德元年七月一日現在に於ける價格とす

康德元年七月一日以後土地所有權又は商租權の有償移轉二回以上に及びたるときは其の直前の有償移轉價格を以て原價格とす

第四十七條 康徳元年七月一日現在に於ける土地の原價格は土地原價格調査委員會の調査に依り市長之を定む

土地原價格調査委員會の組織に關しては市長之を定む

第四十八條 土地増價に對する雜捐は土地の増價格を左の各級に區分し遞次各賦課率を適用して之を賦課す

増價格が原價格の百分の五十以下の金額

百分の十

同 百分の五十を越ゆる金額

百分の十二

同 百分の百を越ゆる金額

百分の十五

同 百分の五十を越ゆる金額

百分の十八

同 百分の二百を越ゆる金額

百分の二十二

同 百分の二百五十を越ゆる金額

百分の二十六

同 百分の三百を越ゆる金額

百分の三十一

同 百分の四百を越ゆる金額

百分の三十六

第四十九條 第四十二條の規定は土地増價に對する雜捐に之を準用す

第五十條 土地所有權又は商租權の有價移轉を爲さんとする者若は商租を出租せんとする者若は有價移轉又は商租の出租前左記事項を市長に届出づべし

一、所有權又は商租權の有價移轉若は商租の出租を爲すべき年月日

二、土地の所在、地目、面積

三、有價移轉價格又は商租價格

四、康徳元年七月一日以後有價移轉二回以上に及びたるときは其の直前の有價移轉價格又は商租價格及有價移轉又は商租出租の年月日

五、康徳元年七月一日以後届出人に於て土地の永續的改良に要したる費用あるときは其の金額

六、土地所有權又は商租權を移轉せんとする者若は商租を出租せんとする者の住所氏名

七、所有權又は商租權を取得せんとする者の住所氏名

第五節 牲 畜

第五十一條 牲畜に對する雜捐は牛、馬、騾、驢、羊、山羊、豚の賣買價格を標準として其の賣主及買主に對し左の賦課率に依り之を賦課す賣主買主は各其の折半額を負擔するものとす

牛、馬、騾、驢 賣買價格 百分の四

羊、山羊、豚 同 百分の二

第五十二條 第四十二條の規定は牲畜に對する雜捐に之を準用す

第五十三條 牛、馬、騾、驢、羊、山羊、豚を賣買したる者は其の都度左記事項を市長に届出づべし

一、賣買の年月日

- 二、種類頭数
- 三、賣買價格
- 四、賣主買主の住所氏名

第六節 影 劇

第五十四條 影劇に對する雜捐は入場券賣上金額を標準とし營利の目的を以て影劇を興行する者に對し左の賦課率に依り之を賦課す

入場券賣上金額 百分の七

第五十五條 第四十二條の規定は影劇に對する雜捐に之を準用す

第五十六條 影劇を興行せんとする者は其の興行に付首都警察總監の許可を受けたるときは直ちに左記事項を市長に届出づべし

- 一、影劇興行の年月日
- 二、影劇興行の場所
- 三、影劇の種類
- 四、入場料金額(等級の定あるものは各等級別)
- 五、興行者の住所氏名

第五十七條 影劇に對する雜捐を納むべき者は興行の翌日(翌日休日なるときは順次繰下ぐ)午前中迄に入場券賣上金額(等級の定あるものは等級別)を市長に届出づべし

第六章 戸 別 捐

第五十八條 戸別捐は毎年七月一日現在に依り左に掲ぐる者に對し之を賦課す

- 一、市内に一戸を構ふる者又は一戸を構へざるも獨立の生計を営む者
- 二、市内に營業場を有する法人又は組合

第五十九條 戸別捐は納稅義務者の資力を標準とし等級を設けて之を賦課す

納稅義務者と生計を共にする者の資力は之を其の納稅義務者の資力に算入す

戸別捐納稅義務者の資力、等級及賦課率は毎年度自治委員會の議決を経て之を定む

第六十條 資力を金額にて表はしたる額三百圓未滿なる者に對しては戸別捐は之を賦課せず

第六十一條 戸別捐は左の納期に於て之を徵收す但し定期に於て徵收することを得ざるものの納期は其の都度市長之を定む

第一期 八月一日より同月末日限

第二期 十一月一日より同月末日限

第三期 翌年二月一日より同月末日限

第四期 翌年五月一日より同月末日限

第六十二條 七月一日後戸別捐の納税義務發生したる者に對する賦課額は第五十九條の規定に依りて定まりたる他の納税義務者の賦課額に比準して市長之を定む

第六十三條 七月一日後戸別捐の納税義務發生したる者に對しては其の發生の翌月より月割を以て戸別捐を賦課す七月一日後戸別捐の納税義務消滅したる者に對しては其の消滅したる月迄月割を以て戸別捐を賦課す但し徵稅令書を發したる場合に於ては其の賦課額は之を變更せず

第六十四條 七月一日後戸別捐納税義務者の資力著しく減少し市長に於て必要ありと認むるときは自治委員會の議決を経て其の賦課額を減免することを得

第六十五條 戸別捐納税義務者は毎年七月五日限り市長に於て別に定むる所に依り所得額資産其の他必要なる事項を市長に届出づべし

第七章 雜 則

第六十六條 市税の賦課に關し必要ありと認むるときは市長は市公署員をして市税賦課に關し必要ある者に對し關係事項を質問し又は帳簿書類其の他物件の検査を爲さしむることを得

第六十七條 本條例の規定に依り届出を爲すべき事項にして課稅標準に關するものの届出を爲さるとき又は其の届出を不相當と認むるときは市長に於て之を認定す

第六十八條 詐偽其の他不正の行爲に依り市税を遁脱したる者に對しては遁脱したる金額の三倍に相當する金額(其の金額五圓未満なるときは五圓)以下の過料を科することを得

第六十九條 左の各號の一に該當する者に對しては五圓以下の過料を科することを得

一、本條例の定むる届出を爲さず又は虚偽の届出を爲したるとき

二、第六十六條の質問に應ぜず又は帳簿書類其の他物件の検査を拒み若は隱匿したるとき

第七十條 本條例施行に關する必要なる細則は市長之を定む

附 則

本條例は康徳元年度分より之を適用す

長春市政公所徵收捐費暫行章程中市税に關する規定は大同二年度分限り之を廢止す

大同二年度分以前の市税の賦課徵收に關しては仍從前の例に依る

康徳元年七月一日現在に於て銀行業を經營する者は本條例施行の日より十日以内に第十九條に規定する届出事項を市長に届出づべし

康徳元年七月一日現在に於て土地を所有する者は本條例施行日より四十日以内に土地の所在、地目面積、時價及所有者の住所氏名を市長に届出づべし

進口違禁品

chin¹ k'ou² wei³ chin¹ p'in²

進口は輸入、違禁品は禁制品の義。支那に於ける輸入禁制品次の如し。

軍需品^{ヤンチヤンツ} 洋槍子、劍、鎗、仕込杖、飛行機、壕用具、火藥、彈丸、亞鉛、鹽酸加里、硝磺^{シヤウ}並に一切の軍機軍裝物件 *Arms, Ammunition, Munition of war*、鹽、麻痺藥^{マアヒヤン}(鴉片 *Opium*、モルヒネ *Morphia*、コカイン *Cocaine*) 並に、其注射器、モルヒネ、鴉片、コカインを含有する戒煙丸、鴉片チンキ其の他鴉片及コカインを原料とせるもの。但し軍需品輸入禁制規則は、在支外人の爲左の例外を設く。

(一) 外國駐屯軍の軍需品の輸入には無制限に無税とす

(二) 外人義勇團、個人の自衛用の銃器彈藥及附屬品は一定の條件すなはち保證又は政府の護照の下に輸入を許可し、從價五分の輸入税を課す

また、軍需品は支那政府陸軍部の許可あれば輸入を許す。構寸製造業者の鹽酸加里輸入は一箇年の輸入額を豫定し政府の許可を要す。相當身分ある外國人は護身用として拳銃一挺、連發銃一挺、彈丸五百發、劍一口、を携帯輸入し得。同様獵銃三挺、彈丸三千發まで、携帶輸入し得、但し自身携帶せざるときは、自國領事を経て海關監督の護照を受くべし。

醫術及工業用の藥品は、軍需品の範圍に入るものと雖も、一定の條件の下に、輸入を許し從價五分税を課す。

この外、外人の食用の瓶詰食鹽は(袋紙包に非ざるもの)一定の條件の下に、輸入を許可し從價五分税を課す。

以上禁制品の外に、善良の風俗を亂すが如き出版物、賭博用の鳥類、偽造貨幣(*Blank Copper Coin*)、貨幣鑄造機、空白銀行券紙等も條約の規定には無けれども、各國の默認の下に禁制品となつてゐる。尙今回、民國が、國際聯盟に加入したる結果、黃燐マツチの製造、輸入を禁止す、即ち十四年一月一日より輸入禁止し、同年七月一日より販賣を差止む。(滿洲國稅關違禁品參照)

進口免稅品

chin¹ ko² wu³ mien¹ shui¹ p'in² Free Duty.

外國米、穀類、金銀塊、金銀貨幣、印刷書籍、海圖、地圖、定期刊物物、新聞、雜誌。外國より輸入の公使館用品、外國駐屯軍用品、外國政府より領事館に送附する官用文具、支那政府の官用物にして免稅專照を有するもの。教育部護照を有せる學校設備品、教育參考品。特別の契約を有する鐵道の建築材料及用品、少量の商業見本品、商人の配付する無料の印刷物、旅客の手荷物、販賣を目的とせざる自家用の古衣服、古家具類。價格十兩(稅銀五錢)以下の郵便小包等。(滿洲國稅關免稅品參照)

進貨流水帳

chin¹ huo¹ liu¹ shui³ chang¹

商品仕入帳。記入事項は買入れ日附、賣主の姓名又は商號、貨物の名稱、數量、金額、運費、雜費の七項にて現

金買には賣主の姓名、商號を記入せず、現購又は現進(現金買)と記入す。

清朝禁書

ch'ing' ch'ao' chin' shu'

前清は、所謂る東夷より起りて、中國を支配せるものなるが故に、華夷の區別を主張する種族主義に對しては、頗る神經過敏にして之を嚴重に取締り、殊に乾隆三十九年より同五十三年に至る十五箇年間にわたり、あらゆる書籍の内容を檢査し、明、清間の争に關して清朝に不利なる記事を載せしもの、及び譬ひ宋、明時代の著書なども、遼、金、元等の塞外種族を惡罵し、間接に清朝に對する反抗心を挑發する恐れありと認められたるものは假借するところなく之を禁書とし、或は銷燬さて全部を燒毀せしものあり、或は抽毀さて不都合なる一部分を抽きて燒毀せしものあり。かくて禁絶せられし書籍は、千種を以て數ふべく、清の鄧寶が國粹叢書第二種禁書目合刻の跋文に、蓋し秦政より以後、實に此項の焚禁を以て書籍の最大厄と爲すと謂へる言以て首肯すべし、故に塞外諸種族の事蹟を記せる古書にして、乾隆以後の刊本になるものは、多く原形を失へる不完全なるものと稱せらる。このうち現在日本に傳存せるもの次の如し。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 一 明季遺聞二本 | 一 野獲編二十本 | 一 寰宇分志四本 |
| 一 千百年眼三本 | 一 鄧忠介奏疏六本 | 一 劉倉壘奏疏四本 |
| 一 石倉詩稿十六本 | 一 石倉全集十二本 | 一 左少保文集五本 |

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 一 獻徵錄九十本 | 一 聖門志八本 | 一 讀史漫錄六本 |
| 一 歷代史論二本 | 一 清涼文獻十二本 | 一 弁州史料三十六本 |
| 一 兩浙名賢錄二十四本 | 一 左氏兵略十六本 | 一 大泌山房集四十八本 |
| 一 揚道行集 | 一 徐文長逸稿五本 | 一 藁林雜俎五本 |
| 一 止堂集五本 | 一 繼山集十二本 | 一 瑯琊代醉編十二本 |
| 一 賜問堂集二十本 | 一 朱文懿集八本 | 一 袁中郎集拾壹本 |
| 一 四鎮三關志十本 | 一 廣百川學海十六本 | |
| 一 明通記 | 一 明通記直解 | 一 明記編年 |
| 一 歷朝捷錄大成 | 一 明從信錄 | 一 兩朝從信錄 |
| 一 明法傳錄 | 一 十六朝廣彙記 | 一 甲申大事記 |
| 一 陳眉公雜錄二種 | 一 北征記略 | 一 古今議論纂 |
| 一 三朝要典 | 一 四夷考 | 一 明職方地圖 |
| 一 陳眉公集 | 一 名山藏 | 一 象胥錄 |
| 一 懷庵野鈔 | 一 五雜俎 | 一 東林書院志 |
| 一 啓禎野乘 | 一 全邊略記 | 一 四書講義 |

- 一天蓋樓四書語錄
- 一古今名將傳
- 一登壇必究
- 一夷俗考
- 一萬曆疏鈔
- 一明季南略
- 一武備志
- 一孫高陽集
- 一南雷文約
- 一漁洋精華錄
- 一廣治平略
- 一潛確類書
- 一應燬錢謙益著作書目
- 一應燬風大均著作書目
- 一應燬錢謙益著作書目
- 一初學集
- 一牧齋性理鈔珍
- 一應燬風大均著作書目
- 一聖書
- 一廣東文集
- 一笠翁一家言
- 一東夷考略
- 一杜悔堂集(以上全燬書目)
- 一寧都三魏集
- 一皇明經世編
- 一日知錄
- 一圖書編(以上浙江省查辦)
- 一孤樹哀談
- 一綏寇紀略
- 一明分省人物考
- 一初學集
- 一牧齋性理鈔珍
- 一應燬風大均著作書目
- 一幸存錄續幸存錄
- 一蘭江記
- 一行朝錄
- 一三大征考
- 一勳閣小說
- 一譯語
- 一憲章類篇
- 一南雷文定
- 一吳梅村集
- 一亭林遺書
- 一吾學篇
- 一明名臣經濟錄(以上抽燬書目)
- 一有學集
- 一列朝詩集小傳
- 一寅卯軍中集

翁山詩集

翁山易外

登華山記

編行堂續集

翁山文集

四朝武人錄

一應燬錢謙益著作書目

丹霞初集二集

翁山詩外

廣東新語

粵中疏章

升科單

sheng' k'o' tan'

個人所有の荒蕪地、埋立地、沿岸地に於ける土砂の自然的堆起等、従前免税されし土地を開墾、埋立又は地先權等の關係に依り私有に歸せんことを申請せる場合に、縣署より發行する一種の地券とす。

升科年限

sheng' k'o' nien' hsiang'

荒蕪地開墾許可後、一定の年限を過ぐれば登記して租税を徵收す即ち歛下年期明を謂ふ。

借地不折屋

chieh' ti' ju' ch'ai' wu'

土地に關する北支の習慣として、土地を借りて家屋を建てるに際して、その土地を返却するに際して、その家屋はそのまま、家主に引渡すべきものであると稱す。

(す)

司馬平

ssu¹ ma³ pi²ng²

廣東、上海に於て絲業及び棉業者の用ふるメイズ、司馬平百兩は漕平一〇二・五兩に當る。

推事

t'ui¹ shih¹

判事を謂ふ。滿洲國にて推事の事件を受理すまは公訴、自訴、上訴、再審等の申請に因り、卷宗又は聲請書(申立書)を接受したるべきを謂ふ。

遂

sui¹

周代、王畿に郷遂の制あり、郊内を郷とし郊外を遂とし、共に五家を基本とする小團體を組織し、その若干倍數を以て順次に大團體を組織し、その一萬二千五百家を以て最大の團體とし、相互救濟、共同擔保の責を負ひ、之を郷又は遂と呼んだのである。(郷飲酒之禮、保甲參照)

(せ)

井田法

ching² tien² fa³

井田は孟子、周禮、鹽鐵論等の所載に依り、古代支那に於て、土地公有、均分制度が行はれたまは一般常識的に信ぜらるゝところである。但し京大小島教授は「孟子や周禮の記事は種々疑はしき點あり、今後之を立證すべき正確なる史料の出でざる限り、これをそのまま事實として信用することは出来ない。が、後世の爲政家中には、この井田法を以て模範的の田制なりとし、或は全然之に則らんとし、或はなるべくこれに近き田制を布かんことを努めし事實はある」と述べられて居る。かゝる土地制度の果して當時實施されしや、容易に適確なることを知るに苦むも、若し之が實施せられしことありせば、いはゆる移民開墾を行ふべきに於て然りしのであらう。筆者は現代支那の村治學派の論する諸施設や、亦、現に四洮線、奉山線一帶に見る開墾地の區劃方法や溝渠に見て、この邊に解決の一端のひそむことを感ずる。

井田法の要旨は、凡そ天下の土地を公有とし、之を各家に均分して使用收益せしむるにある。孟子の井田は、或る一定の土地を井字形に等分し、其の周圍の八區劃を私田として之を八家に分配し、その收穫を私有せしめ、中央

の一區を公田として之を入家に共同耕作せしめ、其の收穫を官に收むる制にて、一家の配當額は、股にては七十畝、周にては百畝にて、尙ほこの外五畝の宅地を各家に分ち與ふことゝなつて居る。周禮の井田は、耕地に在りては先づ土地を其の肥瘠に従つて上、中、下三等分ち、上地は家毎に百畝、中地は二百畝、下地は三百畝を與へ、中地及下地は一年又は二年間休耕して、毎年百畝づつ耕作するを得しむるのである。また一家の口數に依り一家七人の者に上地を與へ、六人の者に中地を與へ、五人の者に下地を與ふところもある。耕地の區分法は正方形なる九百畝の土地を井字形に分てるものを單位とし、又、百畝の田が一直線に十箇並列した外に水道を繞らすことゝなれるも、兩者とも公田、私田の區別なし、而して此等土地の還受に就きては、孟子、周禮ともに何等の記述なく、唯、漢書、食貨志に凡そ民二十にして田を受け、六十にして田を還えすことあるのみ。(村治學派參照)

青苗法

ch'ing' miao' fa'

宋、熙寧二年より施行されし、王安石の所謂る新法の一たる彼の富國策の一部である。宋には當時常平倉なるものあり、天下に一四〇〇萬貫石の錢穀を積んでゐたが、毎年物價調節のために出入するのはその三分の一にも足らず、ために穀物の新陳代謝は行はれず、二年毎に軍糧と交換せる状態なるに、一方、春季植付けの頃は農民に乏りては金も貯穀も最も缺乏したるときにて彼等の多くは富者より高利の金穀を借りてこれを彌縫し、従つて之がために秋期の收穫物の大部分がその償還に振向けられる結果、循環的に貧困より脱脚すること能はず。これに鑑みて

王安石は常平倉の遊資を利用して、國立の農業銀行のごときものを起し、低利資金を融通して貧民を救済して富者の兼併を防ぎ、一方、政府も又これに依り若干の利益を收得せんことを計劃せるのが青苗法にて、常平給放法とも稱す。本法は、曩に季參が陝西に於て行ひ、王安石も鄜州知事たりしとき領内に施行して好結果を得たるものなるが、二月詔して青苗法を公布し之を全國に施行せるものである。すなはち農民にして青苗の時、資金を借らんとする者は、常平倉より之を貸し收穫の際に二分の利息を添へて返納せしむ。金額は戸等の高下に從ひ、例へば一等十五貫より五等一貫に至り、三等以上には特に額を増し、商家にも抵當をとりて貸與することが出来、農家は十人、商家は五人が保證人となり各連帶責任をさるるのである。(王安石參照)

青帮

ch'ing' peng'

上海を中心として哥老會の流れを汲める支那に於ける最大の秘密結社にて、當初は江蘇、浙江その他揚子江沿岸より北京に漕米輸送に従事せる人足が、所在土匪を勾結して組織せるものなるが、複雑なる階級を設け一種の宗教的暗示の下に團結し、現在は官吏、軍人、農、商、工人を網羅し、彼等の活動の範圍は社會運動、政治運動に波及し、現に近代支那の動きに一役を移めつつある。わが關東廳の巡捕中にも彼等青帮員が存在せりと噂される。

青帮の開祖は羅祖といふ僧と稱せらる。彼等仲間の迷信的信條に據るに、前清乾隆年間に苗族の亂あり、高宗しばしば師を出して敗れ、撲滅の法なし。遂に黃榜を掛けて平蠻の士を募る、時に僧人羅祖、榜を掲げて去り自ら邊地

にいたり佛法を護持し禮臺を設け、不生不滅大悲大慈の主旨を説き、苗族を勸改して之を退く。高宗大に喜び直に羅祖を召して法號を加賜せん。羅祖授封を願はず、仍ほ邊地に留つて修行す。時に翁、錢、潘なる者あり、羅祖の大名を慕ひ結伴して前往して授道を求む。羅祖應せず、拳を折りて航と傲し江を渡つて避く。三人急ぎ舟を覓めて之を追ひ、追ふて杭州武陵門外、啞巴橋附近の山中の一洞に於て羅祖の許すところとなり、以て日々道を學ぶ。數月の後羅祖、三人に語りて曰く、今日皇家、黃榜を懸け天下の奇人、俠士を徵す、蓋し運糧船とせば寇略に遭ひ官憲の力及び難し、汝等三人速に下山し榜を掲げ運糧の職を擔任すべし。彼等晉京に入るに及び三十餘年を隔てたることを始めて知れり。その後果して黃榜の掲示あり、三人之に應じ徒弟各一千三百二十六人を招き運糧船一千九百九十隻を率ゐて首尾好く公務を果す。是れより盜風息み江上安全なり、清廷之を嘉し、遂に三人を入朝せしめ官銜を賜ひ立語を許す、これ青帮の濫觴なりと、——すなはち當初は清帮と稱し、清國を保護する意を寓せるが、紅帮と對稱されて何時となしに青帮となつたものである。

彼等の憲法を義氣千秋と稱し、その内容は一切秘密にて徒黨の取締嚴しく、彼等は海底問答と稱する、一種の渡り言葉を使用し、亦、行住坐臥ともに暗語を用ふのである。

畝捐 *mu³ chiu¹ m¹*

田賦に關する地方附加税。

滿洲國梨樹縣に於ける一例を擧げん、課税物件は田地、課税標準及び税率は上則地每畝一角四分六厘、中則地每畝一角四分、下則地每畝一角三分四厘、沙城地每畝六分七厘、納税義務者は土地所有者、納期は七月一日より六月末日迄。(別に凶作年の準備として民國十九年度に每畝四厘、二十年度四厘、大同元年度五厘徴收したりしも二年度より徴收せず)。

牲畜税 *sheng¹ ch'u¹ shui¹*

牲畜税とは牛馬騾豚羊の六種家畜を賣買、他地方に販運、或は屠殺するに際し、各買主又は所有者に對して課する税を謂ふ。奉天省牲畜税整頓簡章に依る牲畜賣買税率左の如し。

牛、馬、騾は從價百分の六

驢、羊、肥豚、小豚は從價百分の三

冬季に於ける凍豚、凍牛、凍羊肉は從價百分の三

通過する所の牛、馬、騾、驢、豚、羊及納税票を有せざるものは均しく其の經過する第一局卡に於て章則に依り徴税す。但し目的地に到り轉賣せざるものは再徴せず。目的地に到り轉賣するときは當地局卡に於て章則に依り徴收す。又凍牛肉及凍豚、凍羊は均しく之に準じて徴税す。屠殺用牲畜は賣買するときに徴税する外別に屠殺のときに每頭屠殺税(印子税)として大銀元一角を徴收するのである。ちなみに熱河省にては駱駝を加へて七種と爲す。

折 *cha?*

歩合、掛、損する、引當に帳消しにする、換算するの義。

折 價 || 割引値段。 折扣 || 割引

折 耗 || 公差すなばち貨幣鑄造の際の減耗量。

折 息 || 貸付利子。

折 租 || 小作料を錢に換算して支拂ふ。

折 納 || 納稅物を他のものに換算して納む。

折 本 || 損失。

折 票往來 || 錢莊同業者相互間に於ける貸借融通取引を謂ふ。

折 還 || 借金の引當てに物品を以て返還すること。

折 券 || 債權の放棄。

折 舊 || 不動産の老舊物に對する評價額の引下げ。

折 色 || 明、清時代清米を銀に換算徵收す。

折 票 || 外國銀行より錢莊に貸出す一種の信用貸金にて、該銀行の要求次第即日又は翌日に必ず返済すべきものにて、期限は概ね二日を一結とす。

折 產字據 || 財產分配に關する書類。

對折 || 五割引。(銀折参照)

折納 *cha? na?*

貨物をもつて定められたる税に對し、實際の取立に、之を錢に換算し錢を以て納付す之を折納と呼ぶ。

折兌 *cha? tui?*

銀角の相場にて支那國幣百元に對する小洋二十仙の相場を謂ふ。

浙江財閥 *che? chiang? ts'ua? fa?*

浙江財閥の樞軸は、海商移住の群れたる寧波、甬、嘉、紹、奉化、象山、定海及び石浦七縣の商民にて、廣東財閥の樞軸たる廣東、瓊、崖、對立し、現代支那の新興資産階級としてこの國の二分分野を爲し、彼等の消長は政治上の浙江、廣東兩派の一進一退に關係しつつある。東京商大根岸教授は——清末の二分財閥の山西、廣東兩派、前者は保守的であるが、慎重勤儉にて最も資力に富み、支那全國に爲營業を開き内地の金融を支配して居た。後者は、敏捷豪放、頗る商機に通じ、到るところに商工業を營み殊に外國貿易その他の對外事業に關し殆んど獨歩の觀あり。この二分財閥の間に介在して、隱然一敵國を爲したるものは寧波派である。その資力は山西、及ばないが慎重と勤勉とは相似たる所多く、而かも頑迷の弊なく進歩的であり、又、廣東派ほど果斷決行でなく廣く内外に活躍しないが穩健着實にて、支那貿易の總樞であり新式企業の中樞である上海に根を下し、支那の大動脈たる揚子江流域に蔓つて居る(支那ギルドの研究)とあるが、現在にては、事實上、山西派がその施設が時勢の追運に伴はず、而かも革命變亂に値し措置を失して、資本を一空し、再び立つ能はざるに至れるに反し、彼等浙江派は錢莊業を基礎とし銀行業を後續とし、巧にその時々政權と款を通じ、公債、借款の引受を爲し以て、金融的發展をなし來つた。すなはち上海新式銀行の過半数を占む、中央、中國、交通、四明、浙江興業、浙江實業、中華

商業、勸工、中國通商、正大等の各銀行に中央、通易の二信託公司是、彼等の手中に在り。凡そ石炭、染料、銅、錫、金物、木材、航運、機械、建築、海産物、人参、洋紙、南北雜貨をはじめ、茶、外國雜貨、生糸、吳服、綿布、綿糸、砂糖、雜穀、油脂、陶磁器、鐵等の各業にいたるまで上海各業の實勢は彼等に依りて占められ、又支那側の各紡績、絹糸各業は、凡て彼等の金融に依據しつつある、而も、時の政權との握手に依る密接なる關係は、現國民政府財政部並に所屬各機關の重要な椅子は彼等一味の占むるころであり、政府の建設事業（道淮、治水、開墾、公道修築、商港建設、鑛業開發、無線電信）の各委員會の重要な役員は、彼等であり、彼等は各種建設事業に對し、獨占的の地歩を擁せるのである。現在浙江財閥の繁榮をもたらせる中心人物は蔣介石、宋子文であり、又彼等の時を得しは彼等を背援せるにて、相互依存關係に在ることは周知の事實である。

赤卡 *ch'ih' k'a'*

南中支に擴大せる中國蘇維埃土の有する國家政治保衛局(ゲ・ペ・ウ)の俗稱。

摺子錢 *ch'ü' tzu' ch'ien'*

印子房(高利貸)の貸出す日なし錢を謂ひ一に印字錢とも稱す。貸付方法は貸付の日より起算し、決済日までの利息を天引し、然る後貸付金額の總額を毎日又は隔日に一定の期限を付して分割回収す。すなはち銅元三百枚を二

箇月の期限にて貸付くるものとし、摺子と稱する折本式の通帳を作りて帳面には一日利息一枚の割とすれば利息六十枚を加算したる三百六十枚を記入し、毎日銅貨六枚宛を回収し、その都度領收印を當該目欄に押捺するものとす。

船鈔 *ch'um' ch'ao' Tonnage Dues.*

噸税を謂ふ。船鈔とは外國貿易の爲、開港場に入港せる船舶に賦課する一種の交通税にて、其の税率は噸數に依りて異なる。

凡そ入港したる船舶は、入港後四十八時間以内に、其の登録簿噸數に應じ、噸税を納付せざるべからず。新に噸税を支拂ふには、領事館より得たる領事報告 *Consular Report* を海關に提出し、噸税納付書記載の金額を海關銀行に支拂へば、噸税證書即ち海關船鈔執照を交附せらる。光緒八年公布、噸税法規次の如し。

通商各關徵免船鈔章程

(一)沿岸航路と外國航路とを問はず、通商の海關に出入する内外汽船、帆船、曳船 *Tugs-boats*、躉船 *Bulk*、小艇 *Boats*、刺船 *Carpo-boats* は總て噸税を納むべし、但し軍艦、御用船、水先案内船、遊船及一港内に於て荷役に從事する刺船、舢板船、舢船 *Lighers* 及港内又は一通商港と他の通商港に乘客、手荷物、信書、食品其他の無税品を輸送する小艇は噸税を免除せらる。

(二)入港後四十八時間を経過するか船艙を開きたる時は、噸税納付の義務を生ず、但し入港後底荷 (*Ballast*) の儘

或は手荷物、金銀塊、貨幣又は二十名以下の船客を積卸して四十八時間以内に出港する船舶、及避難又は修繕のために入港し、貨物乗客の積卸をなさずして出港する船舶は噸税納付を要せず。

(三)噸税は登簿噸數百五十噸以上のものは一噸につき四錢、百五十噸以下のものは一噸につき一錢とす。登簿噸數は外國船の場合には所屬領事館の報告に依り、内國船の場合には交通部の發給せる船牌に依るものとす。

(四)噸税を納付したる船舶にはその出港の際噸税證書(海關船鈔執照) Tonnage Dues Certificate を發給す。此の證書は出港の日より起算して四ヶ月間全國何れの通商港に於ても有效とす。

(五)修繕のため船渠に入りたる船舶に對しては、入渠中の日數を噸税證書の有効期限に加ふ。帆船に對しては十五日目より起算して出港前日迄の日數の半額を、一時各國政府の御用船となさば被備日數を有効期間に加ふ。(即ち有効期限の延長なり)

附記 天津、芝罘、並滿洲國獨立以前の牛莊にては一噸二分内外の噸税附加税を徴す。(滿洲國噸税参照)

錢行 *ch'ien' hong'*

上海に於ける舊式金融機關錢莊以下の同業組合たる錢業公會内に在る銀、洋、錢の取引市場とす。凡そ錢莊、銀行、票號、銀爐、信託公司、銀公司及び其の他の金融機關は、本市場に於いて商議し、錢莊同業に取引の代理委託を爲す、故に本市場に於ける取引は、事實上、上海金融界全部の取引を代表するものであり、その公示相場は上海金

融市場の唯一の標準相場となる。早市は毎日午前八時より開始し、午市は十二時に開始して大口の銀兩、銀元の取引をなし且つ釐、折の相場を發表す。晩市は小總會とも稱し早、午兩市の取引後、尙ほ過不足のある場合に之に於て取引をなし、以て調節をはかるものとす。

錢莊 *ch'ien' chung'*

舊式銀行の一である。嚴密に謂へば同業組合に加入せるものと、加入せざるものに區別され、前者を地方に依りては錢莊、入行銀號、傾銷銀號、滙劃莊等と稱し、後者を挑打莊、零兌莊と稱するも、普通錢莊とは同業組合に加入せるものを謂ふ。二人以上の合資組織に成り、出資者は錢莊の債權、債務に對しては持分に應じて無限の責任を負ひ、持分に應じて損益の如何に拘らず、一定の配當を受くるものなるが、日常の店務に關しては、他より招聘せる支配人(領東、掌櫃、管事的、經手、執事、司事、在事、家長)に一任し、營業課目は預金、貸付、手形の割引、莊票の發行、錢票の發行乃至爲替、洋銀賣買、手形交換及び同業者間の取引等である。(合夥参照)

錢鈔市場 *ch'ien' ch'ao' shih' chung'*

官營大連取引所の一部門にて、大正六年五月十八日關東都督府令第九號大連重要物產取引所錢鈔取引規程に依る鈔票の賣買取引を行ふ市場を謂ふ。而して錢鈔市場の先物取引を擔保し、清算事務を取扱ふ機關は大連取引所錢鈔

信託株式會社である。蓋し關東州及滿鐵附屬地に於て強制通用力を有するは朝鮮銀行金券なるが、滿洲、支那が銀本位たる關係上、銀券たる鈔票が特産物の取引及爲替取引等に必須のものとして、獨特の機能を發揮し、従つて金統一主義採用後に於てもその流通は巨額に上る。然し大連に於ける銀相場は金票をもつてあらはされた鈔票の相場にて、若し相場が下れば、それだけ金票値段の騰貴を意味す。かくて北方於て金を以て銀を賣買する本錢鈔市場は、南方の銀を以て金を賣買する標金市場すなほち上海金業交易所と、互にその動きを相反映して世界銀市場に角逐しつゝあるのである。

羨餘

hsien' yü' hao' hsien'

羨餘は殘餘の意義にて、正賦以外に徵收されたる一切の附加税、手数料、雜費等を總稱す。當初官吏が一公事を處理するに際し、臨時之を賦課せるが、其の公事終るも賦課を廢止せず私腹を肥せるものを、後中央に歸し公然賦課することになりしものあり、亦、中央の必要上之を賦課せるもの等あれど額は常に必要以上に徵收せり。前清に於ける課税方針は、正賦を増すことを避けし爲に、勢い種々の名目を以て羨餘内に於て増徴が行はれ、不正官吏は、羨餘の名に隠れて苛斂誅求を行ひ、時としては羨餘が正賦の數倍に達せし地方すらあり、其の名目次の如し。

(一) 火耗 *huo' hao'* 地丁の米糧は、折して銀錢を以て納入することを許せるために、銀を以て納入するに際し、銀色(質)に各良否の差等あり、不良の銀は徵收後鑄解して改鑄する際の減量を慮り、一定標準以下の不良銀を徵

收するに當つて、其の減量額を豫計して附加徵收せり。當初は不良銀にのみ之を徵收せるが、後には之が例となり一般折銀の場合には必ず之を附加徵收せり。從來、各州縣任意に之を行へるが、雍正二年令して火耗を戶部に解送して中央の費用と定む。

(二) 平餘 *ping' yü'* 乾隆初年四川省に於て行はれ、火耗の外に、錢糧納入に際し百兩に付き銀六錢を別に徵收し、平餘銀と稱し官吏の私腹を肥やせるが、乾隆三年、中央より之を公認し、其の徵收金額は中央に解送するに及ばず、藩庫に留めて地方の公費並に官吏の養廉(俸祿)に加併して官吏の廉潔を養ふ義にして大抵俸給の十倍に相當す)に充當することに定め、各省之を推行す、率は毎千兩、二十五兩、十二兩五錢等不定なり。

(三) 漕折 *ts'ao' che'* 嘉慶、道光年間に各省に於ける漕糧は其の折色を許され銀錢を以て納入するもの多くなりしが、糧を銀に換算するに際し、糧價以上に銀を徵收することを例とせり。

(四) 按糧津貼 *an' liang' chin' tien'* 咸豐の初年洪楊の叛亂に際し軍餉の準備として、四川省に於ては田賦銀一兩に付き銀一錢を隨徴して按糧津貼と稱せるが、各省之を推行す。

(五) 按糧捐輸 *an' liang' ch'uan' shu'* 同治元年四川總督駱秉章の上奏に依りて始められ、田賦の糧の多寡に按じて人民の福利施設を名目として強制的に寄附せしめ、特に之を捐輸と稱す。光緒末年に於ける各省の捐輸次の如し。

省名	名目	徵收額	率
奉天	警學款捐	二百四十一萬兩	每六畝銀半角一角
吉林	警學响捐		每响 錢數百—二千
黑龍江	警學響捐		每响 錢三百—一千一百
直隸	警學經費	十萬兩	
江蘇	規復丁漕徵價	三十萬兩	每兩復徵二百文
安徽	丁漕加捐	二十六萬兩	每兩一百文每石同
江西	丁漕加捐	二十六萬兩	每兩一百文每石三百文
山東	地丁改錢徵收	三十萬兩	
山西	本省賠款加捐	四十萬兩	每兩一錢二分五釐
河南	酌復錢糧舊價	八萬兩	每兩一錢、糧一斗、各四十文
福建	加收糧捐	八十萬兩	每兩三百文
浙江	丁漕加捐	十萬兩	每兩百文石百四十文
湖北	規復丁漕增價	四十萬兩	每兩銀四錢
陝西	規復差錢	四十萬兩	

省名	名目	徵收額	率
新疆	加收耗羨	四萬兩	每兩每石一錢五分
四川	新加糧捐	五十萬兩	
廣東	新加三成糧捐		
雲南	隨糧捐收團費	六萬兩	每兩三文

(數字は胡鈞中國財政史に依る)(田賦附加稅參照)

占田制度 *cham' tien' chih' tu'*

西晉の武帝のとき施行されし土地政策にて、この制度は人民の男女、年齢に應じてこれに一定額の土地を課し、且つ王公官吏の土地占有額を制限して、土地均分制度に近く、その標榜するところは社會政策的目的を以て行はれたかのごとくなるも、その實國家の收入政策上より立案されしものごとす。蓋し後漢末以來、中原の地戰亂相繼ぎ人民は相率ゐて流亡し、耕地は多く荒廢に歸せしをもつて、其の人民を土着せしめ、無主の田地を耕作することを強要し、これに課税して國家の財源をなさんとせざるものにて、その王公官吏の占田を制限せるは、徒らなる無稅地の増大するを防ぐの計とす。従つて富者の田を奪つて貧者に與ふるといふがごときことには、全く手を着けざりしもの如く、一面に於て豪強兼併の弊は依然として行はれてゐたのであり、その結果は不充分なりしも、支那中世に於ける土地制度の改革、こゝに端緒を發し、後南北朝時代を経て唐にいたり、遂に大成するにいたれるのである。

前市 *ch'ien' shih'* 上盤 *shing' pa'n'*

午前の立會即ち前場の義。午後の立會を後市と謂ふ。

前市 *ch'ien' shih'* 後市 *hou' shih'*

營口に於ける魚類の取引は、魚問屋が漁家の委託販賣の形式を以て商人に卸すにして、單位は百斤建を用ひ鮮魚に限り一割の入目を爲し、百十斤を以て百斤として計算す、而してこの際問屋は三分の手數料を取る。問屋に前市と後市あり。前市は零挑賣魚とも稱し市場に於て小賣商に羅賣を行ふものを謂ひ、營口に十二家あり。亦、彼等のうちには冬期は大連より鮮魚を移入販賣するものあり。後市は卸賣にて、當地方並に遠く奥地と取引し、鮮干鹽魚のみならず冬期閑散時には他の食料品をも取扱ふ、現在二十一家あり。取引決算は問屋對商人間にては現金及び掛取引の二方法あるも、問屋對漁家間には現金を用ひ、一週一度とし、年末には全額の決算を爲す、されど實際は漁家は問屋に對し借越しの關係に在りと稱さる。奥地商人にして當地に仕入するものの代金決済は、十日又は十五日延を普通とす。

如上前市、後市を取扱ふ種類により三種に分つ、如次。

(一) 乾鮮魚商。資本比較的大にして、鮮魚の外鹽魚を取扱ひ、冬期は各漁家に金錢を前貸し、翌年の販賣權を獲

得す。出張所を各地に持ち倉庫を有し多く、後市に屬す。

(二) 鮮魚商。小商人にして専ら生魚を取扱ふ、前市に屬す。

(三) 蝦米商。資本大にして蝦の仲介問屋とす。

贅婿 *chui' hsu'*

入婿の義。婿取りを招婿、招贅と謂ひ、婿に行くことを出婿と謂ふ。

醮捐 *chiao' chun'*

上海に於ける米店の公所たる嘉穀堂に會員の納入する寄附金を謂ひ、太平公醮すなはち神農に供養する爲にするを名とし、嘉穀堂再建のため、米一石を賣る毎に四文を納入す。ちなみに嘉穀堂の收入は、このほつ月捐、寄附金及び堂産收入である。醮は祭る、祈禱する、婚禮の義。

租調庸 *tsu' tiao' yung'*

唐は班田法に依り租・調・庸の三税を課し以て主なる財源と爲す。租は田に課する税にて、八十畝の口分田に對し、粟二石を徵收す。調は戸に課する税にてその地に産するところの特産を徵し、絹、綾、紗ならは各二丈、別に綿三兩を加へ、布ならは二丈四尺、別に麻三斤を加ふ。庸は丁に課する税にて、正丁毎年二十日を役し、閑年には二日を加ふるのであるが、その力役に就かざるものに對しては、一日に付き絹三尺の率を以て課税するのである。猶、役の外に雜徭あり、これは道路の修理、工作、運搬等の使役を課するのである。但し水、旱、蝗害の時は租、調、庸を減免することあり、また孝子、順孫、皇族、學生等に對しては役を課することを免するのである。(禹貢參照)

楚材晉用主義 *ch'u' ts'ai' chin' yung' ch'u' i'*

他國の人材を種族の區別なく登庸することを謂ふ。支那にては古來之が實行せられた。新唐書回鶻傳に據れば、唐の武宗は宰相李德裕に命じて、秦漢以來中國に仕へし外國人にて、功績顯著なるもの三十人を選びてその傳記を作

り異域歸忠傳と稱した。殊に唐時代には外人の任用愈多く、東は日本、新羅、百濟、高句麗より西は中央亞細亞の諸國を始め、遠く波斯、印度より長安に來り仕へしもの尠からず、ひいて近代明清時に及ぶ。

總號 *tsung' huo'* 總行 *tsung' hang'*

商社、銀行等の總本店。

總辦 || 總裁、頭取。

總賬、總簿 || 元帳。

總碼 || 總計。

總清 || 銀錢出納總帖。

總(貨)單 *tsung' (huo')kan'*

積荷目錄。

總催 *tsung' ts'ui'*

前清に於ける民間の一納税組合の名稱にて、光緒十年の頃納税義務者間に於て協圖又は義圖なるものを組織し、毎年順番に一部落を總催とし、部落内の有力者を選んで其取締をなし之を現年と呼び、現年は地税を催取して滞納者なく好成績を擧ぐ。

足銀 tsu' yin'

純銀に近き品位を有する銀にして、百兩中純銀約九十九兩一錢八分を含有するものを謂ふ。但し地方に依りて多少の不同あり、北平に於て行はるゝものを京色、天津のものを津色、濟南のものを濟足と呼ぶ。(銀兩参照)

足色、足赤 || 品位十分。 足年 || 滿一年。

息股 hsi' ku'

合資組織の一種たる合股(合夥)組織に於て、其の官利ゴアメリ即ち出資に對し利益の有無に拘らず定款に依りて利息として支拂ふべく定められたる利息金の代りに受授せらる株の義。

息銀 hsi' yin'

(一) 利子、利息金。
(二) 造幣廠に於て、製造したる錢の價格を以て其の製造原料及雜費を償ひて餘剩ありたる場合、其の餘剩を息銀又は息錢と稱す。

即付票據 chi' fu' p'iao' chui' 即票 chi' p'iao' 即期票 chi' chi' p'iao'

現票 hsien' pi'ao'

一覽拂手形。票は手形の義。

損失請單 sun' shih' ch'ing' tan'

保險の損害明細書。國民政府保險法第五十條に「損害の評價が保險者の責に歸すべき事由に因りて遲滞したる場合は、被保險者が損失請單を提出したる一箇月後より利息を附することを要す」とあり。

存款 ts'un' ku'am'

預金の義。

存息 || 預金の利子。

存摺 || 預金通帳。

存缺細賬 || 貸越相互計算書。

存票 ts'un' p'iao'

存主(月) || 預金者。

存數 || 預金額。

存取 || 預金と其の引出しの併稱。

存條 || 天津に於ける錢商の發行する預金證書にて持参人式一覽拂とす。

- (一) 預り證。海關の發行する戻稅證書。戻稅を存稅と謂ふ。
- (二) 錢莊に於て定期預金者に對して發行する定期拂手形。

存稅 *ts'un³ shui¹ Draw back.*

海關戻稅の義。

支那に於ける戻稅は、輸出貿易獎勵の目的を以つて、内國消費稅を拂戻す消費稅戻稅 *Excise drawback* に非ずして、一旦納付せる關稅を再輸出の場合に拂戻す關稅戻稅 *Customs drawback* である。即ちある或る貨物の輸入せられたる儘再輸出する場合に、前に輸入に際して支拂ひたる稅金(輸入稅又は沿岸移入稅)を拂ひ戻さるのである。廣義に於ける戻稅を次の如く區別す。



(1) 戻稅制度 *Re-Export under Drawback System.*

イ、外國品輸入稅戻稅

外國貨物の輸入稅戻稅は内國にて消費されざる外國貨物を、再輸出する際、前に納付せる輸入稅の拂戻を目的とす。

ロ、内國品沿岸移入稅戻稅。

内國貨物の沿岸移入稅戻稅は、内國貨物が一の通商港を経て、内外國に輸出の際、當初移入時に納付せる移入稅の拂戻を目的とす。

(3) 免重徵制度 *Exemption Certificates System.*

免重徵制度とは、輸入外國品の支那國內に再移出の場合に適用せらるゝ、他國に存せざる支那獨得の制度にて、一旦納稅したる貨物が、再移出せらるゝ場合に、關稅の重徵を免かれしむるの便法である。

一般戻稅の條件

再輸出に對し、戻稅を得んとするには、其の貨物が輸入當時の状態にて、再輸出せらるゝを要し、且外國貨物にありては、最初輸入の時より三年以内、内地貨物にありては移入の時より十二箇月以内に再輸出せらるゝことを要す。

戻稅に對して、海關の交付する戻稅證書を正稅存票 *Drawback Certificate* と謂ひ、免重徵制度には免重徵執照 *Exemption Certificate* を交付す。外國貨物に對する戻稅證書は、通貨と同様の效力を有し、子口稅及噸稅納付の時の外、諸稅金の納付に用ひることを得、又内地貨物に對する戻稅證書は、同種の貨物に對する、稅

金の納付に用ひる事が出来、共に實際上は、幾何にても使用し得るのである。

戻税證書は、又税金過徴 *Over-Paid Duties* 積殘 *Short Landed Cargo* 海損 *Sea Damaged Cargo* 等の場合にも利用さる。

再輸出は斯の如く利益あるものなれば、往々にして外國貨物の輸入に當り、不正なる申告をなし、後全く他の貨物を再輸出し、其の課税を免かれんとするの不正行爲をなす商人がある。之がため再輸出に伴ふ特權には可成手續上の面倒あるを免がれない、故に海關の錯誤を避けんが爲に、上海海關にては派司制度 *Pass System* を採用してゐる。(派司参照)

村治學派

ts'un' chih' hsiueh' pa's'

北方支那古來の政治思想を代表して、現代に之を實行せんとする、支那現時に於ける最も注目すべき思想の一つである。現代支那の政治思想を大別せば、南中支地方にては、孫文の三民主義及建國方略を中心として、社會科學の研究盛行、馬克思主義の思潮横流し、北支地方にてはいはゆる北洋派の帝政思想、憲法政治、國家主義、村治學派等なるが、うち村治學派が最も根底を有す。本學派の源流は顏習齋に發し、現在の米達吉によつて大成されたのである。即ち習齋は康熙年間、河北省保定に近き一地方人にして、朱子學の積弊を廢し、實際的なる學風を唱道し、

直ちに堯、舜、周公、孔子の眞面目に復歸して、秦平政治の實現に努力した。門下に李恕谷出で、學問は一層精密なれるも、その後、後繼者なく一旦中絶せるが、民國となりて徐世昌之を標榜し、四存學堂を開きたれど振はす、當時河北省の人賈佩卿之を門下に講じその門に米達吉を出す。彼は河北省保定縣翟城村の人にして、光緒二十九年(明治三十六年)日本に留學し、主として地方自治を研究し、歸國後十箇年の苦心の末、その出生地翟城村を改頁して新らしき自治村を建設した。後、塞外綏西に赴き五原地方に新農村幽風社を建設し、一方、天津に於て河北日報を主宰して村治を提唱し、亦、同志王朝俊、胡鼎元と共に北京に於て中華日報を創刊し、以、農立國の精神に基き西北地方の開拓を唱へ、農村組織を劃一して、東方文化の刷新を計り、且つ社會上、政治上の重要問題を解決せんとする一方、西北墾殖協進會を作り、西北の開拓事業に滿幅の精神を傾けつゝある。彼の政治に對する意見は、民國十四年、王朝俊と聯名して、段執政に建白せる建國法案に依りて明白である。本案は十二箇條より成り現代支那に於ける革新的文字である。略述、如次。

第一 民國建設の目的を以て、支那古代の文化を復興し、兼れて歐米の物質文明をも採用し、政教一致の政治組織を完成し、以て世界の爲めに眞正共和の先例を開く。

第二 傳賢の政體を採用し、賢人から賢人へ傳へる。從來の君主專制は不可、歐米輸入の民主共和も不可、永遠の平和はさうしてもこの政體で行かねばならぬ。それには斯くすべし——國家が特別専門の學院を設けて、政治志望の聰明材賢なる人物を養成し、支那學と歐米の政治、經濟諸學を酌量して教授し、卒業後それと生れた郷

里に於て村長の郷官となり、村長は村学校の校長を兼ね(政教合一)三年を一期として、選挙と考試を折衷したる典禮を行ひ、任期を九箇年とし、典禮を三回行ひ九箇年で全縣村長の最も賢良なるもの一人を擧げて縣長となし、縣長もまた在任九箇年で、全省縣長の最も賢良なるもの一人を擧げて省長となし、省長もまた前同様の方法で最も賢良なるもの一人を擧げて國長(大統領)とする。

第三 農村立國で、それには二つある。一つは内地に於ける舊農村の整理、一つは邊地に於ける新農村の建設である。舊農村の整理に、農村固有の良風美俗を培養し、且つ政府の命令で、各村に因利協會(産業組合)を作らせて、農民各自の便宜を増進し、自然に財産の平均、境遇の不安を除かしめる。古代に於ける井田の遺法を活かして均田や限田などの説もあるが、それはたゞ擾亂を増すのみで、何等利益のあるものではない。若し邊地を開拓して新農村を作る場合には、歐米のいはゆる大農主義流行の時代であるから、若し政府が古代井田の遺法を採用し、人口に接して田地を授けなかつたならば、資本家の爲に廣大なる荒地を占領せられ、自然に地主と小作人の階級を造り、社會不平の種子を播き將來の悪因となる。

第四 考試と選挙を同時に行ふ。元來支那の人材登用法は、考試(考績と試功)と選挙(郷舉と里選)の二途あるが、從來の制度は、全く専制君主の人材を操縦する道具に使はれたもので、今日之れを恢復する必要がない。また歐米の投票制度も完全なるものにあらず。故に古代の法意を採つて、考試選挙を同時に行ひ且つ變通を加へて今日の情勢に適合するに在るが、その要は、極めて尊嚴なる儀式の下に、人材登用の大典を制定頒布して、

民國の傳賢政體を確立し、以て長治久安の保障とする。

第五 教育制度である。漢の武帝が百家を退けて儒教を尊んで以來、孔孟の治國平天下の道現はれる筈であつたが、その前に秦の燒書坑儒の爲めに、その跡没し、凡そ漢儒は訓詁に流れ、宋儒は性理に走り、孔孟の道は遂に支那に行はれぬ様になつた。西洋と交通して以來、科學を廢し學校を興せるが、結果の好くないこと前代よりも甚だしい。前代の教育は實業には適せぬが、人格の修養には補ひがあつた。今日の教育は全く機械的で、倫常道徳の破壊に大威を揮ひつゝある。國家が教育に關係あるのは言ふまでもない。然らば宜しく現今の官僚の資格製造所の感ある機械的教育を改革して、人格養成所たりし子弟制を恢復し、以て尊師重道の精神を涵養する。

第六 重農政策である。米は農村立國を以て、國家改造の根本とし、農業の改良、農家副業の提唱より、産業組合、互助の道徳、禮讓の美風に至るまで、學徳兩方面の村長が指導の責任を負ひて、漸次、富裕の域に至るを期する。中央の農商部及び各地省の實業廳、各縣の知事、勸業所、警察所などに至るまで、均しく國家から法律を頒つて、商工偏重、富民保護の慣習を打破し一般農民の利便を謀らねばならぬ。この外、交通を發達せしめて、農産物の運搬を便利にし、河道を修治して、水旱の災害を除き、税率も平均を求め、あらゆる施設は、人民の便利に依らねばならぬ。教養兼れ施し、人々はその親を親としその長を長とし、衣食足りて而して後に禮義は興る。是れ農業政策の大切なる所以である。

第七 工商政策である。土農工商の四民は、共同して國家社會を組織して生活の向上を謀るが、しかも一重一輕の間に大影響を生ずる。歐米は商工で國を立て、居るから、吾人も自存の爲めに商工業を振興すべきこと無論なるも、世界の趨勢と國內の民情とを熟察して、至當の方法を講じ、四民の順序を維持して、歐米に於ける大患の前轍を履まぬ様にせねばならぬ。歐洲人の常套語に、農業時代より進化したる商工時代に至ると言ふも、一切の生活の必需品は、一も農産から離れず、商工業者は、僅かに製造と有無相通する商業の責を有するのみとするときは、進化と言ふは妄言にあらずや。今日の状況より見るときは、一面には商工業を振興して、外國に對し、一面は農業立國の精神を維持して社會の基礎を固くすべし。凡そ大規模の商工業にして、多數人民と關係あるもの——鐵道、鑛産、林業、船舶の如きは概ね公有として大資本家の獨占を免れしめ、一切の商工業にして全體國民に利益あるものは、十分發展を得るやうにし、之れに反するものは奇技淫巧を以て論じ、其の製造や運搬を禁じて社會に對する弊害を除かねばならぬ、この外、最も大切なものは労働者の待遇である。蓋し大規模の商工業が都會に設けらるゝ事は自然の勢で、しかも地方の労働者は惡風に染み易い。之を防いで社會の安寧を維持するには國家が工場を設定せねばならぬ。また公有に歸すべきものでなくして、しかも大規模の組織を必要とするものに就きては、成るべく資本家の操縦を避け、使用労働者の待遇に對しては労働時間と工賃の規定を設け、服務時間の外に休息の餘暇を定めて、その徳性を修養せしめ、種々なる惡習を除き、その工賃も必要以外は、代つて貯蓄をなし、年末に清算したものを通知し、或は郵便貯金をして家庭殖産の資金としま

た、毎年一度は歸郷して、父兄に逢ひて骨肉の情味を味はしむることは最も必要にて、家族制度に依つて社會の基礎を固くするものである。果して然らば過激思想は労働者間には發生せぬ。

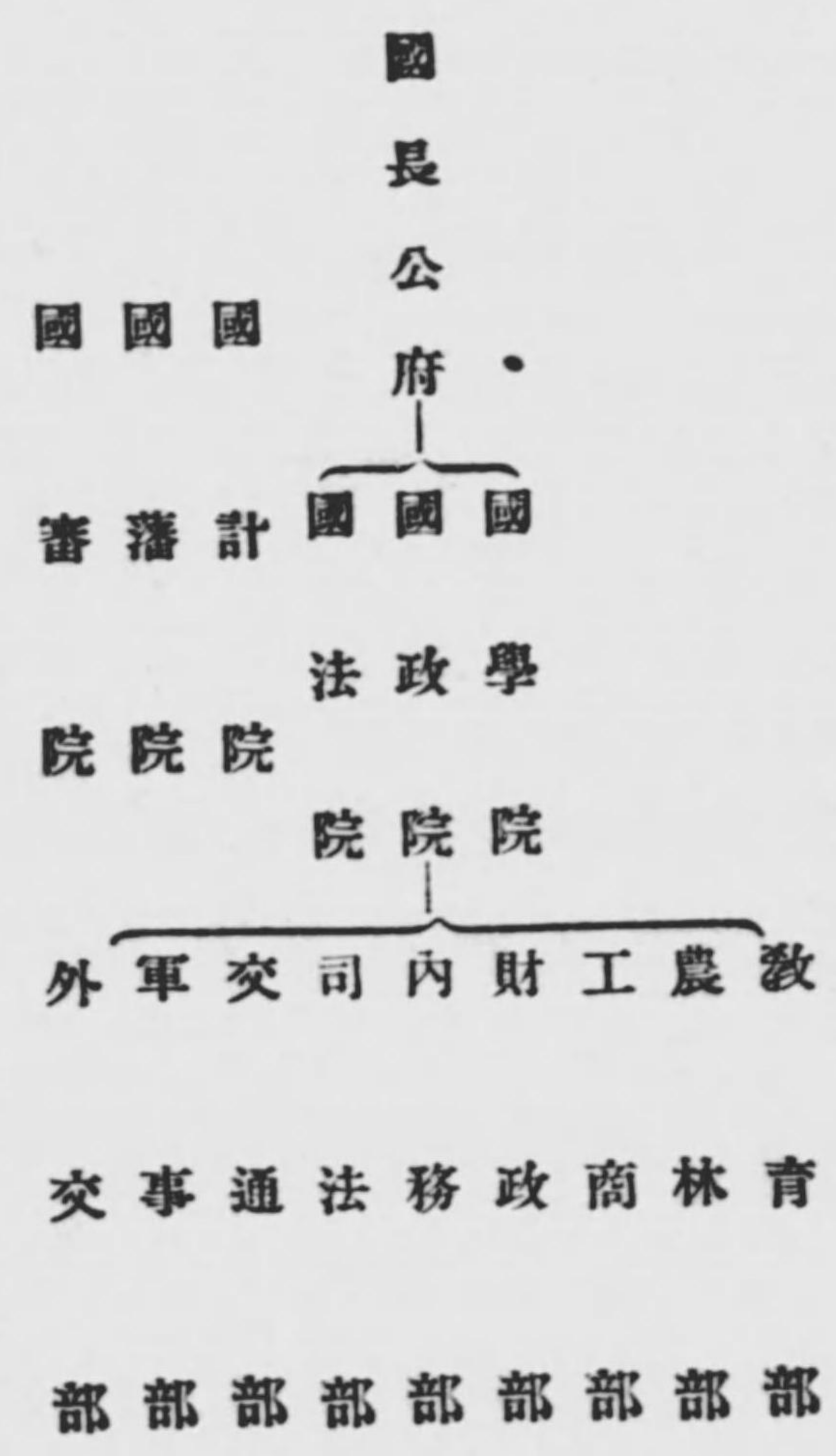
第八 邊地の殖民政策である。資本家の獨占竝に地主小作人の惡風を除くには須く、古代の井田制度を採用して新農村を組織し、以て社會の基礎を固くすべく、今日の實情より見るときは、政治の軌道に上るを俟ち、しかも裁兵對策は、兵士を邊地に使用して開拓に従事するのが第一良法で、即ち國計民生の唯一要法と云はればならぬ。幸ひなるかな清朝が邊地を開拓して西にも東にも廣大なる沃野がある事である。この土地が若し歐米人の手に入るならば、東亞大陸は果して如何なる光景を呈するか。思へば戰慄に堪えぬ。さらば交通の稍便利なる地方を撰んで、即刻移民開墾に従事し、大宣傳を行ふと共に、大資金を作つて銀行を設け、鐵道を通じて、新疆、青海、西藏、外蒙古等の交通を謀らねばならぬ。是れ國計民生の大關鍵で、また世界人類の福利である。その事たる、吾人全國上下の肩上に懸る。須らく羣力を集めて之れに従事せねばならぬ。

且つ夫れ過去十數年來に於ける羣雄起滅の状態を一變し、西北(陝西、甘肅、新疆、内、外蒙古の西半)東北(東三省)西南(雲南、貴州、西康、前、後藏)に屯田開墾の役所を設け、各實力者をして之れに當らしめ、その境内に於ても七八以上の省區を作り、土地を開拓すると共に國防を鞏固にし、内は内争を止め外は強敵に對するならば、たゞ單に自國の爲めのみならず、印度、安南諸國の爲めにも好く、また世界民族の幸福にもなるのである。

第九 經濟制度である。支那の經濟は、歐米のそれと甚だしく相違し、人民の便利とするところに従つて行くなら消極方法にて、要するに富を人民中に蓄藏し、恒産あつて恒心あり、従つて社會の平和なるのであるが、現代世界の潮流に對しては、相當の對策を立て、以て列國を周旋せねばならぬ。同時にまた固有の社會基礎を維持する爲めに、富を人民に蓄藏する從來の成法を重視し、更に擴充して民族特有の文化を發揚し、兼つて世界人類の幸福を増進せねばならぬ。

第十 軍事善後問題である。これは當時段祺瑞出で、假政府を組織し、張作霖、馮玉祥と共に、直隸派顧爾後の善後會議開催の期なりし爲に、米氏はこの會議を以て裁兵以外に善後の名に副ふべきもの無しとして、各實力者が談笑の間に兵權を釋いて、歴史上の美談となすべしと勸告し、從來の如き各省區の名稱を廢し、國防計畫を大主眼として、第一軍區第二軍區等に區分し、全く地方行政と分離するを要し、かくて後、一切の政治が軌道に上るを望まれる。たゞへば全國の常備軍を三四十萬と爲し、額外の軍隊は、省長の節制下に於て地方の治安を維持する外、期間を分けて解散し、或は道路の修築、河川の修治等に使用し、或は邊地に赴いて開墾に従事し、別に生計を謀る事としたならば、裁兵の結果は殖産興業の事業となつて一舉兩得となる。さりながら兵備は忽ちすることは出来ぬから、根本策として、制限を立てたる徵兵制を設ける事が最大必要であるが、(全國皆兵制度は國民性と合はぬ、制限を立てたる徵兵制は選兵制なり)これは國事の緒に就いてからの後である。海軍の建設も國防上最大必要であるが、時期尙早とす。

第十一 中央政府と地方政府との組織である。民國改建後の國是が、道德、文治を尊崇して、法治主義の弊害を救ふにあること勿論である。しからばその組織如何。



六院の中、國學、國政、國法の三院が主體で、國計、國審、國審の三院は、特別性質があるので附設する。而して國學院とは、國家に大事ある場合には、國長がその教を受ける外、全國の人材を登用する時の儀式及び道德風化一切の事務を主辦せしめ、尊師重道の意を示し、國政院とは即ち國務院、國法院とは以前の國會に相當するもので

あるが、人員は以前に比べて、無論少數で選舉法は考試選舉制を採用し、鄉村より縣省の法院を経て陞進する。また國計院は以前の審計院に相當し、國藩院は理藩院に相當するが、特にその職權を高くして邊藩一切の事務を辦理する。國審院は以前の大理院に相當する。但し國政院下の九部中教育部と國學院、財政部と國計院、司法部と國審院は一體一用の關係あつて、並行して悖らざるものである。

省政府は、一署、五院、四廳から成る。



省學、省政、省法の三院を主體とする。但し省政院長は省長自ら之に任ずる。

縣學、縣政、縣法の三院を主體とする。但し縣政院長は縣長自ら之に任ずる。

以上の學、政、法の三院は全國に涉つて系統的組織をなし、國省縣學院が全國立德の主體となり、國省縣政院が全國事功の主體となり、國省縣法院が全國立言の主體となり。而して治平の道をなす。

第十二 敬老制度の新設である。善長なる風俗を養成するには、敬老を重視せねばならぬ。何となれば尊親尊師は家庭的個人的であるが、これは社會的國家的であるからである。國省縣學の諸院を設けて、尊師重道の意を示すの外、更に國老、省老、縣老、村老等の諸院を設けて老年の有徳者を優待し、依りて道徳、學問、事功を尊重する風習を作る。凡そ國家に大勳勞あり若くは道徳、學問、事功ある人にして全國に尊敬せられ、年齢七十歳以上に達したるときは國老院に入れ、省、縣、村等何れも同じ。院老の慶賀——たこへば誕辰の加きには國老は國慶典禮を行ひ、省、縣、村の院老の事跡は、省、縣、村の典禮を行ひ——哀悼の如きには國、省、縣、村の典禮を用ふる。また各老の事跡は、國老は國史館に、省縣村老は省縣村志に記述し、もつて社會人心の風化を圖る。但し省及び縣に志局を設け、省、縣學院内に置き、村志は村立學校に置く。

蘇開

su¹ kai¹

海產物商の切口すなはち符牒にて、蘇州太湖所産の乾小蝦を謂ふ、味淡美に名あり。

(た、だ)

大同

ta² tung²

大同思想は古來漢民族の創造せる大なる思想的產物にて、彼等の最高の理想である。大同なる語は禮記の禮運篇に見ゆ次の如し。

大道の行はるるや天下を公と爲す。賢を選び能を與ひ信を講ひ睦を修む、故に人は其の親を親とせず、獨り其の子を子とせず、老をして終ふるところあり、壯をして用ふるところあり、幼をして長するところあり、矜寡孤獨廢疾のものをして皆養ふところあらしむ、男は分あり女は歸あり、貨は其の地に棄てんことを惡くみ必ずしも己れに藏めず力は其の身より出でざらんことを惡くみ必ずしも己れの爲にせず、是の故に謀閉じて與らず、盜竊亂賊作らず、故に外戸を閉じず、是を大同と謂ふ。

すなはちこの理想に従へば、公正が徹底して一に天下を公と爲し、天下凡て一家の如く私有私欲の争ひなく、従つて私有財産を認めず。經濟は共產、自分の家族と他人の家族とを區別せず、外國人を差別せず、國境を認めず、かくて政治上の政府の必要を認めざるることなる。しかしながら之が實行は容易に期し難く、一般的には禮法の制約

に依りて統一を建てんとする小康の世を第二の理想としたのである。されば由來、この國の政治の革新の思想は、多少、大同の理想に溯り、小康の考へと聯繫せざるものなし。輓近支那の革新的所産たる康有爲の大同論、孫文の三民主義等之にして、新興滿洲建國の年號も大同であることにも、はた支那國民革命の標語たる天下爲公が、滿洲國建國の際にも、しばしば引用標識されたにもその意、見るべきである。(小康参照)

大屋子

ta² wu² tau²

營口特有の商人にて、自己の名義をもつて他人の爲に貨物の賣買を行ひ、一定の口錢を取得する一種の間屋なるも、いはゆる牙行、棧店等と異なる點は、凡そ牙行、棧店は特種の商品に限られ、之が營業には官署の許可を要し取り極めて嚴重なるに反し、當地大屋子の營業には之等の制限なく自由にして、たゞ單に當港輸入貿易上の重要な役目即ち商品の賣買、代金の取立、立替、通關手續、貨物の保管、運送、商人の宿泊等の便宜を與ふるのみならず、地方商業即ち地方の貨物を當市場に賣却し、更に必要の商品を仕入れて地方へ輸送する客商(他地方商人)への利便少なからず、蓋しこれ等客商は營口に支店、出張所等を設けて取引せしむることあるも、多くは經費その他の關係より出張員を駐在せしむるか、或は其の都度來營して取引を行ふものなるが、多くは市場の情形に通ぜざるために大屋子に投じて其の周旋、仲介にたよる。大屋子の受くる手数料を扣用と稱し其の率は大體綿糸布類は二分、砂糖、燐寸、蠟燭、石油その他一般和洋雜貨は三分、紙、竹類及茶碗は税金の代納をなすに依り五分、茶は六分を請求し、

この負擔は何れも賣手に歸す。往時、營口港の殷盛を極めしときは其數、百戸を越し一箇年の取引額は一月平均三百五十六萬兩餘に達せしかども、漸次衰微し、現在は大小四十餘、その取引高も一年百萬兩餘に過ぎず。大屋子は其の取扱商品により、上海品を扱ふ上海大屋子、日本雜貨を取扱ふ東洋貨大屋子、外國雜貨を扱ふ西洋貨大屋子、寧波商品を取扱ふ寧波大屋子、専ら藥材を取扱ふ藥材大屋子の五種に分たる。(牙行参照)

大條銀 *ta' ti'ao' jin'* 紅毛條 *hung' mau' tiao'*

今日支那、滿洲に流通する銀兩、銀元及小銀元の原料は大部分、直接又は間接に世界銀市場たる倫敦及紐育より輸入せられたる銀塊で鑄造せらる、この銀塊を大條銀 *Bar Silver* 又は紅毛條と謂ふ。

大洋錢 *ta' yang' ch'ien'*

圓形の壹圓銀貨にして、中華民國國幣條例に依る品位九〇〇、量目庫平七錢二分すなはち六錢四分八厘(三七三・一三三六トロイグレイン)を壹圓とする銀貨、袁世凱、孫逸仙等の肖像あり。亦、清國舊銀貨たる大龍元、北洋銀並に日本舊圓銀、墨銀、香港弗も略同一の銀分を有する爲に普通大洋錢と稱せらる。

大連幫 *ta' tien' peng'*

上海金融市場に於て、大連(其の他滿洲奥地)と上海間、北支(青島、天津、芝罘)と上海間の爲替を其の業務の一部とする錢鈔業者の一團にて、俗に大連マチャント呼ばれる。其の實體に關しては滿日經濟部川島記者は之を巧みに説明されて居る、すなはち——彼等は滿洲と上海との間に於ける貿易に絶大な勢力を有ち、大連や奉天其の他の奥地に本支店を構へて上海其の他の各地と大連間との爲替買賣や、上海標金及爲替市場と大連錢鈔市場とのかけ繋ぎを營み、爲替市場や標金市場で目覺ましい活躍をする。彼等の強味はそのやり方が一致行動に出ることにあつて、上海で金圓を賣る時は全部の者が賣向ひ、買ふ時には其全部が買進むのである。凡そ錢鈔市場では金で銀の相場を建て、標金市場では銀で金の相場を現はし、大連と上海とは相場の建方が正反對なるが、その結果は全く同一である。然し大連と上海とでは、貿易關係や、地方的資金の繁閑の時期や、地方的金融の特異性など依りして、兩地の銀相場に差異が出来る。即ち從來大連は上海に比べて銀が割高である場合が多い。すなはち大連は滿洲第一の輸出港であつて、特産出廻り季節になると、銀資の需要が盛んに起り、爲替銀行は爲替の豫約をする場合に金圓を安く買つて銀を高く賣る。加之從來滿洲に於ける支那側の銀券は殆んど不換紙幣で騰落常なき爲、勢ひ確實な鈔票に需要が集まることも銀相場割高の一因と見られる。斯くて上海と大連との間に相場の値開きがあることが大連マチャントをして割合組織的に上海市場で活躍させる主要な原因を爲して居るのである。即ち彼等は採算の許す範圍内に於て、上海と大連とを較べて安い方を買つて高い方を賣り、其の間の値開きを利得する。彼等は上海市場で大連向け爲替を賣つた場合には、大連で滙申(上海向け爲替)を賣り、同時に大連錢鈔市場で鈔票を賣つて上海市

場の賣りをカバーし、大連向け爲替を買った場合には、滙申を買ふと同時に鈔票を買ふ。(上海の大連マーチャントは大連の錢鈔市場では上海筋と稱せられて居る。)一方上海市場で大連マーチャントの買進みに賣向つた爲替銀行の大連支店又は出張員が、上海支店の大連向け爲替賣りをカバーしやうとするには、滙申を賣ると同時に錢鈔市場で鈔票を賣る必要がある。だから此等の銀行筋の繋ぎ商賣も行はれる。斯くて上海市場とのかけ繋ぎが大連の銀市場を賑はしめる素因を爲すのである云々。

然るに滿洲國建國後急激なる日本資本の流入増加に鑑みるころありて、關東廳は昭和八年十月十五日より資本の外國逃避及び通貨爲替の思惑賣買の取締を目的として外國爲替管理令を發布せるため、爾來、彼等の活躍は昔日の姿を見ざるに至つた。

大興股份有限公司 ta⁴ hsiung¹ ku³ fen⁴ yu³ hsiang⁴ kung¹ ssu¹

本公司は大同二年七月、滿洲中央銀行より分離して、滿洲國公司法に依りて設立された最初の股份有限公司(株式會社)にて當すなほち實業を主とす。按ずるに滿洲中央銀行は、中央銀行としての職能以外種々の事業を經營せるが、これ等は銀行創立當時の規程に基き開業一年以内に獨立することに定められ、而して其等の中最も確實且有望な事業として實、醸造、製油、雜貨、代理等の營業を撰擇、その内容を充分整理して完全なものとして分離獨立せしめる事になり、これを銀行から繼承して生れしが大興公司とす。さらば會社としては新しいが事業としては既に古い確固たる地盤を有つ。因に同公司の資本金は滿洲國幣六百萬圓(全額拂込)、その包括する業種別事業數は次の如し。

業種	本店	分店	合計
當、(實)業	二七	二四	五一
當、造酒	二	四	六
當、造酒、雜貨	一	一	二
當、雜貨	二	一	三
當、錢莊	一	一	二
造酒、麥酒	一	二	三
製油、代理	一	一	二
代理	三	一	四
合計	三八	三一	六九

打本 ta⁴ pen³

借金の本金を返済するの義。

打完 || 債務の完納。

打價 || 掛値。

打賬 || 帳消し。

打對印

ta³ tui⁴ yin¹

紙幣、手形類の眞偽を鑑別すること。

打印 || 印子錢(日なしがれ)を月々返納する義。

兌現

tui⁴ hsien¹

兌換の義、現は現洋の略稱にて現銀を謂ふ。

兌條 || 支票の別名にして、當座預金者が錢莊に對して第三者への支拂を委託する手形、日本の小切手に同じ。

兌赤

tui⁴ chi⁴h⁴

北京にて鑄造せらるゝ金塊にて、漕秤をもつて計算し一個の重量五五五・六五グレイントロイにして、金店の保證する品位は九八〇即ち每千兩に付き純銀九百八十兩を含む。外國人は普通メキンゴールドバアを稱し、此の金塊は貴金屬品の原料なるも上海金市場にては地金として取引せらる。(上海標金、銀兩參照)

兌銀日期

tui⁴ yin⁴ jik⁴ ch⁴i⁴

手形の満期日。

兌換貼水

tui⁴ huan⁴ t'ieh¹ shui⁴

兩換の場合の切貨。

兌換赤金

tui⁴ huan⁴ ch'ih⁴ chin¹

純金を兌換すること、赤金は純金にして足金とも謂ふ。

多單

to¹ tan¹

運轉資金の未貸出餘剰にして Surplus にあたる。

對折

tui⁴ che³

五割引の義。一割引は九折、二割引は八折。

對票 || 支票、莊票等を錢莊に示し其引受を求むる義。

對待給付

tui⁴ tai⁴ chi⁴ fu⁴

反對給付の義。國民政府民法債權篇第二百六十四條に「契約に因りて互に債務を負ふ場合には相手方の當事者が對待給付を爲すまでは自己の給付を拒絶することを得、但し自己が先きに給付を爲すべき義務あるときは此限りにあらず」とあり。

對佃喫租 *tui' tien' ch'ih' tsu'*

業主(地主)が現に出租(賃貸)してある不動産を指定して借金を請ひ、この場合に貸主、借主及賃借人の三者の合議によりて成立するものと、業主より典押(質抵當)の成立を賃借人に通知するに止まる場合とあり。但し共に賃借人をして直接にその賃借料を貸主に納付せしめて、借金の利子に充當することは同じ、その證書を借帖又は指地借銀契と稱す。

退票 *tui' pi'uo'*

不渡手形。
退貨||戻品、返品。

退股||組合の脱退。

退條 *tui' ti'uo'*

天津地方に於て手形の支拂拒絶に際し用ひらる言葉にして、支拂拒絶に際しては日期不對(期日符合せず)又は請問原主(振出人に照會されたし)等と記して之を返還す。

退匯 *tui' hui'*

逆爲替の義、倒匯、逆匯とも稱す。

臺南三郊 *tai' nan' san' chiao'*

前清雍正三年に臺南に設立されし支那基爾特の一。當時臺南に居住し支那本土や臺灣沿岸の貿易に従事せる商人團體にて其の上海、天津等の北支那貿易を營むものを北郊と謂ひ、其の厦門、漳州等の貿易を營むものを南郊と謂ひ、其の臺灣各港の貿易を營むものを港郊と稱し、後道光七年、共同の事務所を設置し、之を三郊議事公所と稱した。而して本島の日本に割讓後、彼等の大部分は支那本土に歸來し、今僅かに臺南三郊組合の名を留むるのみ。(基爾特參照)

代報匯信 *tai' pao' hui' hsin'*

信用狀の義、憑信、憑信滙、信用函、憑支款とも稱す。

代用品 *tai' yung' pi'n'*

交易所(取引所)用語にして經紀人(仲買人)が其の證據金を納付する際に現金をもつてせずして之に代はるべき公債、株券又は棉花、棉糸等の倉庫證券等をもつて代用する場合、之を代用品と稱しその額を代用價格と謂ふ。

討債 *ta'o' chai'* 討賬 *ta'o' chang'*

貸金取立、掛取り。

當 *tang'*

あたる、任ず、向ふ、つかさどる、適す、當然、まさにすべし、即座に、質の義。

當舖、當店、當行、質屋。

當稅、質屋稅。

當帖、質營業鑑札。

當票、質札。

當死、質流れの義。北支にては流質期限の二十四箇月を経過するも何等手續の申出なき場合は、當舖は該入質物件の處分權を取得し、此處分は使用人の餘徳とされ、毎年舊曆二月、八月の二回に行はる。

當十錢 *tang' shih' ch'ien'*

後周の建德三年(五七四)に鑄造されたる五行大布錢に始り、唐代より清朝まで存し圓廓にして方孔を有する錢にして一を以て十に當つ(一文錢十個)るが故にこの名あり。現在の一錢銅貨に當十文とあるは之に倣へるものとす。

道教 *tao' chiao'*

後漢の張道陵の創唱した一種の雜駁なる功利的宗教にて、儒、佛と鼎立しつつも、其の信仰は事實上支那民間に徹底的に喰入つて居る。按ずるに春秋戰國時代を経て漢に入るや、國民的競争の弛緩ととも人心纒々經世的緊張の度を減ずるに至り、内面的欲求は黄老の學となり。墮しては神仙の説となり不老の術に奔つた、この大衆の動きを巧みに宗教的に利用したのが張道陵である。教祖張道陵は沛の豐邑に生れ自ら漢の張良八世の孫と稱し練丹の術を得て蜀の鶴鳴山に籠り、老子より符法を授かりと稱し、道書二十四篇を著はし其の法を諸人に施して効驗あり、之を五斗米の道と稱し病者あれば符水を飲ましめ、又は病者の姓名三通を書して其の一を山上に掲げ其の一を地中に埋め其の一を水中に沈め稱して天地人の三官に祈り病を除くと稱し、病若し効驗なきときは其の信仰の未だいたらざるものと斷する等、以て愚衆の尊信を得て自ら師君と號して宗權を揮ひ、彼の子孫は世襲的に代々天師の尊號を賜つた。聖典は道家の書に由れるも、その特異にして愚衆の喜ぶところとなりし點は、あらゆる支那民族の

迷信を利用して之を自己の教理に取り入れて自然に關する人心の要求を満足すべきものを含めることである。すなはち(一)老莊の養生説と神仙説を結びつけて方士の術を構成し、靈神を祠りて福徳を祈り、穀物を絶ちて身を軽くし以て御老(不老)の仙を得る、(二)陰陽道を以て自然の方則に依り身心を修養す、(三)易に依り水火匡廕の説をなし、その他、金鼎玉爐を以て修仙の用に供し、又た織緯を取り入れて豫言をなし符籙の術を以て脅制し、佛教の三世因果の教理を取り入れ、而も孝經のごときをそのまま道書として粉飾取扱ひ、多岐多端、雜然支那民族の信仰悉く之に包蔵するの觀あり、尤に瓦石を化して黄金と成すの術、不老不死の術、房中術など直截にその民族心理を衝くにいたりては、愚衆の信仰をあつめること察知すべきである。現在、道經聖典は太上感應編、陰騭文、文帝全書五十卷、呂祖全書六十卷凡て唐代以後に纂集されしものとす、但し現下もつとも通俗的なるものは三元三官經、北斗近命經である。

倒鈔法 *lao³ oh'no¹ fu³*

明の洪武九年に公布せる紙幣引換規則を謂ふ。すなはち各地に行用庫を置き、昏爛の鈔(文字の消へかり紙の破れたる汚損紙幣)を以て新鈔と引き換へたのである。

桐城派 *tu'ng³ oh'seng³ pa'i³*

桐城は縣名、安徽省安慶道に在り。桐城派とは康熙末年、桐城の人方望溪、劉海峯等に依りて唱道され、姚姬傳に至りて大成せる一學派とす。近時にては、柯劭忞、王樹枏、馬其昶等の舊官僚系の學者之に屬す。彼等は漢學者が訓詁のみに專念するを排し、義理、考據、詞章は共に相俟つべし、訓詁と考證と文辭三者の研究に依りて總て學問の扉の開かるものとし、凡そ義理を幹とし、文附く所あり、考據歸す所ありとて、當時、清朝考證學派に對立す。(考證學參照)

短 *tuam³*

短し、不足する、劣る、缺くの義。

短工||日傭人。

短本||借入資金。

短票||高利貸が、こゝ更に返済期限を短縮して三、四箇月毎に證書を書き更へ重利を食ふものを謂ふ。

短細||財源缺乏。

短陌 *tuam³ po¹*

短錢 *tuam³ oh'sen³*

銅錢計算に關する一般方法は銅錢一個を一文、百個を百文、一千個を一串文、一吊文、一貫、一緡びんとすも、百個以下すら百文、一千個以下すら一串文とすものあり、かかる計算方法に依る銅錢を短陌と謂ふ。亦、缺陌、省陌、錢とも稱す。之に對して一般の計算方法に依る銅錢を足陌、足錢、長錢、老錢と謂ふ。現在北、中支地方に行は

る。抱朴子のいはゆる長錢をとりて短錢を還す、にも考ふるに淵源するところ古く、南北朝より歴朝、現代に殘存す。主として官府の財政補救策が發生の因歟。(制錢參照)

灘工 *tan' kung'*

灘工とは鹽田に従事する労働者にて、之を(一)把頭及び(二)鹽夫の二者に分つ。

把頭は親方、組頭の義にて、鹽田に於て採鹽作業の全採配を振ふものにて、潮水の比重を鑑定し、一般作業上鹽夫を指揮し、鹽田主に對し全責任を負ふ。普通二副鹽田以上に一人を置き、その勞銀は春秋二季を通じ國幣百元乃至百五十元、外に食費として毎月六、七元を鹽田主が負擔す。

鹽夫は、水汲、採鹽、貯藏等の實地の工作に従事するものを謂ひ、一副鹽田に二名置くを普通とし、勞銀は春季(自三月至七月)四十元乃至五十元、秋季(自八月至十月)三十元乃至四十元、食費は鹽田主の負擔とす。營蓋、復縣に於ける把頭鹽夫の割合は、一副鹽田は鹽夫一名、二副は把頭一名、鹽夫四名、三副は把頭一名、鹽夫六名、厨夫一名である、而して厨夫は把頭及び鹽夫の負擔たる場合多し。

(ち)

地券 *ti' chuin'* 地照 *ti' chao'*

土地所有權を證明するために發行せらるゝ證券にて、方單、田單、升科單及地券の四種あり、前三者は支那人、後者は外國人の永借權を有する者に對し所屬國領事館の照會に依り之を發行す。

地戸 || 借地人。

地冊 || 吉林省に於ける土地臺帳。

地產 || 不動産たる土地。

地租 || 借地料。

地道 || 本場物。

地股 *ti' ku'*

支那人が外國人と合辦開礦事業を營むとき、礦地を提供するときは之を持株として地股と呼び、又資金を支出したる場合は之を銀股と謂ふ。

地痞流氓 *ti' pi' liu' men'*

支那農村に寄生せる無業の遊民を謂ひ、常に一定の農村に寄居せるものを地痞とし、住所不定、各地を流蕩するものを流氓とす。封建支那農村の痼疾である、之を類別する次の如し。(拙著支那の新生と民隠裸記参照)

(一) 浪人 これ等の大半は富豪の浪蕩子弟或は退學の學生にて、終日飽食、用心をこらなく村東より村西に走り、莊前より莊後に轉じ、或るときは街頭を横行して嬉笑言談、或るときは暗處に婦女を誘引する、農村中これ等浪蕩子弟は頗る多數を占む。

(二) 混鬼 これ等は無産者にしてその大部分は精明強幹、終日手に畫眉鳥の籠或は鷓鴣の布袋を持ちて逍遙自在、何等の定職を持たず。農村富豪にしてもし僅にても彼等の意を損せんか、彼等は盜賊を使喚して財物を竊偷せしむるにあらざれば、流氓を指揮して口實を藉りて混籍をなす。農村富戸等彼等を敬遠するに甚だし。彼等は毎年秋收冬藏或は各種の季節に打獵(凶年の)なる招牌を掲げ富戸に向つて寄附を強要す。富戸の大半その要求に應じその意に従はざるものなし。彼等は無産者なりと雖も而かも吃喝穿(食事飲みもの衣服帽)にいたりては如何なる財主よりも贅澤とす、彼等は流氓中の領袖にて、村人は大旗(北支特に冀南一帶にて)と稱呼す、蓋し敬遠の意である。

(三) 賭棍 これ等は賭博をもつて職業とし、常にその家に居ること少く戲臺、廟會は彼等の營業場所なるが、繁華の市鎮、富庶の村莊は共に、彼等の聚賭の場所とす。

(四) 烟鬼 これ等は烟癮者にて面黃體瘦仕事に従事することを得ず、純粹の消耗者となす。

(五) 説客 これ等の大半は辯口に長じ、臨機應變に處すること巧みにて、常に富豪の門に奔走し、各村莊の間を往來し、或は男婚女嫁の媒介、或は田産の賣買を周旋し、或は民間の係争事を調停し、或は人民の訴訟の世話を做しその間頗るよく機に乗じて利を取る、而も彼等は表面親切なる態度を保持して大衆の心理を迎へるがために、反りて社會の歡迎をうけつゝあり。

(六) 巫頭 これ等の農村に於ける信仰頗る大、尤に女頭は崇拜せらるゝこと甚だし(女頭は俗に善佑)これ等の迷信を藉りて積財に努めること由来すに久しい。一昨年河南北部に突として女活佛なるもの現れ、郷人の朝拜頗る盛んにて、この輩の獲利驚くべきものありき。

(七) 星相占ト これ等の大半は、言葉巧にて常に廟會にて占卦算命に従ひ、頗る萬人婦女の歡迎を受く。

(八) 行醫 農村に於ける醫療法は不完備、且つは値段高く、ために行醫極めて流行、かくて目薬、膏藥を賣るもの、如き、この輩みな口上手にて且つ藥代も比較的安ければ、農村の人々診察を乞ふもの甚だ多し、而も大部分は徒らに金銀を費消するのみにて、固疾癒えず、甚しきにいたりては診療のため生命を損し人を害ふこと尠少ならず。

(九) 僧道 これ等の不生産的なることは、昔時韓愈早くこれに言及す。現在農村の僧道(佛敎道教)墮落せること異常、寺廟變して烟館賭場となり、甚しきにいたりては毒品(阿片、コカイン)を販賣し、匪妓、通匪等のこと、亦時に聞くところにて實に社會的の大害たり。

(一〇) 乞丐 これ等はみな名のみをばらつゞれを裝ひ、姿、鳩首鵝形、農村にありて乞食生活を營めるが、彼等は